

原町市内遺跡発掘調査報告書 7

平成13年度試掘調査

泉廃寺跡（第16・17次調査）

一丁田条里跡

丸山館跡

北山横穴墓群

北山古墳群

無線塔跡

2002年 3 月

福島県原町市教育委員会

原町市内遺跡発掘調査報告書 7

平成13年度試掘調査

泉廃寺跡（第16・17次調査）

一丁田条里跡

丸山館跡

北山横穴墓群

北山古墳群

無線塔跡

2002年 3 月

福島県原町市教育委員会

序

文化財は、わが国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民共有の財産であり、その地域の歴史、伝統、文化などの理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものです。とりわけ、地中に埋もれている埋蔵文化財は、文字がまだなかった時代の人々の生活や文化、文字資料だけでは知ることができなかった先人の生活の様子について、私たちに多くの情報を与えてくれます。

近年、原町市内では広範囲にわたり開発の波が押し寄せ、町の景観が大きく変貌しつつあります。その一方、長い歴史を経て保存されてきた埋蔵文化財が一日にして失われてしまう危険性があります。このような状況のなか、教育委員会では、埋蔵文化財の保護のため、開発が行われる前に、遺跡の範囲や性格などの資料を得る目的で、分布調査や試掘調査を実施しております。

開発に際しては、これらの資料をもとに、開発者及び保護関係機関とにおいて遺跡の保存協議を行い、保存が困難な場合については、図面や写真などによる記録保存のための発掘調査を実施しております。

本報告書は、平成13年度に、国及び福島県の補助金を得て実施した市内遺跡発掘調査事業の試掘調査の成果報告書です。今後この報告書を、埋蔵文化財の保護、地域史研究のために活用していただければ幸いに存じます。

終わりに、地権者の皆様をはじめ、調査にご協力いただきました方々に心から感謝いたします。

平成14年3月

原町市長 鈴木 寛 林

例 言

1. 本報告書は、平成13年度に実施した原町市内遺跡の試掘調査報告書である。
2. 調査は、国及び福島県の補助金の交付を得て原町市教育委員会が実施した。
3. 発掘調査は、以下の体制で実施した。

調査主体 原町市教育委員会 教 育 長 鈴木 清身
調査担当 原町市教育委員会事務局文化財保護係
係 長 堀 耕平
主 査 二本松文雄（鈴木）
文化財主事 荒 淑人
発掘調査員 藤木 海

事 務 局 原町市教育委員会
事 務 局 長 木幡 新一（故人）
事 務 局 理 事 渡部紀佐夫
次長兼文化財課長 阿部 敏夫
主幹兼課長補佐 高倉 一夫
主 査 渡辺 芳信
主 査 北山 淑英
事 務 補 助 小林美枝子

調査補助員 狭川 麻子

整理補助員 遠藤 和子・古谷 洋子・山本 恵子・新川 幸子・狭川なつみ

発掘補助員 各調査遺跡に掲載

4. 発掘調査にあたっては、次の機関及び個人から協力を得た。

福島県相双農林事務所、原町市土地改良区、高平ほ場整備施行委員会、原町南部ほ場整備施行委員会、福島県歴史資料館、小浜行政区、高見町1丁目行政区、菊地辰夫、佐藤光夫、横山元栄、鈴木健司、佐藤忠俊、石橋哲夫、佐藤美保子、渡部正幸、佐藤一男、荒川初男、渡部 敏、西内 充、木幡テル、杉原 満、前田久男、木幡 一、大須賀行雄、石井 清、瀬川忠雄、西 徹雄、新開強志、遠藤昌三、鈴木将武、高平 忠、高平孝太郎、高平エイ子

5. 本報告書の執筆は文末に記した。編集は二本松文雄が行った。

6. 発掘調査、報告書作成にあたり、次の機関及び個人から指導、助言を得ている。

文化庁文化財部記念物課、福島県教育庁文化課、磯村幸男・禰宜田佳男（文化庁）、岡田茂弘（東北歴史博物館）、長島雄一・小林雄一（福島県教育庁）、光谷拓実（奈良文化財研究所）、平川 南（国立歴史民俗博物館）、山路直充（市川考古博物館）、玉川一郎（福島県立富岡養護学校）、熊谷公男・辻 秀人・佐川正敏（東北学院大学）、大平 聡（宮城学院女子短期大学）、宮本長二郎（東北芸術工科大学）、佐藤正人（尚綱女学院）、三上喜孝（米沢女子短期大学）、中島広顕（東京都北区教育委員会）、伊藤博幸・佐藤良和（水沢市埋蔵文

化財センター)、鈴木孝行(多賀城市教育委員会)、佐藤敏幸(矢本町教育委員会)、
安達訓仁(瀬峰町教育委員会)、高橋誠明・大谷 基(古川市教育委員会)、長島栄一(仙
台市教育委員会)、川田 強・佐川 久(小高町教育委員会)、鳥羽政之(埼玉県岡部町教育委
員会)、大橋泰夫(とちぎ生涯学習文化財団)、後藤建一(静岡県湖西市教育委員会)、
鈴木朋子(巨理町歴史民俗資料館)、猪狩忠雄・猪狩みち子(いわき市教育文化振興事業団)、
日野尚志(佐賀大学)、吉田 陽一(保原町教育委員会)、二上英朗、松永章三、佐藤仁司

7. 調査で得られた資料は、原町市教育委員会が保管している。

凡 例

1. 図中の方位は、真北方向を示している。
2. 水糸レベルは、海拔高度を示している。
3. 遺物の断面黒ベタは須恵器、それ以外は白抜きで図示した。なお墨書は黒ベタで表示して
いる。
4. 掲載した遺構遺物実測図の縮尺率は、各挿図の右下に記載し、挿図下方にスケールを付し
ている。
5. 遺構平面図のスクリーントーンによる表現は、各挿図にその凡例を示している。ただし、
土層断面図における斜線のスクリーントーンは、地山を示している。
6. 断面図の土層は、基本層位をL 1・L 2…大文字で、遺構堆積土をQ 1・Q 2の小文字で
表示した。
7. 本文並びに図作成に際しては、以下の記号・略号を使用した。
T：トレンチ、SB：建物跡、SD：溝跡、SK：土坑、SX：墓跡・性格不明遺構
P：ピット

目 次

序文	i
例言	ii
凡例	iii
目次	iv
挿図目次	v
写真図版目次	vi
第1章 原町市を取り巻く環境	1
第1節 地理的環境	1
第2節 歴史的環境	3
第2章 泉廃寺跡保存整備	11
第1節 調査に至る経過と遺跡概要	11
第1項 調査に至る経過	11
第2項 遺跡概要	11
第2節 調査成果	15
第1項 第16次調査	15
第2項 第17次調査	26
第3節 まとめ	49
第3章 原町南部地区ほ場整備	51
第1節 調査に至る経過と遺跡概要	51
第1項 調査に至る経過	51
第2項 遺跡概要	51
第2節 調査成果	53
第1項 一丁田条里跡	53
第2項 丸山館跡	67
第4章 原町市工業団地造成	70
第1節 調査に至る経過と遺跡概要	70
第1項 調査に至る経過	70
第2項 遺跡概要	70
第2節 調査成果	72
第1項 北山横穴墓群	72
第2項 北山古墳群	91
第5章 無線塔跡	102
第1節 調査経過に至る経過と遺跡概要	102
第1項 調査に至る経過	102
第2項 遺跡概要	102
第2節 調査成果	103
第3節 まとめ	103
報告書抄録	106

挿 図 目 次

第 1 章	原町市を取り巻く環境	
	図 1 原町地域の地質図	1
	図 2 原町市主要遺跡分布図	9
第 2 章	泉廃寺跡保存整備	
	図 3 泉廃寺跡全体図	13
	(第16次調査)	
	図 4 調査区位置図	15
	図 5 A地区平面図	17
	図 6 A地区出土遺物	18
	図 7 B地区平面図	19
	図 8 B地区出土遺物	20
	図 9 B地区1号溝跡出土木簡	21
	図10 正倉区画溝復元図	22
	(第17次調査)	
	図11 調査区配置図	27
	図12 第17次調査遺構配置図	29
	図13 12号掘立柱建物跡実測図	33
	図14 郡庁院変遷図	37
	(まとめ)	
	図15 郡庁院全体図	41
第 3 章	原町南部地区ほ場整備	
	図16 原町南部地区遺跡位置図	52
	(一丁田条里跡)	
	図17 条里坪付図	53
	図18 条里制地割の2つの型	53
	図19 『明治二十二年一月 磐城國行方郡下江井村一村全図』	55
	図20 明治22年当時の下江井村小字割(推定)	56
	図21 『(明治22年1月)磐城國行方郡下江井村四番字壺町田』	57
	図22 一丁田条里跡 トレンチ配置図	59
	図23 一丁田条里跡 土層柱状図	60
	図24 20号トレンチ出土 土師器 高杯	60
	(丸山館跡)	
	図25 遺跡範囲図	68
	図26 丸山館跡トレンチ配置図	68
第 4 章	原町市工業団地造成	
	図27 墳丘位置図	70
	図28 遺跡位置図	71
	(北山横穴墓群)	
	図29 北山横穴墓群 地形図	73
	図30 北山横穴墓群 遺構配置図	75

図31	北山横穴墓群 遺構配置図 (1)	77
図32	北山横穴墓群 遺構配置図 (2)	80
(北山古墳群)		
図33	墳丘位置図	91
図34	北山古墳群全体図	92
図35	1号墳出土土器	93
図36	2号墳出土土器	94
図37	1・2号墳平面図	95
図38	3号墳平面図	96
図39	4号墳平面図	97
第5章 無線塔跡		
図40	無線塔跡位置図 (1)	102
図41	主塔略図	103
図42	無線塔跡位置図 (2)	104
図43	無線塔跡位置図 (3)	104
図44	無線塔基底部	105

写真図版目次

第2章 泉廃寺跡保存整備	19	1・10~12号掘立柱建物跡(南上空から)	44
(第16次調査)	20	D~G区全景	45
1 B区1号溝跡出土木簡	23	21 1・12号掘立柱建物跡(南から)	45
2 B区1号溝跡出土土器	23	22 1・10・12号掘立柱建物跡	45
3 A地区1号溝跡検出状況1	24	23 1号掘立柱建物跡・1号溝跡土層断面	45
4 A地区1号溝跡検出状況2	24	24 2号掘立柱建物跡	45
5 1号溝跡土層断面	24	25 3・7号掘立柱建物跡	46
6 2号溝跡土層断面	24	26 3号掘立柱建物跡	46
7 1号掘込地業	24	27 7号掘立柱建物跡	46
8 1号掘込地業	24	28 10号掘立柱建物跡	46
9 B地区1号溝跡・1号柵列	25	29 10号掘立柱建物跡	46
10 B地区1号溝跡・1号柵列	25	30 10号掘立柱建物跡身舎北西隅柱	46
11 B地区1号溝跡断ち割り	25	31 10・12号掘立柱建物跡	46
12 1号木簡出土状況	25	32 石敷	46
13 2号木簡出土状況	25	33 11号掘立柱建物跡	47
14 1号土坑検出状況	25	34 12号掘立柱建物跡	47
15 1号溝跡土器出土状況	25	35 12号掘立柱建物跡	47
(第17次調査)	36	12号掘立柱建物跡土層断面	47
16 第17次調査区全景	43	37 12号掘立柱建物跡礎板出土状況	47
17 郡庁院遺構配置	43	38 12号掘立柱建物跡柱根出土状況	47
18 調査区近景(南から)	44	39 12号掘立柱建物跡土層断面	47

40	B区全景、7号掘立柱建物跡東側	48	76	1号横穴墓	伐木・刈払後	81
41	C区全景、4号掘立柱建物跡北妻	48	77	1号横穴墓	玄門部	81
42	D区全景、4・5号柱列	48	78	1号横穴墓	玄室	81
43	4号掘立柱建物跡南妻	48	79	1号横穴墓	玄室、西側壁 後世の小穴	81
44	E・F区全景	48				
45	5・6号掘立柱建物跡	48	80	1号横穴墓	羨道部セクション	81
46	G区全景	48	81	1号横穴墓	副室	81
47	8・9号掘立柱建物跡	48	82	2号横穴墓	伐木・刈払後	82
第3章 原町南部地区ほ場整備 (一丁田条里跡)			83	2号横穴墓	羨道部セクション	82
48	一丁田地区遠景	62	84	2号横穴墓	羨道部セクション	82
49	調査区近景	62	85	2号横穴墓	前庭部セクション	82
50	3号トレンチ	62	86	2号横穴墓	玄門部検出状況	82
51	4号トレンチ	62	87	2号横穴墓	玄室	82
52	8号トレンチ北壁セクション	62	88	2号横穴墓	全景	82
53	14号トレンチ作業風景	62	89	2号横穴墓	副室	82
54	14号トレンチ北壁セクション	62	90	3号横穴墓	伐木・刈払後	83
55	16・18・20・22号トレンチ	62	91	3号横穴墓	作業風景	83
56	15・17・19・21号トレンチ	63	92	3号横穴墓	羨道部セクション	83
57	16号トレンチ	63	93	3号横穴墓	提瓶出土状況	83
58	19号トレンチ	63	94	3号横穴墓	副室 木炭出土状況	83
59	21号トレンチ北壁セクション	63	95	3号横穴墓	焼土出土状況	83
60	20号トレンチ高杯出土状況	63	96	3号横穴墓	全景	83
61	20号トレンチ出土高杯	63	97	3号横穴墓	羨道部～前庭部	83
62	整地碑	63	98	4号横穴墓	伐木・刈払後	84
63	『相馬郡大甕村大字下江井字一丁田』	64	99	4号横穴墓	岩盤検出状況	84
64	『磐城国行方郡北新田村壺番字一ノ坪』	65	100	4号横穴墓	玄門部検出状況	84
65	『磐城国行方郡北新田村第壺号 虎字一ノ坪全圖』	66	101	4号横穴墓	羨道部セクション	84
(丸山館跡)			102	4号横穴墓	副室	84
66	遺跡近景	69	103	4号横穴墓	提瓶出土状況	84
67	遺跡近景	69	104	4号横穴墓	鉢出土状況	84
68	3～6号トレンチ	69	105	4号横穴墓	紡錘車出土状況	84
69	1・2号トレンチ	69	106	5号横穴墓	岩盤検出状況	85
70	7～11号トレンチ	69	107	5号横穴墓	全景	85
71	5号トレンチ	69	108	5号横穴墓	羨道部	85
72	5号トレンチ南西壁土層断面	69	109	5号横穴墓	羨道部・副室	85
73	10号トレンチ	69	110	5号横穴墓	羨道部	85
第4章 原町市工業団地造成 (北山横穴墓群)			111	5号横穴墓	羨道部セクション	85
74	1号横穴墓 調査前	81	112	5号横穴墓	羨道部入口の溝	85
75	1号横穴墓 作業風景	81	113	5号横穴墓	羨道部入口の溝	85
			114	6号横穴墓	伐木・刈払後	86
			115	6号横穴墓	岩盤検出状況	86
			116	6号横穴墓	全景	86

117	6号横穴墓	玄門部	86	(北山古墳群)	
118	6号横穴墓	副室・焼土と木炭		154	1号墳
	出土状況		86	155	1号墳
119	6号横穴墓	杯出土状況	86	156	2号墳
120	6号横穴墓	羽口出土状況	86	157	2号墳
121	6号横穴墓	羨道部セクション	86	158	2号墳
122	7号横穴墓	調査前	87	159	3号墳
123	7号横穴墓	玄門部検出状況	87	160	2号墳
124	7号横穴墓	羨道部セクション	87	161	1号墳
125	7号横穴墓	羨道部セクション	87	162	2号墳
126	7号横穴墓	玄門部～羨道部	87	163	2号墳
127	7号横穴墓	玄門部～羨道部	87	164	2号墳
128	7号横穴墓	全景	87	165	2号墳
129	7号横穴墓	玄室	87	166	3号墳
130	8号横穴墓	伐木・刈払後	88	167	3号墳
131	8号横穴墓	玄門部検出状況	88	168	4号墳
132	8号横穴墓	羨道部セクション	88	169	4号墳磔出土状況
133	8号横穴墓	古銭出土状況	88	第5章	無線塔跡
134	8号横穴墓	石棒出土状況	88	170	無線塔のある風景(解体前)
135	8号横穴墓	玄門部	88	171	基底部検出状況
136	8号横穴墓	全景	88	172	鉄筋検出状況
137	8号横穴墓	玄室	88	173	埋め戻し後
138	2～3号横穴墓		89	174	無線塔頭部
139	3～4号横穴墓		89		
140	4～5号横穴墓		89		
141	5～6号横穴墓		89		
142	8号横穴墓西側の洞穴		89		
143	8号横穴墓西側の洞穴	検出作業	89		
144	8号横穴墓西側の洞穴	入口 検出状況	89		
145	8号横穴墓西側の洞穴	内部	89		
146	3号横穴墓出土	須恵器 提瓶	90		
147	4号横穴墓出土	須恵器 提瓶	90		
148	4号横穴墓出土	土師器 鉢	90		
149	4号横穴墓出土	石製 紡錘車	90		
150	6号横穴墓出土	土師器 杯	90		
151	6号横穴墓出土	羽口	90		
152	8号横穴墓出土	古銭 文久永宝	90		
153	8号横穴墓出土	石棒	90		

第1章 原町市を取り巻く環境

第1節 地理的環境

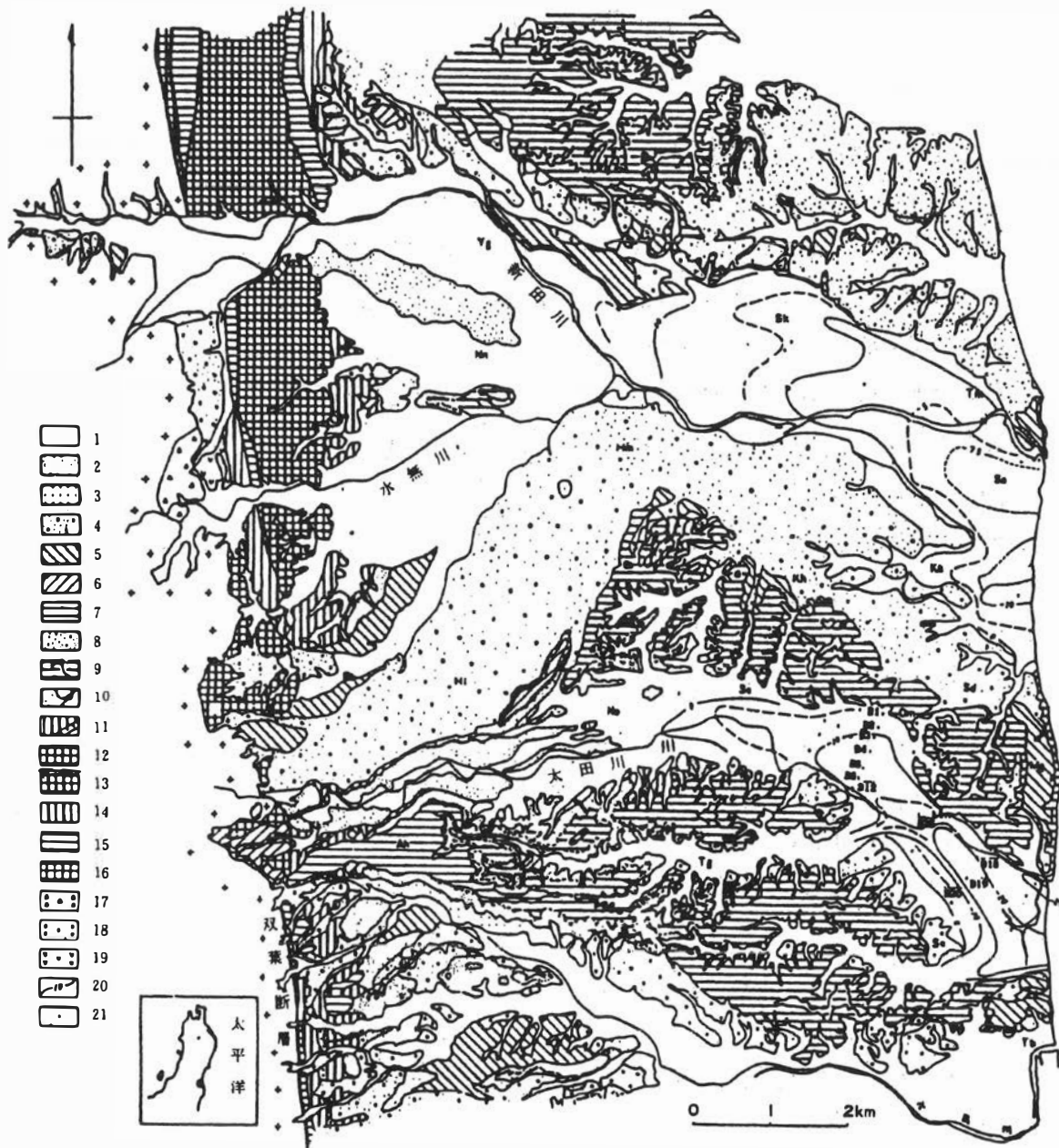
福島県原町市は、浜通り地方のいわゆる阿武隈高地東縁部東部の低地帯北方、相馬地方のほぼ中央に位置しており、東は太平洋に面し、行政境としては北は相馬郡鹿島町、南は小高町、西は飯舘村・双葉郡浪江町と境界を接している。人口は約49,800人、面積は約198,49km²で、当地方の産業及び政治面での中核都市となっている。主要交通網は南北方向に縦走するJR常磐線と国道6号線であり、仙台方面や市内などへの通勤・通学手段として利用されている。

原町市の地形は、西部域を南北方向に縦走する阿武隈高地、そこから派生する相双丘陵・常磐丘陵と称される標高100m以下の低丘陵、及び丘陵間に開析された沖積平野とで構成されている。全体として阿武隈高地にかかる西側が高く、東部にいくにつれて標高を下げている。阿武隈高地東縁部と浜通り低地帯と双葉丘陵地域（岩沼一久之浜構造線）によって地質的に明瞭に区分され、低地帯もまた断層以東の相双丘陵地域と以南の常磐丘陵地域とに区分されている。阿武隈高地は東西約50km・南北約200kmの規模を有し、古生代から新生代中頃新第三紀中新生に至る地質を有し、北上高地と並ぶ日本最古の地質構造を形成している。基盤層は古生代末期のアパラキア褶曲と中生代末期のララマイド褶曲に代表される二度に渡る世界的な造山運動の際に、古生層及び中生層に貫入した古期及び新期・最新期の花崗岩、変成岩類である。地形的には山頂がなだらかな隆起準平原を呈しており、原町市付近の標高は500～600m前後になっている。高地周辺では標高100～150m前後を測り、東延するにしたがって徐々に高度を下げ、海岸部では20～30mを測る。

阿武隈高地裾部から東に派生している低丘陵は、新生代第三紀に形成された固結度の低い凝灰岩質砂岩で構成されており、双葉断層により、上層部の相双丘陵（滝の口層）と中・下層の常磐丘陵地域とに区分されている。第四紀洪積世における氷河期と間氷期の海水準変動により、丘陵上には海成及び河成の段丘が構成され、高位より順に第1段丘、第2段丘、と命名されている。原町市内では埋没段丘を含む7段丘の存在が知られており、特に第1段丘である畦原段丘と第4段丘である雲雀ヶ原扇状地が発達しているが、他は河川上流域沿いに小規模に分布する在り方を呈している。低丘陵の間には、各河川が樹枝状に開析した谷間に土壌が埋没した沖積平野が入り込んでいる。標高は20m以下であり、縄文時代前期を中心とするかいしんき海進期には海岸部の大部分が海水面下にあったと考えられており、大木2a式期の遺跡である萱浜の赤沼遺跡の調査では、海水面を標高6m前後に求めている。現在では圃場整備が進み、一面の美田地帯が形成されている。

「参考文献」

福島県原町農地事務所・福島県原町地盤沈下対策事務所 1985年 「原町市の地形・地質」
『原町地盤沈下対策事業誌』



1: “沖積層”, 2: 第6段丘構成層, 3: 第5段丘構成層, 4: 第4段丘構成層, 5: 第3段丘構成層, 6: 第2段丘構成層, 7: 第1段丘構成層, 8~11: 竜の口層, 8: 同c層(砂岩), 9: 同c層(シルト岩・京塚沢凝灰岩), 10: 同b層, 11: 同a層, 12~19: 基盤岩類, 12: 塩手層, 13: 小山田層, 14: 富沢層, 15: 中の沢層, 16: 枋窪層, 17: 古生層, 18: 花崗岩類, 19: 脈岩, 20: 竜の口層上面標高(m), 21: ホーリング地点と孔番, Ah: 畦原, Bb: 馬場, Hi: 雲雀ヶ原, Hm: 原町市街, Ht: 東高松, Ka: 菅浜, Kh: 北原, Kk: 片倉, Mg: 間形沢, Mm: 米々沢, Nn: 長野, No: 中太田, Om: 大甕, Sd: 葦, Se: 下江井, Sk: 下北高平, So: 下太田, Ss: 下渋佐, Tb: 塚原, Tg: 鶴谷, Tm: 館前, Yg: 横上

図1 原町地域の地質図(原図 1979 中川他)

第2節 歴史的環境

最近の原町市では、県営ほ場整備事業などの大規模開発が推進されており、それに伴う埋蔵文化財の発掘調査により、従来不明であった弥生時代遺跡の存在や、福島県浜通り地方における律令期の政治動向を究明する一端となる大きな成果が続々と報告されてきている。原町市では、これまでも分布調査や発掘調査を通じて遺跡の保存・活用に努めてきたが、今後増加の一途をたどるこれらの遺跡に対して、尚一層の保存・活用の努力が求められているところである。

また、平成7年（1995）には国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が繰り広げられる野馬追祭場地の東隣に「野馬追の里歴史民俗資料館」が建設された。平成10年度には「野馬追の里原町市立博物館」と名称変更され、当地方の歴史・民俗における生涯・社会教育の場として活動している。

原町市における旧石器時代の遺跡は現在のところ、遺跡の出土する散布地が9ヶ所知られている。立地条件を概観すると畦原A遺跡（1）、熊下遺跡（2）、袖原A遺跡（3）などは太田川流域の第1段丘面の畦原段丘上に所在し、陣ヶ崎A遺跡（4）、南町遺跡（5）、橋本町A遺跡（6）、桜井遺跡（7）などは第4段丘面の雲雀ヶ原扇状地に所在している。

縄文時代の遺跡は、早期末から前期初頭の住居跡の調査が行われた片倉の八重米坂A遺跡（8）、隣接する羽山B遺跡（9）などが阿武隈高地裾部に所在している（註1）。太田川を北に臨む第1段丘面に所在する片倉の畦原F遺跡（10）の調査（註2）では早期末から前期前葉の土坑3基が調査されている。この時期は、高地寄りに立地する遺跡がある一方で海浜側の微高地上に所在する遺跡も知られている。前期初頭大木2 a 式の土器片が出土した萱浜の赤沼遺跡（11）（註3）や前期前半の土器片が多量に発見された雫の犬這遺跡（12）は雲雀ヶ原扇状地の先端部の微高地上に所在しており、該期の古環境を知る上での貴重な成果を上げている。

中期の遺跡は、大木9～10式の土器片を多量に出土する押釜の前田遺跡（13）が阿武隈高地裾部の低位丘陵に立地しており、新田川流域の第3段丘面上に所在する上北高平の高松遺跡（14）周辺から西側の平坦面一帯は、末葉の大木8 a～10式土器片を出土することで知られている。高松遺跡の東方約1 km、同段丘面上に立地する植松A遺跡（15）では、昭和52年（1977）の宅地造成に伴う発掘調査により、大木10式期の複式炉を伴う竪穴住居跡1棟が市内で初めて調査されている。

後期から晩期の遺跡は、大洞C 1～A式期土器片を出土した片倉の羽山遺跡（16）などの遺跡が市内各地に所在している。平成8年（1996）の宅地造成に伴う高見町A遺跡（17）の発掘調査では晩期中葉の埋設土器を伴う石囲炉の竪穴住居跡1軒が調査されている（註4）。平成12年（2000）に実施された上ノ内遺跡（18）の試掘調査では後期の綱取Ⅱ式の土器が出土している。（註5）浜通り低地帯の海岸部には多くの貝塚が所在しているが、原町市ではこれまで確認されておらず、空白地帯となっているが、今後貝塚が発見される可能性を秘めている。

弥生時代の遺跡は、東北地方南部の標式土器として使用されてきた中期末葉の桜井式土器を出土する桜井遺跡（7）（註6）が知られていたが、最近の調査では海岸部の丘陵の尾根部に

小規模な集落を構成していた例や海浜寄りの低位丘陵中から土器や石庖丁が出土する例が報告されている。また、平成5年（1993）に調査された高見町A遺跡（17）からは北関東を中心に出土する弥生時代後期の十王台式土器を出土し、その北限となる竪穴住居跡が2棟発見されている（註7）。平成8年（1996）に高平地区ほ場整備事業に伴う法幢寺跡（20）からは桜井式期の土器棺が1基調査されている（註8）。

古墳時代では、平成8年（1996）の高平地区ほ場整備事業に伴う荒井前遺跡（21）の調査で方形周溝墓が2基発見され、周溝内からは塩釜式の大型の壺が出土している。古墳では前方後方墳として東北第4位の規模をもつ国指定史跡の桜井古墳（22）が新田川南岸の河岸段丘上に所在しており、周辺古墳と共に桜井古墳群上渋佐支群（23）・同高見町支群（24）を構成している。桜井古墳は平成10年度から3ヵ年かけて実施された史跡整備に伴う確認調査で、主軸長74.5mを測る大型の前方後方墳で、墳丘は後方部3段築成、前方部無段の墳丘であることが確認された。後方部墳頂平坦面からは2基の棺の痕跡が発見され、底部穿孔二重口縁壺が出土している。

桜井古墳と同じ上渋佐支群に所在する7号墳（23）は一辺27.5mを測る大型の方墳である。墳丘の周囲には不整形な周溝が巡り、墳頂平坦面からは2段墓坑と墓坑内に安置された組合式木棺が確認された。特に棺の内部からは珠文鏡が出土している（註9）。

他に昭和42年（1967）に、中太田所在の墳丘部軸上約40mの前方後円墳と推定される与太郎内1号墳（25）、高見町1丁目所在の墳丘部直径約12mの円墳である高見町1号墳（26）の発掘調査が行われ、高見町1号墳からは粘土施設を伴う割竹形木棺の痕跡が確認されている（註10）。

平成5年（1993）の高見町A遺跡（17）の調査では、既に削平されてマウンドや埋葬施設は未発見であったが、外郭直径約15m、幅約2mの円形の周溝1基が発見され、桜井高見町2号墳（27）と命名されている。この調査では塩釜式期の竪穴住居跡2軒が市内で初めて発見されており（註11）、この地域が弥生時代から古墳時代への変遷や古墳の出現過程を知る上で重要な遺跡であることを示している。高見町A遺跡は同時に桜井古墳群高見町支群としても重要な地域で、平成7年（1995）には市道予定区域とその西側の部分について発掘・試掘調査が実施され、古墳8基、周溝を伴わない刳抜石棺3基、箱式石棺1基の他、弥生時代から古墳時代の竪穴住居跡21棟が確認されており、同古墳群の密度の高さをあらためて示している（註12）。平成8年度（1996）には個人宅地建設にかかる発掘調査で発見された18号墳（28）は、直径12mの円墳であり、地表下に設けられた竪穴の埋葬施設に割竹形木棺を安置していることが確認された。埋葬施設内には棺外に3点の杯を副葬しており、後期の古墳であることが確認されている（註13）。平成11年度（2000）には高見町A遺跡の確認調査が行われ、古墳と住居跡が確認された（註14）。このうち15号墳（29）は後期に築造された主軸長20mの前方後円墳であることが確認されている

平成8年（1996）には荷渡古墳群（30）で3基の山頂墳が調査され、いずれの埋葬施設も割竹形木棺の直葬であった（註15）。この他、市内各地の丘陵上に古墳が築かれており、北泉の

地蔵堂古墳群 (31)、江井の西谷地古墳群 (32)、鶴谷の五治郎内古墳群 (33) などが所在している。

終末期になると、当地方でも横穴が多く作られている。現在確認されている分布状況を見ると、鹿島町との境に近い新田川北部の上北高平には北沢横穴群 (34)、京塚沢横穴群 (35)、新山前横穴群 (36)、北泉に大磯横穴群 (37)、地蔵堂横穴群 (38)、太田川北部の上太田には道内迫横穴群 (39)、大甕には西迫東迫横穴群 (40)、雫には坂下横穴群 (41)、太田川南部の高には、昭和40年 (1965) に調査された高林横穴群 (42) (註16) などが河川流域の沖積平野を望む丘陵に所在しており、古墳の分布の在り方とほぼ合致している。また、中太田の中畑横穴群 (43)、羽山横穴群 (44)、上太田の新橋横穴群 (45) は、雲雀ヶ原扇状地を望む丘陵に所在している。この内、昭和48年 (1973) に発掘調査が行なわれた国指定史跡の羽山横穴 (46) は、玄室奥壁に壁画が描かれており (註17)、調査後に保存施設を建設して年間4回の一般公開を通して社会教育に役立っている。

奈良・平安時代の遺跡は、律令体制のもとに設置された行方郡家に擬定される泉廃寺跡 (47) や軍団跡に擬定される植松廃寺跡 (48) が新田川北側の丘陵裾部に所在している。泉廃寺跡については、平成6年度から平成11年度まで県営ほ場整備事業と周辺地域の開発に関連して試掘調査が続けられてきた。平成6年度 (1994) には県史跡内の従来から焼け米が出土する地点の西側の試掘調査により、8～9世紀の掘立柱建物跡と礎石建物跡が検出されるとともに、掘立柱建物跡から礎石建物跡への変遷が確認された。平成7年度には、県史跡の南東外側で官衙的な色彩の強い一本柱柱列跡が2列発見された (註18)。平成8年度の第3次調査では、掘立柱建物跡3棟・一本柱列2列などが調査され、第4次調査では正倉院の掘込地業とこれを囲む溝跡が検出されている (註19)。第5次・第7次調査では泉廃寺跡南辺部の調査が行われ、運河状の溝跡と溝跡の東西に合計18棟の掘立柱建物跡が確認されている。平成10年には、遺跡の西端で行われた第8次調査で、柱列による区画施設と八脚門、区画施設内部に建てられた掘立柱建物跡が発見され、館院と考えられている (註20)。平成11年には、県指定地東側隣接地で、柱列と柱列に附属する建物跡で区画された中に計画的に配置された建物跡群が検出され、行方郡家郡庁域であることが確認された (註21)。このため、検出された重要な区域はほ場整備事業の地区外とし、平成12年度からは泉廃寺跡保全整備事業の一環として試掘調査を行なっている。このように継続的な発掘調査の成果により、泉廃寺跡が陸奥国行方郡家であることがほぼ確実となり、古代の地方官衙を考える上で大きな成果があがっている。また、泉廃寺跡と植松廃寺跡の両遺跡からは布目瓦が出土しており、供給源として泉廃寺跡には大甕の京塚沢瓦窯跡 (49) が、植松廃寺跡には昭和59年 (1984) に国土館大学により発掘調査が行われた入道迫瓦窯跡 (50) (註22) が考えられている。この他、馬場の滝ノ原窯跡 (51) では平安時代の須恵器窯跡3基が調査され、杯、長頸瓶などが出土している。

また、海岸部の金沢丘陵の一带には大規模な金沢製鉄遺跡群 (52) が所在している。平成元年度 (1989) から5年度までに、財団法人福島県文化センター遺跡調査課により発掘調査が進められた結果、7世紀後半から9世紀の製鉄炉跡123基・木炭窯跡140基・竪穴住居跡121棟・

鍛冶炉跡16基・掘立柱建物跡10棟など製鉄遺跡として全国最大の規模を持ち、内容においても古代の鉄生産に関する技術や社会的背景などを知る上で多大な成果が報告されている（註23）。

東北電力原町火力発電所では、発電所敷地内に木炭炉と製鉄炉の保存館を建設し、年4回の一般公開を行っている。

この時期になると、土師器や須恵器を出土する集落が増えるが調査例は少ない。変化としては新田川や太田川流域の河岸段丘の平坦面、あるいは自然堤防上など、これまで遺跡が少なかった平野部の微高地にも多くの遺跡が立地している。特に延喜式内社の押雄神社・冠嶺神社を中心とする北長野一帯、多珂神社・日祭神社を中心とする大甕一帯、太田川中流域の上太田一帯、桜井の河岸段丘面に多く所在しており、かつての野馬追原を取り囲むような立地構成をしている。平成12年（2000）に上太田ほ場整備事業に関連する試掘調査では上太田地区町川原遺跡（53）で奈良・平安時代の集落跡が確認されている（註24）。また大甕地区ほ場整備事業に関連して平成2年（1990）に範囲確認調査が実施された米々沢の竹花A遺跡（54）では、奈良～平安時代の竪穴住居跡3棟が確認（註25）されており、平成4年（1992）には上北高平の高松B遺跡（55）でも奈良～平安時代と推定される竪穴住居跡2棟が試掘調査により発見されている。

中世の遺構として城館跡が挙げられるが、信田沢の内城のように現在では所在地不明のものや城館の構造が不明確のものも多い。その中でも、北泉の泉館跡（56）は、中世山城の典型的な形態をとどめている。館主は相馬氏の一族泉氏の館跡といわれ、その重要性から市指定史跡となっている。他にも、牛越城跡（57）・大甕七館の一つである明神館跡（58）・奥州下向の際、最初に相馬氏の拠点となった別所の館跡（現、相馬太田神社）（59）などが比較的良好な中世山城の形態を残しながら所在しており、在地の領主の館跡も丘陵上や平野部の各地に点在しているが、発掘調査の手続きもなされないまま、部分的な破壊を受けているものも見受けられる。

中世の村落遺跡の把握は難しいが、米々沢の谷地畑遺跡（60）はその可能性が高い。平成2年に範囲確認調査が実施され（註26）、祥符元寶などの北宋銭が出土しており、近世にかけての遺跡と推定される。遺跡は奈良～平安時代の集落竹花A遺跡に隣接し、大田川北岸の自然堤防上に立地している。

中世末の館跡である泉平館跡（61）は、相馬一族の長、岡田氏の居城とされ、短期間に使用された館であるが、ほ場整備事業に伴い、平成7年度に主郭から南側の発掘調査が実施された。小規模な畝堀を伴う堀跡と出入口が見つかった（註27）。

近世の遺構として、初頭期の慶長2年（1597）から同8年（1603）に相馬氏の居城として再整備されて使用された牛越城跡（57）や中期初頭の寛文6年（1666）以降に築かれた野馬土手（62）及び出入口となる木戸跡がある。野馬土手は、野馬追に欠かせない野生馬の保護に力を尽くしてきた結果、増殖した馬が畑の作物を荒らしたり、放散しないように雲雀ヶ原扇状地を囲むように、東西約10km、南北約2.6kmに築かれたものである。大部分は土塁であるが、石垣としていた所もある。平成5年には、小高町が菖蒲沢で石垣の野馬土手の一部分を調査してい

る。現在ではほとんど消滅してしまっており、その保護が急がれるが、昭和62年（1987）の桜井野馬土手の範囲確認調査（註28）及び、平成5年の牛来、歴史民俗資料館予定地における調査では、土手の規模と内側に溝を掘っていた状況が確認されている。木戸跡は、多い時で30数ヶ所が設けられていたといわれているが、現在その姿をとどめているものは市指定史跡の羽山岳の木戸跡（63）一ヶ所だけとなっている。

近世後半から近代にかけては藩営の大規模なたたらとして馬場鉄山（64）があり、周辺の小規模なたたらとしては（財）福島県文化センター遺跡調査課により調査された馬場の五台山B遺跡（65）、片倉の羽山B遺跡（9）が阿武隈高地の山間部に遺されている。また、近年、正福寺跡（66）（註27）では火葬墓が調査され、泉の法幢寺跡（20）、北泉の地藏堂B遺跡（67）（註28）ではいわゆる鍋被りを含む土坑墓が調査され、近世の葬制・墓制に関する資料も蓄積されつつある。

註

- 註1 1990 寺島文隆 他 『原町火力発電所建設関連遺跡調査報告書Ⅰ』
福島県教育委員会・（財）福島県文化センター
- 註2 1994 武田耕平 「畦原F遺跡」『県道相馬浪江線付替え工事関連遺跡発掘調査報告書』
原町市教育委員会
- 註3 1983 長島雄一 『赤沼遺跡試掘調査報告』 原町市教育委員会
- 註4 1997 鈴木文雄 「高見町A遺跡」『原町市内遺跡発掘調査報告書2』原町市教育委員会
- 註5 2001 荒 淑人 「上ノ内遺跡」『原町市内遺跡発掘調査報告書6』原町市教育委員会
- 註6 1992 竹島國基 『桜井』
- 註7 1995 辻 秀人 他 『桜井高見町A遺跡発掘調査報告書』
東北学院大学文学部史学科辻ゼミナール・原町市教育委員会
- 註8 2001 鈴木文雄 「法幢寺跡」『県営高平地区ほ場整備事業関連遺跡発掘調査報告書Ⅱ』
福島県相双農林事務所・原町市教育委員会
- 註9 2001 鈴木文雄 『桜井古墳群上洪佐支群7号墳発掘調査報告書』原町市教育委員会
- 註10 1969 竹島國基 他 『原町市高見町1号墳・与太郎内1号墳調査報告書』原町市教育委員会
- 註11 1995 辻 秀人 他 『桜井高見町A遺跡発掘調査報告書』
東北学院大学文学部史学科辻ゼミナール・原町市教育委員会
- 註12 1996 鈴木文雄 「高見町A遺跡」『原町市内遺跡発掘調査報告書1』原町市教育委員会
- 註13 1997 鈴木文雄 「高見町A遺跡」『原町市内遺跡発掘調査報告書2』原町市教育委員会
- 註14 2000 佐藤祐太 『高見町A遺跡』福建コンサルタント株式会社・原町市教育委員会
- 註15 2000 荒 淑人 『荷渡古墳群』原町市教育委員会
- 註16 1965 竹島國基 他 『原町市高林古墳群調査報告書』 原町市教育委員会
- 註17 1974 渡邊一雄 他 『羽山装飾横穴発掘調査概報』 原町市教育委員会
- 註18 1996 堀 耕平 「泉廃寺跡第2次調査」『原町市内遺跡発掘調査報告書1』原町市教育委員会
- 註19 1996 堀 耕平 「泉廃寺跡第4次調査」『原町市内遺跡発掘調査報告書2』原町市教育委員会

第2節 歴史的環境

- 註20 1999 堀 耕平 「泉廃寺跡第8次調査」『原町市内遺跡発掘調査報告書4』原町市教育委員会
- 註21 2001 藤木 海 「泉廃寺跡第14次調査」『原町市内遺跡発掘調査報告書6』原町市教育委員会
- 註22 1984 戸田有二 『考古学研究室発掘調査報告書福島県原町市・入道迫瓦窯跡』
国士館大学文学部考古学研究室
- 註22 1991 寺島文隆 他 『原町火力発電所建設関連遺跡調査報告書Ⅱ』
福島県教育委員会・(財)福島県文化センター
- 1992 寺島文隆 他 『原町火力発電所建設関連遺跡調査報告書Ⅲ』
福島県教育委員会・(財)福島県文化センター
- 註23 2001 堀 耕平 「町川原遺跡」『原町市内遺跡発掘調査報告書6』原町市教育委員会
- 註24 1991 玉川一郎 他 『原町市内遺跡詳細分布調査報告書Ⅱ』 原町市教育委員会
- 註25 2001 堀 耕平 「泉平館跡」『県営高平地区ほ場整備事業関連遺跡発掘調査報告書Ⅱ』
福島県相双農林事務所・原町市教育委員会
- 註26 1988 玉川一郎 『野馬土手跡範囲確認調査報告書』 原町市教育委員会
- 註27 2000 鈴木文雄 「正福寺跡」『県営高平地区ほ場整備事業関連遺跡発掘調査報告書Ⅰ』
福島県相双農林事務所・原町市教育委員会
- 註28 1996 堀 耕平 「地藏堂B遺跡」『原町市内遺跡発掘調査報告書2』原町市教育委員会

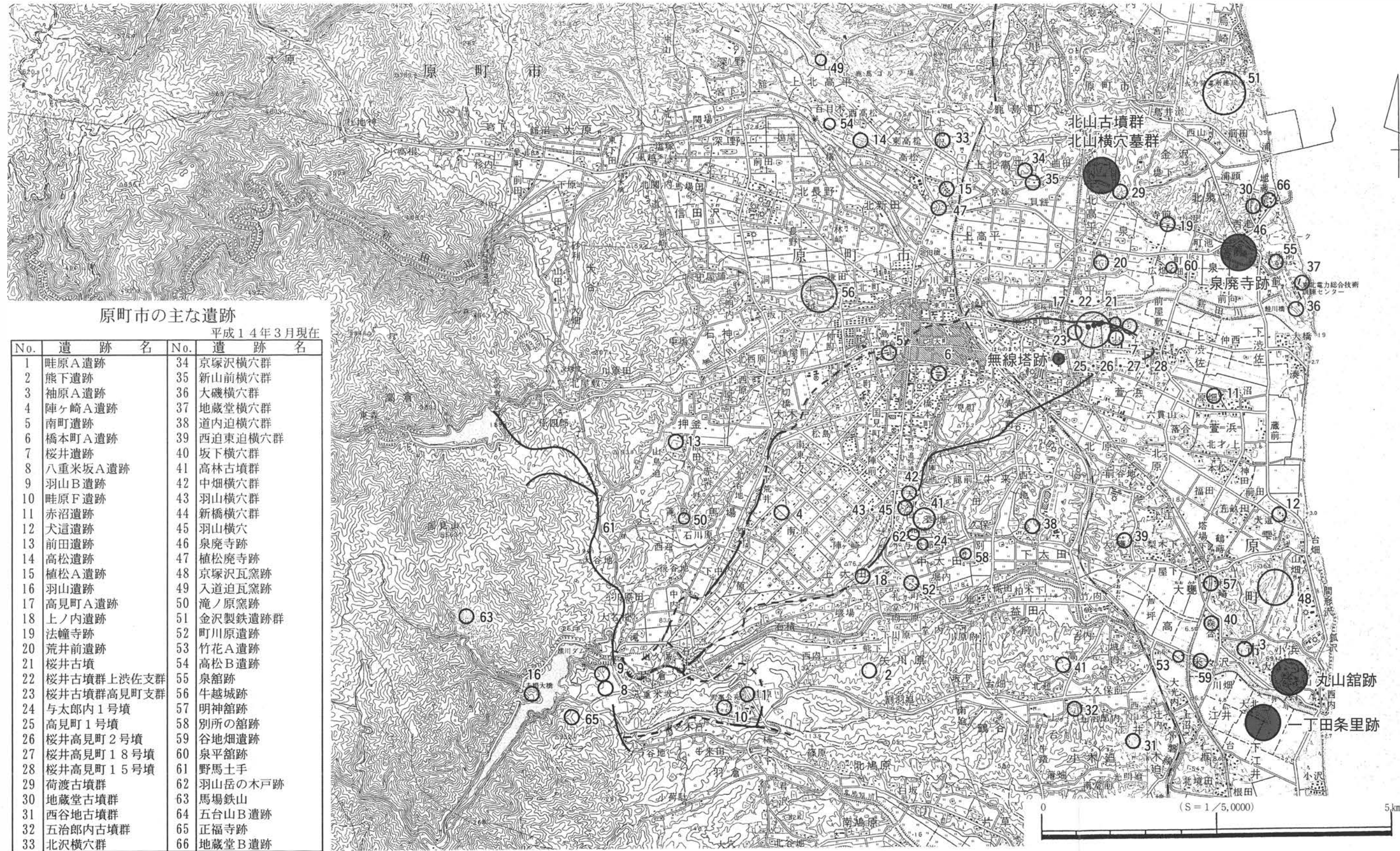


図2 原町市主要遺跡分布図

第2章 泉廃寺跡保存整備

第1節 調査に至る経過と遺跡概要

第1項 調査に至る経過

泉廃寺跡は、原町市泉地区に所在する陸奥国行方郡家に比定される官衙遺跡である。遺跡が所在するこの一帯はこれまで水田地として利用されており、水田地内からは建物の礎石や特異な文様を持つ瓦、焼け米などが出土することで知られていた。

昭和30年には泉字寺家前を中心とする約49,000㎡が古代の寺院跡として福島県の史跡指定を受け、遺跡の保存が図られることとなった。

平成6年には、県指定史跡泉廃寺跡を含むこの地域に県営ほ場整備事業が計画され、平成11年度までにはほ場整備事業関連の10回の試掘及び本調査が実施された。また、ほ場整備事業以外の県道・市道改良事業に伴う3回の調査を含め、合計13回の発掘調査が実施された。この結果、泉廃寺跡は約120,000㎡の広大な遺跡で、郡庁院・館院・正倉院・運河などの諸施設を備えた行方郡家であることが明らかになった。こうした調査成果から、郡庁院を含む約57,000㎡をほ場整備事業の地区除外地とし、遺構を保存することとなった。

平成12年度からは、泉廃寺跡の県指定から国指定への格上げと保存された区域の整備を目的として、泉廃寺跡保存整備事業を立ち上げ、遺跡の内容確認のために試掘調査を継続することとなった。(荒 淑人)

第2項 遺跡概要

泉廃寺跡は、市内を東流する新田川河口近くの河岸段丘の縁辺から沖積地にかけて立地しており、遺跡の乗る地形は北側に丘陵を控え、南に向かって緩く傾斜している。遺跡はこの丘陵裾に沿った東西1kmほどの横に長い広がりをもつ。

遺跡西端に位置する町池地区では、平成10年に行われた第8次調査で、八脚門を伴う板塀によって区画された館と考えられる建物群が確認されている。また、県指定地となっている宮前・寺家前地区では、平成6年に行われた第1次調査、平成8年に行われた第4次調査、今年度の第16次調査によって、大溝に区画された敷地の内部に掘込地業が分布していることが明らかとなり、礎石の分布・炭化米の出土と合わせ、この一帯が正倉院であると推定されている。その南側に位置する町地区では、第5・7次調査において、南北に走る運河状の溝と、それに伴う建物群が確認され、郡家への物資搬入などに関わる官衙ブロックと推定されている。また、その東側では、平成7年の第2次調査、平成11～13年の第13・14・17次調査によって、板塀に区画されコの字形に配置された大型の建物群が確認され、この部分に行方郡家の中枢となった郡庁院が存在していたことが明らかとなった。遺跡東端に位置する館前地区では、平成10年に行われた第10次調査において多量の瓦が出土しており、付近には郡家に付属する寺院の存在が想定される。

平成6年から継続して行われている発掘調査によって、泉廃寺跡はその全体像や諸施設の内容が、徐々に明らかになりつつある。(藤木 海)

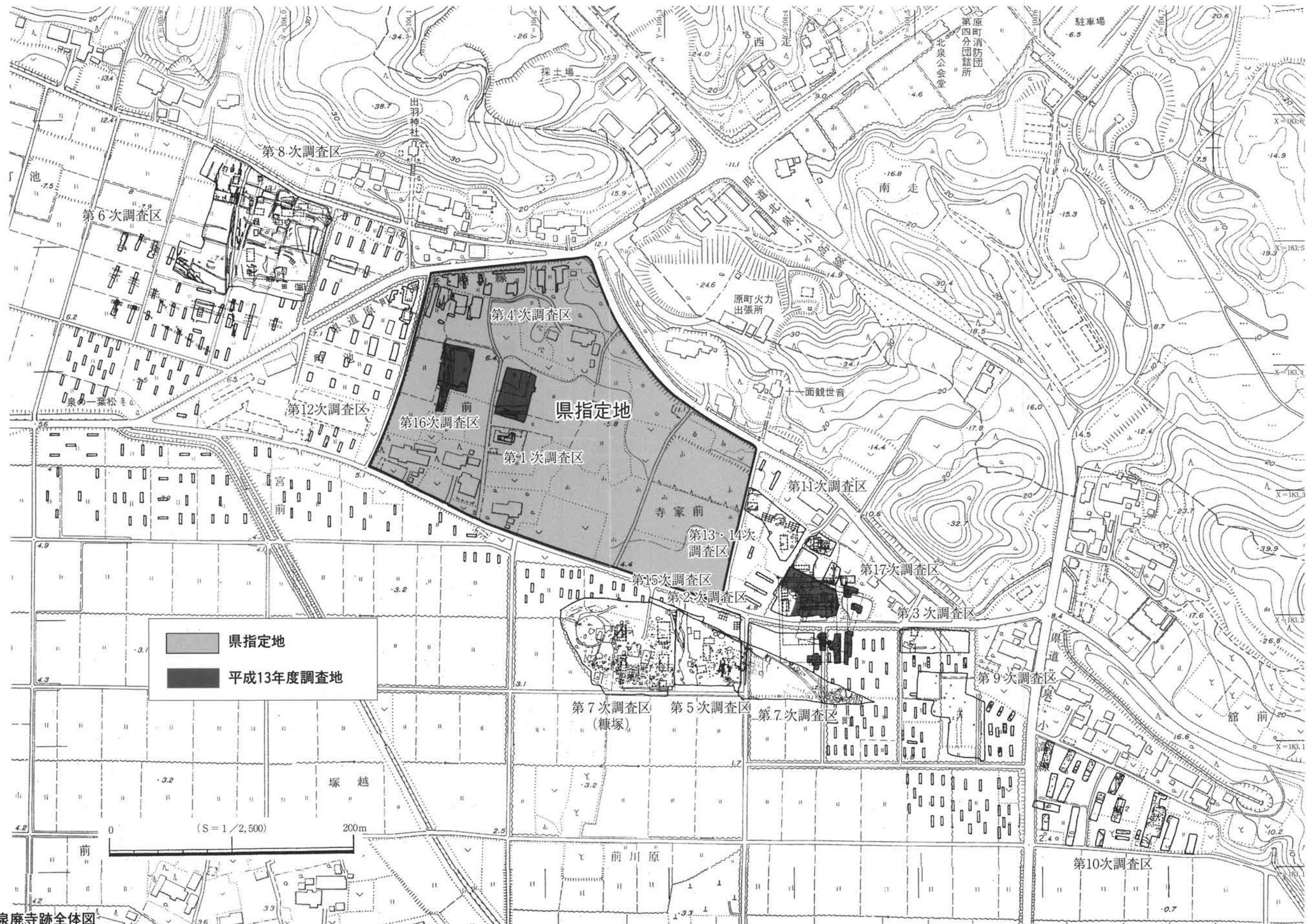


图3 泉麿寺跡全体图

第2節 調査成果

第1項 第16次調査

調査要項

所在地	原町市泉字宮前
調査期間	平成13年5月7日～11月29日
対象面積	6,012m ²
調査面積	1,920m ²
事業種別	泉廃寺跡保存整備にかかる確認調査
調査担当	荒 淑人
発掘補助員	青田 翠・遠藤紀子・小川美紀子・木幡一征・木幡春江・国分孝徳・佐藤民子 佐藤フクイ・佐藤正三・新開光子・高井孝子・但野好子・豊野直樹・新妻孝子 番場秀秋

遺跡概要

泉廃寺跡は原町市北部を流れる新田川北岸の河口付近に所在する陸奥国行方郡の役所跡である。遺跡は約120,000m²の広大な範囲に広がっており、これまでの調査で、郡庁院・館院・運河状施設・正倉院などが確認されている。また遺跡の東部の館前地区からは各種の屋根瓦が出土することから、行方郡家に附属する寺院が位置しているものと推定されている。

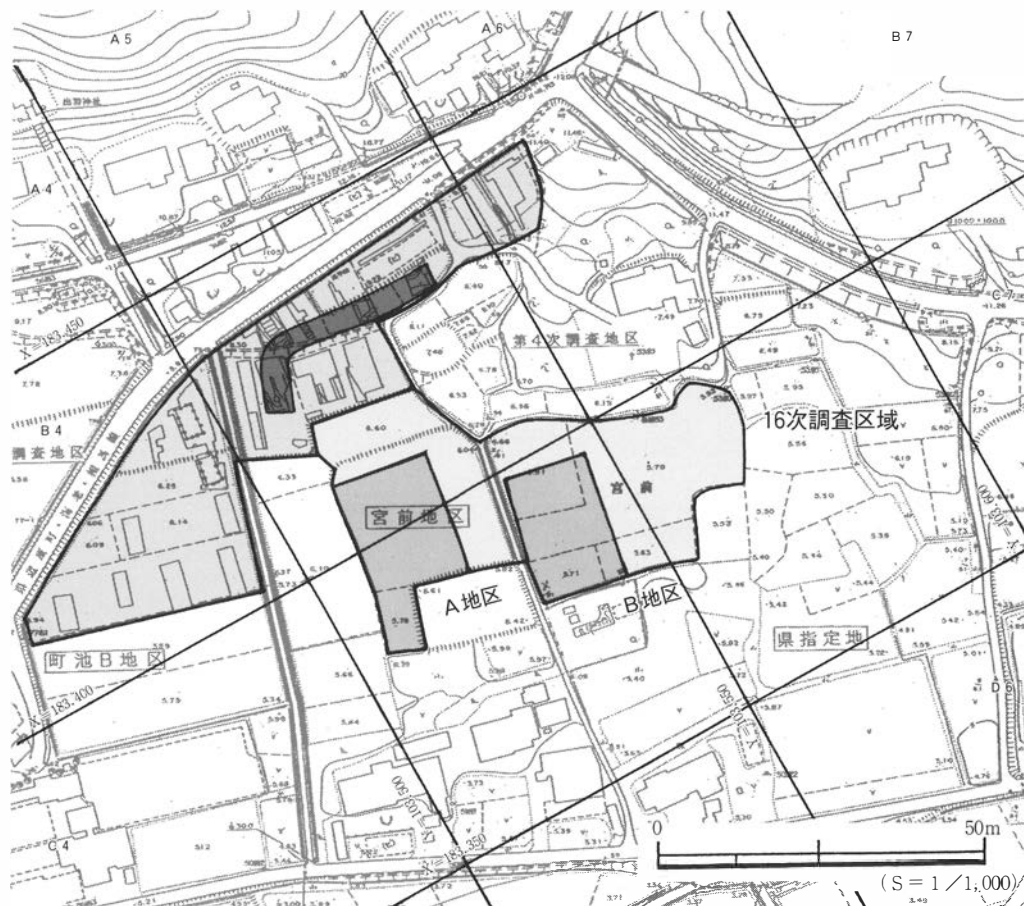


図4 調査区位置図

調査概要

第16次調査は福島県史跡指定範囲内における遺構の内容を確認するための調査である。調査はA地区、B地区の2箇所で行い、A地区約1,020㎡、B地区約900㎡、合計1,920㎡の調査区を設けた。

A地区は正倉院を区画すると想定される区画溝の延長を確認すること、B地区は区画内部の様相を明らかにすることを目的とした。

調査は表土から順に堆積土を除去し、遺構の検出を行った。表土は重機によって除去し、遺構の検出作業は人力で行った。調査は原則として遺構の検出までとしたが、遺構の性格を判断するため遺構の一部を断ち割り、遺構の形状並びに堆積土の検討を行っている。

調査成果

A地区（図5）

A地区は第16次調査区域の西方に設けた調査区である。平成8年度にA地区の北側約40m地点で実施された第4次調査では、東西方向の大規模な溝跡と溝跡の北西コーナーが検出され、溝跡は北西コーナーで直角に方向を変え南方に向かうことが確認された。また溝の内部には掘込地業が確認されたことから、正倉院が位置している範囲と考えられている。

A地区は南北35m×東西25mの規模で設定し、遺構の検出状況から145㎡の拡張を行ったため、最終的な調査面積は1,020㎡である。

1号溝跡

1号溝跡は調査区西部で検出した南北方向の溝跡である。溝跡はほぼ真南北線を向き、総長約50mを確認した。溝跡の上幅は3.5m、下幅は1.7m、深さは約90cmを測り、断面形は箱型である。当溝跡は3号・4号・5号・6号・溝跡との重複が確認されており5号溝跡よりは新しく3号・4号・5号・6号・7号溝跡よりは古い。1号溝跡は第4次調査で検出した区画溝の西辺を構成する溝跡である可能性が高い。

2号溝跡

2号溝跡は1号溝跡とほぼ平行する南北方向の溝跡である。2号溝跡は1号溝跡の東方約1.5m付近に位置する。溝跡は上幅2.5cm、下幅1.4cm、深さ90cmを測り、溝の断面形は箱型を呈する。溝跡は意図的に埋め戻されていることが確認されている。他の遺構との重複関係では1号掘込地業跡、7号溝跡との重複関係にあり、2号溝跡が古いと判断される。

出土遺物は埋土から内黒土帥器が出土しているが、細片であるため詳細は不明である。

1号掘込地業

1号掘込地業として判断したものは、A地区南東付近に広がる黄褐色土の遺構である。この掘込地業は地山ロームを掘り込んでおり、土層断面の観察の結果、掘り込み内部の黄褐色土には細かな版築が観察された。掘込地業は一部が検出されただけであり、遺構の大半は調査区外へ延びているものと判断され全体は判然としない。検出した範囲は掘込地業の北辺で東西約13mを測る。また、掘込地業は2号溝跡との重複が確認されており、2号溝跡よりは新しいと判断している。

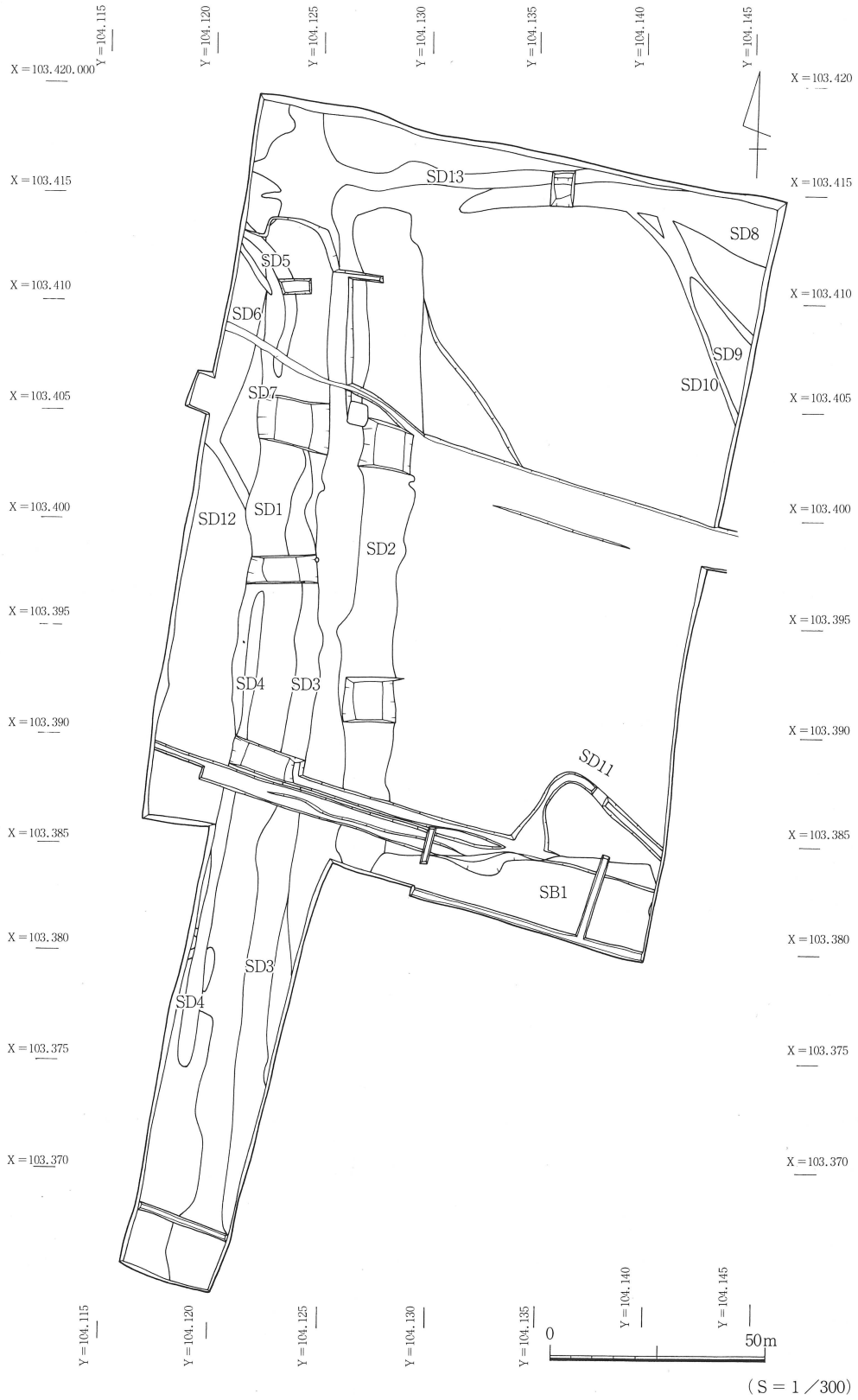


图5 A地区平面图

出土遺物（図6）

A地区1号溝跡からは、内面に黒色処理が施された口ク口整形の杯が出土している。杯は器高4.4cm・口径13.6cm・底径8.0cmを測り、底部には再調整が見られる。

また調査区南東付近からは高台杯が出土している。高台杯は器高7.5cm・口径16.0cm・高台高2.5cm・高台径8.5cmを測る。杯部内面には黒色処理が施されナデによる調整が施されている。

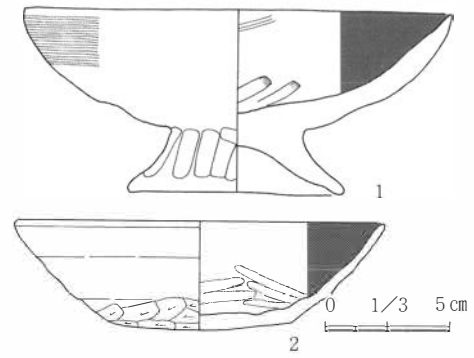


図6 A地区出土遺物

B地区（図7）

B地区は第16次調査区域の東部に設けた調査区域である。B地区の南側約10m付近には第1次調査区が位置しており、掘立柱建物跡と礎石建物跡が確認され、倉庫群であると想定されている。

調査区は南北40m×東西25mで設け、調査面積は900㎡である。

1号溝跡

1号溝跡はB地区南側で検出した東西方向の溝跡である。溝跡は調査区南部を斜めに横断しており、長さ約25mを確認した。溝跡の規模は幅4.5m・深さ1.3mを測り、溝跡の断面形は箱型を呈する。この溝跡は1号土坑・3号溝跡との重複が確認されており、当溝跡が古いことが確認されている。溝の堆積土は溝の下層には自然堆積の黒色土や植物遺存体を含む層が確認されるが、上部には黄褐色土を主体とする人為的埋土が確認され、当溝跡は意図的に埋め戻しているものと考えられる。

2号溝跡

2号溝跡はB地区南側で検出した東西方向の溝跡である。溝跡は幅30cm・深さ5cmを測る。溝跡は1号柵列との重複が確認されており、当溝跡が新しいことが確認されている。遺物は出土していない。

1号土坑

1号土坑はB地区の南側で検出した不整形の土坑であり、長辺約5.5m×短辺約2.5mを測る。調査は土坑のプランを確認した段階で終了していることから、遺構の詳細については不明であるが、1号溝跡との重複が認められ1号土坑が新しいことが確認されている。検出面からは拳大の礫や土師器片・瓦が出土しており廃棄土坑の可能性が高く、また底部に回転糸切痕が残る内黒土師器が出土していることから、1号土坑の年代は古くとも9世紀以降と考えられる。

1号柵列

B地区南側で検出した東西方向の柵列である。柵列は1号溝跡と平行に位置しており、1号溝跡の南方約3mの所に位置する。柵列の柱間寸法は9尺等間で7間分（約18.9m）を確認した。柱穴は長軸1m×短軸80cmの長方形で、直径30cmの柱痕跡を確認している。柵列は2号溝

性格不明遺構

性格不明遺構としたものは、B区北西に位置する方形の掘り込みである。この遺構は東西14.5m×南北14.5mまでを確認したが、遺構の北辺並びに西辺は調査区外へ延びていることから遺構の全体規模は不明である。当遺構の検出面からは大量の炭化米が検出されている。炭化米は約1cmの厚さで遺構北東付近に多く分布していた。炭化物層の下層には白色の粘土層並びに灰白色砂層が堆積し、遺構の底面は灰白色砂層の下層で確認している。遺構の底面は起伏が激しく平坦ではない。当遺構からの出土遺物は、炭化米のほか須恵器、土師器が出土している。

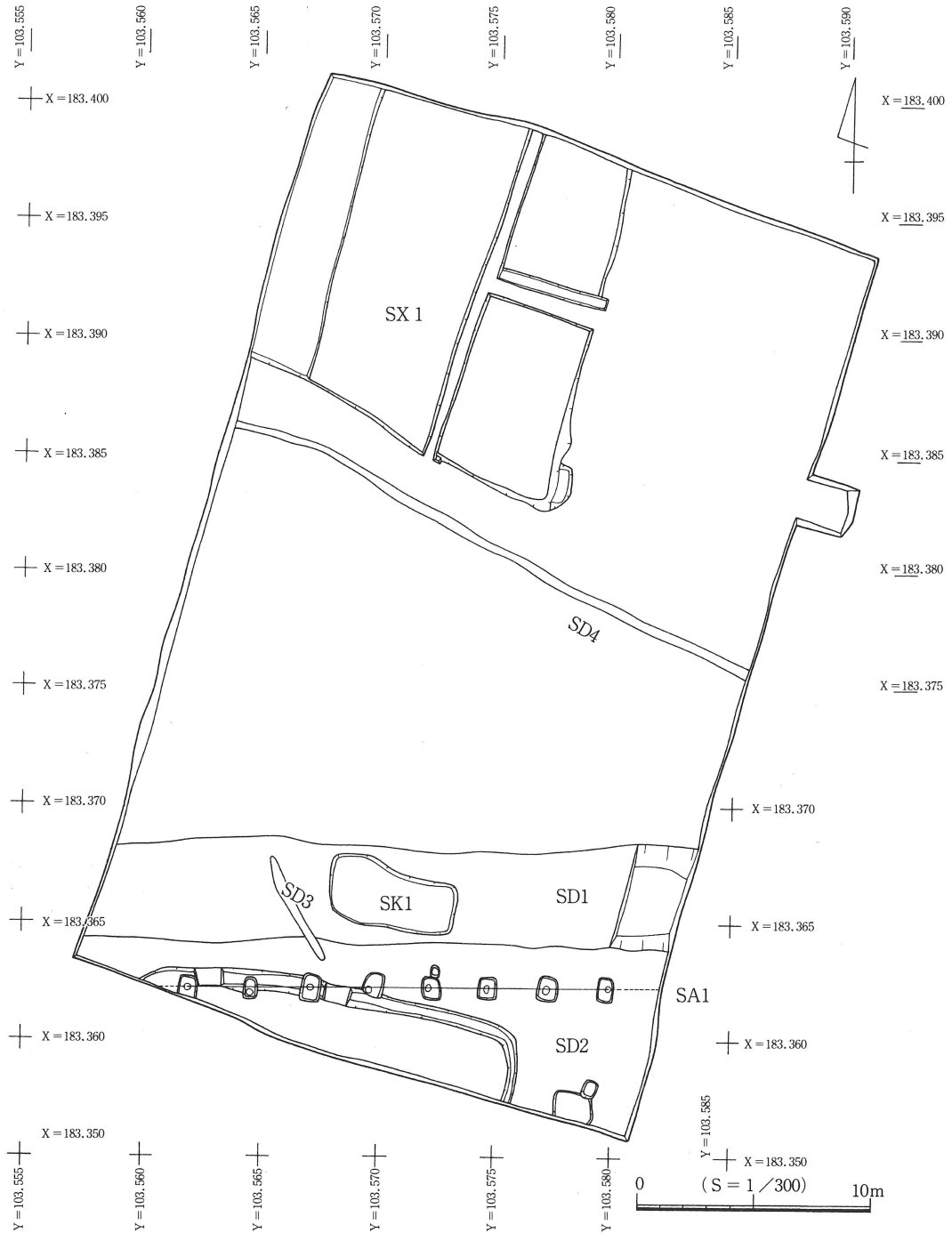


図7 B地区平面図

出土遺物 (図8 1~6・図9 1・2)

図8 1・2は、B地区1号溝跡から出土した甕の底部資料である。木葉痕が残る平底の底部から一端垂直に立ち上がった緩やかに外傾しながら上方へ向かう。図8 3は性格不明遺構から出土した杯であり、底面に明瞭な回転糸切痕を残す。底部の再調整は施されない。図8 5は、底部は欠損しており不明であるが外面、内面にミガキによる調整が施される。図8 4は高台付杯である。ハの字に開く高台部は高さ1.5cmを測り、杯部は強く外傾しながら上方へ向かう。内外面ともにミガキが施される。図8 6は須恵器片である。外面にはタタキ調整を明瞭に残しており、大型の甕であると想定される。破片左上に印刻が認められる。印刻は縦0.9cm×幅1.0cmのほぼ正方形であり、四角の中央に×印が見られる。

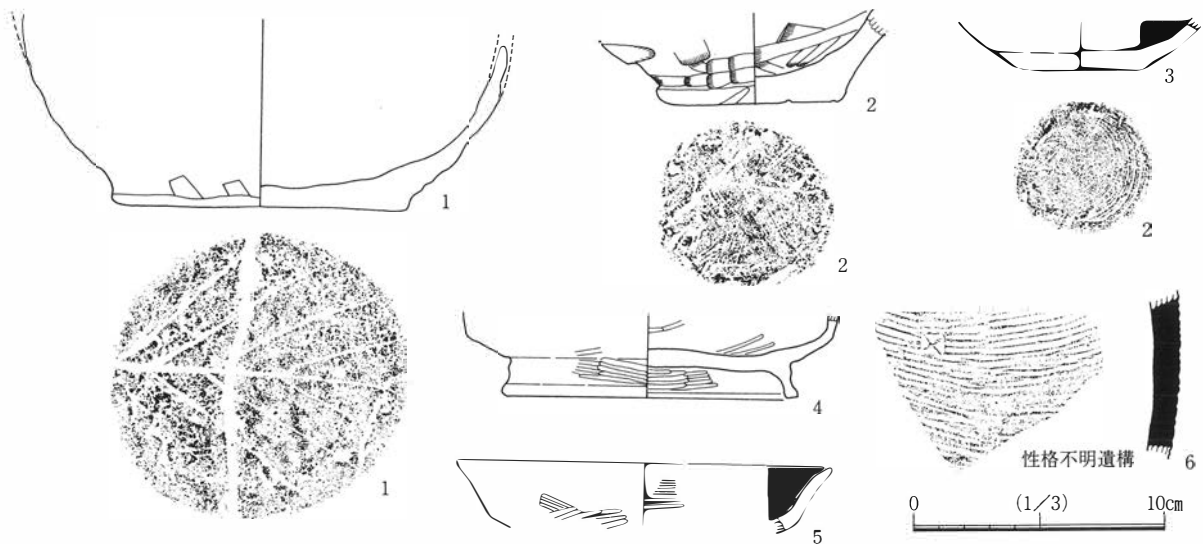


図8 B地区出土遺物

図9 1・2は木簡である。出土した2点の木簡は、いずれもB地区1号溝跡の断ち割り調査で出土したものである。両木簡とも1号溝跡の最下層から出土しており、溝が機能していた時期に廃棄されたものと判断され、1号溝跡にともなう遺物である。

1号木簡は溝跡の東壁付近で出土した。木簡は上端から2cm付近に左右から三角形の切れ込みが入れられており、荷札もしくは付札状木簡であると推測される。木簡は2箇所破損しており3つに分かれているが、破片上部は接合する。残存長は12.5cmを測る。下部の破損は接合せず、残存長4.2cmである。最大幅は上端の切れ込み下部に位置しており1.8cmを測る。木簡の表面は丁寧なケズリによって整えられているが、裏面の調整は粗い。また墨書は認められない。

2号木簡は調査区の西壁付近で出土した。2号木簡は木簡下端ならびに左側部が欠損しており、縦に半裁された状況であると判断される。木簡の形状は短冊形を呈する。木簡の表面は丁寧なケズリによって整えられているが、裏面の調整は雑である。木簡は残存長15.0cm、最大幅2.0cmを計測する。墨書は木簡の表面で確認され、天と地の両方向から書かれている。地方向から書かれた文字は「□大伴マ□」と判断され、比較的墨書は薄い。天方向から書かれた文字は濃い墨で「合□□拾肆」と書かれている。墨書は天方向から書かれた後に、地方向から書かれたと判断され、2度目は記録簡として利用された可能性がある。

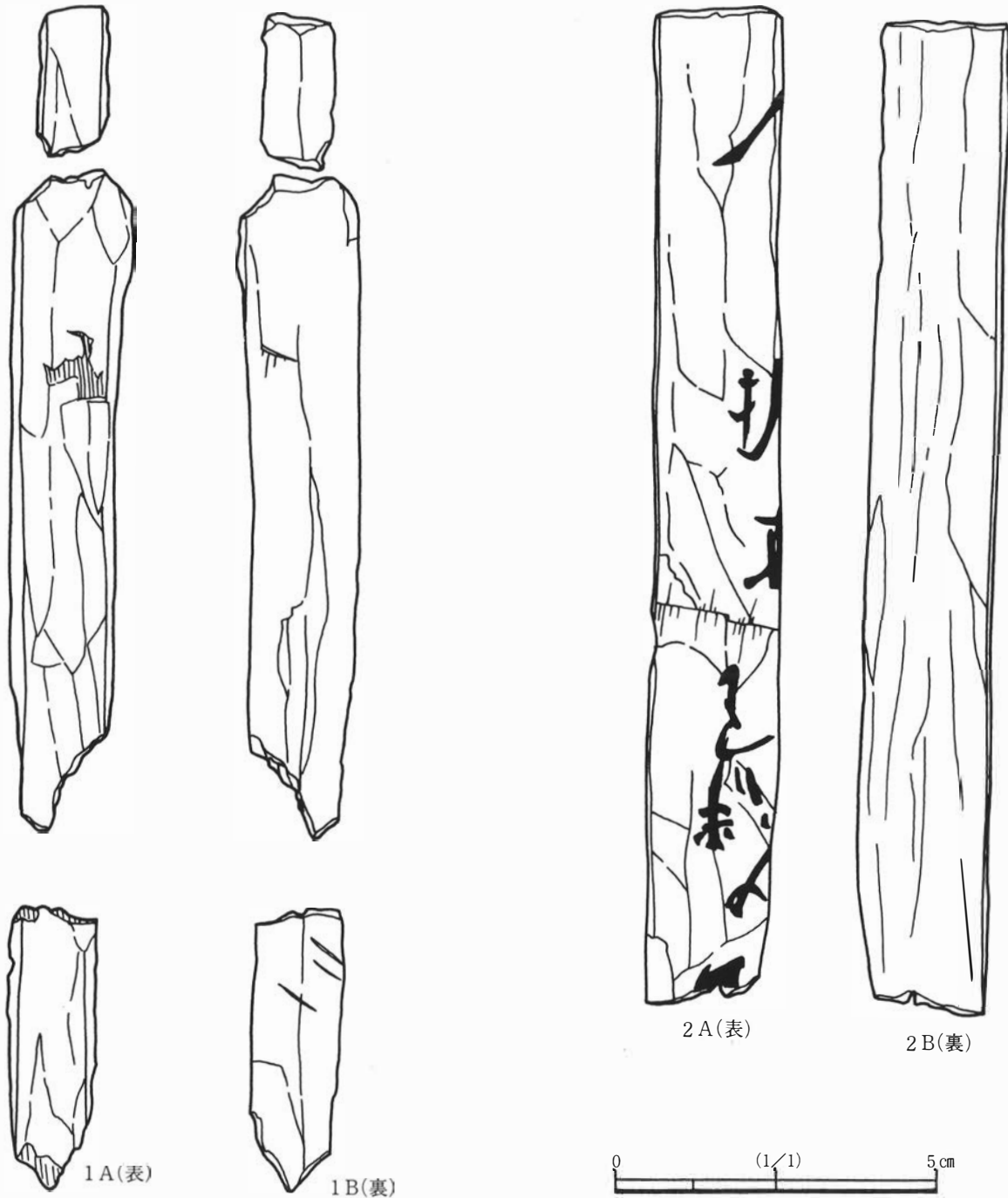


図9 B地区1号溝跡出土木簡

まとめ

福島県史跡地内で行った第16次調査では、大規模な溝跡と掘込地業・柱列跡が検出された。A地区で検出した2号溝跡は方位が真北を指し、堆積土には人為的な埋土が認められる。またB地区1号溝跡は、方位が真東西を指し、堆積土には人為的な埋土が認められる。よって、A地区2号溝跡とB地区1号溝跡は溝の方位並びに堆積土の状況が非常に類似しており一連の溝である可能性が高く、区画溝として機能をしていたと想定し、ここでは仮に第1区画として位置付けておく。

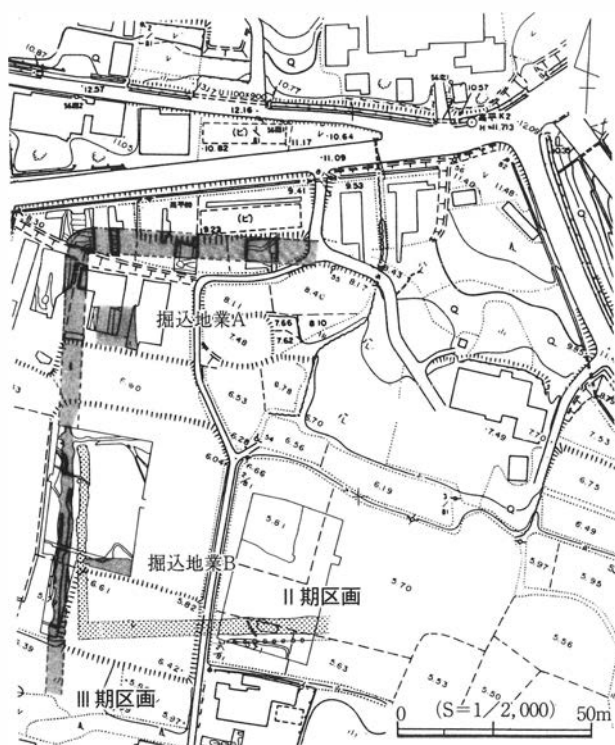


図10 正倉区画溝復元図

これらの両区画には直接的な重複関係にはなく、第1区画と第2区画との前後関係については詳細な検討を要するが、現段階では両区画施設の造営には時間的な差があると見ている。

当調査区域では第1区画の西辺溝と掘込地業の重複が確認されており、掘込地業が新しいことが確認されている。従って掘込地業は第1区画西辺溝の西側、つまり第1区画の外側を通る第2区画にともなう可能性が高く、第1区画は第2区画に先行するものと想定される。この想定に従えば、当調査区域ではまず第1区画の造営が行われるが、後に第1区画の外側を通る第2区画の掘削され、区画の拡張が行われたと整理することができる。

第1区画の溝に見られた人為的な埋土は、第2区画の溝を掘削の際に生じた廃土を利用し、第1区画の溝を埋立てているものと想定される。

さて、この地区はこれまでの発掘調査によって正倉院が展開していると想定される地区であり、今回の調査で検出された遺構は正倉院に関連する可能性が高く、両区画は正倉院を区画する溝であると想定される。よって、2時期の区画溝の存在は正倉院に新旧2時期が存在していたと考えることができる。第1区画の溝からは、出土した木簡に「大伴マ」の墨書が確認されたことから、「大伴」氏が「伴」氏に姓を変えた823年以前（9世紀第1四半期以前）の年代が与えられる。また木簡には土師器が共伴している。出土した土師器は国分寺下層式のものでと考えられ、木簡の製作年代は8世紀後半頃と考えられ、第1区画溝の年代は8世紀後半を中心とする時期であると考えておく。第2区画の溝は第1区画の溝に後出するものと考えられることから、第2区画溝の年代は8世紀後半以降とすることができる。

A地区1号溝跡は、A地区2号溝跡の西側約2m付近を平行して走り、溝の方位は真北方位よりやや東に偏している。また、A地区の北側で実施された第4次調査で検出された1号溝跡は溝の方位が真東西方向よりやや南に振れており、A地区1号溝跡は第4次調査1号溝跡の延長部であると想定し、ここでは第2区画として位置付ける。

第2区画はこれまでの調査で区画の北辺並びに西辺が確認されたことになるが、区画の南西コーナーは未確認であり、区画の西辺規模は不明である。第1区画の南西コーナーはA地区の南方約20m付近に位置すると推測されるが、第2区画の西辺は第1区画の南西コーナーよりも更に南に延びていることから、第2区画は第1区画の外側を巡る大規模な区画であると想定される。

正倉院で認められた画期は、郡庁院においても認められている。郡庁院の建物群は、大きく7世紀後半・8世紀代・9世紀以降の3時期に区分され、2度の画期が確認されており、正倉院の画期は郡庁院がⅡ期からⅢ期へと変遷にする画期に相当するものと推測される。第16次調査の区画施設に見られる規模の拡張は郡庁院がⅡ期からⅢ期に変遷する際の郡庁院拡張に連動した動きであると理解しておきたい。

このような調査成果とともに、新たな課題も提示されている。第1は両区画溝の全体規模の解明である。現時点でA地区1号溝跡は第4次調査区画溝と同一の溝として考え、第2区画として位置付けたが区画の規模は未確定である。今後、南辺区画溝南辺コーナーの確認が必要である。同様に第1区画溝の全体規模も未確定である。区画の南辺と西辺はある程度確認されたが、北辺と東辺は不明な状況にある。特に第4次調査区で検出された区画溝は1条しか検出されておらず、今回の調査で検出された2時期の溝跡とは矛盾が生じており、今後解明しなくてはならない。

第2は、正倉院に存在していたであろうと考えられる倉庫群の確認である。これまでの発掘調査で倉庫群として考えられる建物跡は掘込地業2基と掘立柱建物跡1棟、礎石建物跡1棟であるが、いずれの建物も全体の規模は判明していない。今後、倉庫群の全体規模の確定や建物配置を確認する必要がある。

(荒 淑人)



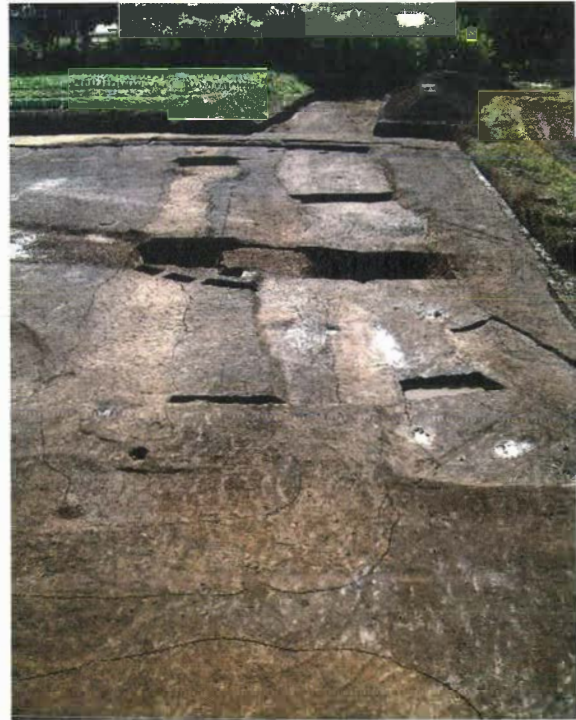
1 B区1号溝跡出土木簡



2 B区1号溝跡出土土器



3 A区1号溝跡検出状況1 (南から)



4 A区1号溝跡検出状況2 (北から)



5 1号溝跡土層断面



6 2号溝跡土層断面



7 1号掘込地業 (西から)



8 1号掘込地業 (北から)



9 B区1号溝跡・1号柵列（東から）



10 B区1号溝跡・1号柵列（西から）



11 B区1号溝跡断ち割り



12 1号木簡出土状況



13 2号木簡出土状況



14 1号土坑検出状況



15 1号溝跡土器出土状況

第2項 第17次調査

調査要項

所在地	原町市泉字町池・宮前・寺家前・町・館前
調査期間	平成13年4月26日～12月18日
対象面積	3,598㎡
調査面積	1,775㎡
事業内容	泉廃寺跡保存整備のための確認調査
調査担当	藤木 海
発掘補助員	渡部トシ子・佐藤シン子・佐藤紀美子・高橋キイ子・紺野弘子・篠原一男・ 酒井和秋・佐藤和子・瀬川トミ子・北山八重子・鈴木孝雄・國分孝徳・ 遠藤紀子・木幡一征・但野好子・木幡春江・佐藤正三・佐藤民子

泉廃寺跡郡庁院の発掘調査

泉廃寺跡は、平成6年から県営高平地区ほ場整備事業にかかる遺跡の保存協議の資料を得るための試掘調査が開始されたが、郡庁院に関連する遺構が確認されたのは、平成7年に行われた第2次調査からである（図11）。第2次調査では、郡庁院の南西部にあたる地点の発掘が行われ、真北方位を指す一本柱列による区画と、これに連結する東西棟の掘立柱建物跡が確認された。この時点で、この区画が官衙の政庁院にあたる可能性が指摘され、市道を隔てた北側にその中心部が存在していることが予想された。

平成11年に行われた第13次調査では、この市道の北側部分、すなわち郡庁院の北西部にあたる地点の発掘調査が行われ、先に確認されていた一本柱列の北側延長部分と、これに区画された掘立柱建物跡が多数確認された。掘立柱建物跡は、区画北辺部に東西棟を、西辺部に南北棟を配したコの字形の建物配置をとること、また他の地区で確認されている建物跡と比較して大型であることから、この部分が行方郡家の中枢となった郡庁院跡であることが確実となった。このことから、この市道北側部分はほ場整備の地区除外となった。

平成12年度の第14次調査では、第13次調査によって検出された郡庁施設の建物配置構造と変遷過程を解明するため、継続して調査を行った。また、郡庁区画の東限を確定するため、新たに調査区を設定し、区画の北東コーナーを確認した。この第14次調査の結果、真北方位をとる郡庁に伴う西脇殿と正殿・後殿の変遷過程が具体的に明らかとなったが、この真北方位をとる郡庁院に先行する、方位が北より16.5° 東に偏する一本柱列・掘立柱建物で構成される施設が重複して存在していることも判明し、この官衙創設段階に遡る施設の性格解明が課題として残った。

本年度の第17次調査では、この第14次調査区の東に隣接する部分、すなわち郡庁院の中央部から東側にかけての区域を発掘した（A区）。調査の結果、真北方位をとる郡庁院に伴う正殿跡・東脇殿跡が確認されるとともに、先に確認されていた東に振れる施設も、より古い時期の郡庁院であることが判明した。また、この第17次調査A区の調査結果に基づいて、創設段階の郡庁院の規模・構造の確定を目的として、A区の東側から市道を隔てた南東側に、新たに調査区を設定した（B～H区）。

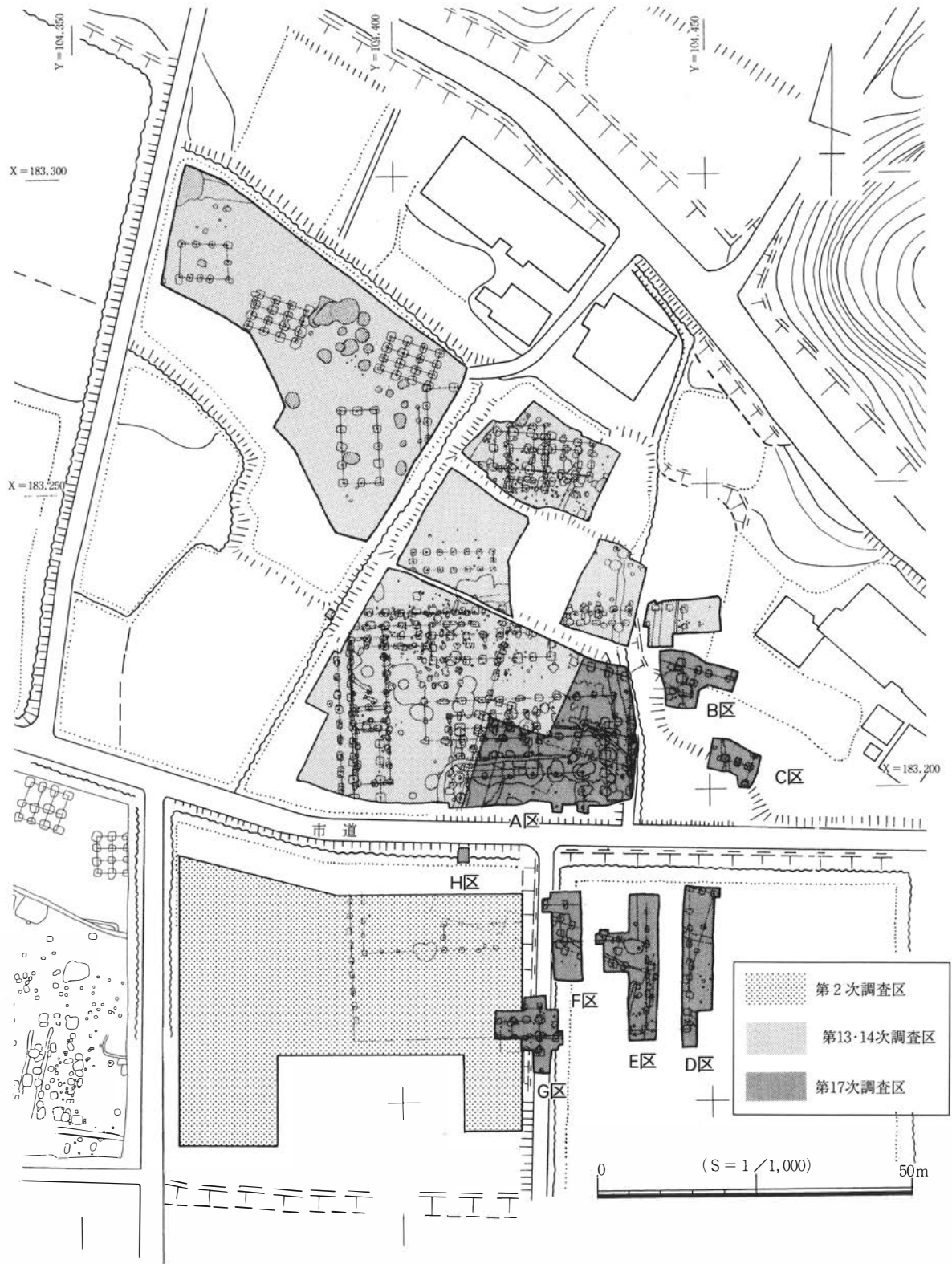


図11 調査区配置図

遺構の検出状況

遺跡は丘陵裾の南緩斜面に立地しており、現況は大部分が棚田状の水田となっている。A区では、水平な水田面を造成するに際して斜面を階段状に削平しているため、1枚の田のなかで北寄りの部分が特に削平を受けていた。表土である耕作層を除去すると、北寄り部分では地表下20cmほどで黄褐色のローム層に到達したが、南側部分では表土が80cm～1mほどと厚く、これを除去すると、旧地表である黒色土層が確認された。従って遺構の検出面は、1枚の水田を単位とした北寄りの部分ではローム層ないしはその上層の漸移層、南寄り部分では旧表土である黒色土層の上面である。A区の東側に設定したB・C区の現況は畑であるが、かつては水田として利用されており、遺構検出面はA区とほぼ同様である。D～H区は市道を挟んだ南側に設定した調査区であり、現況は水田となっている。A区と同様、傾斜地を階段状に造成しているため、北側へ行くほど削平が著しい。南北に長いD・E区では、調査区の北寄りでは柱掘方の底面部分しか遺存していなかったが、南に行くにつれて遺構の残存状況はよくなっていた。また、現況は一枚の水田となっているが、ほ場整備以前はちょうど第2次調査区東端付近を境に西側が一段低い水田となっており、G区西半はやや深い位置まで削平を受けていた。

第17次調査で確認された遺構は、掘立柱建物跡12棟、一本柱列13列、溝跡8条、土坑16基、石敷遺構などである（図12）。以下に、官衙関連と思われる遺構を中心に概要を報告する。

検出遺構

（1）掘立柱建物跡

1号掘立柱建物跡

A区中央部に位置する南北棟の側柱建物で、南側は調査区外にかかる。第14次調査において、西側柱列の一部を既に確認していた（第14次調査では6号柱列とした）。主軸方位はN-16.5°-Eを示す。10・11・12号掘立柱建物跡、1号溝跡に切られる。桁行6間以上×梁行2間で、桁行総長16.2m以上（2.7m等間）、梁行総長3.8m（1.9m等間）を測る。当建物跡は、東約35mに位置するB区で確認された南北棟建物である4号掘立柱建物跡と対面する位置にあり、桁行はこの4号掘立柱建物跡と同様の8間の可能性が高い。なお、当建物跡の北西隅柱および西側柱列北第5柱の柱掘方を半截したところ、後者の掘方では柱根が遺存していた。柱の太さは21cmである。両者の掘方底面の標高を比較すると、北側に位置する北西隅柱の方が、10mほど南に位置する西側柱列北第5柱よりも50cmほど高い。前述したように、郡庁院の立地する地形は南へ向かって緩やかに傾斜しており、当時の地表面が遺存している部分についてみた場合、5mにつき約15～20cmの割で標高を下げている。掘方底面の標高差はこれに対応したものと考えられ、丘陵斜面に直行する南北棟建物を建設するに際して、盛土や削平といった旧地形に対する造作は行われず、傾斜面にそのまま建てられたものと推測される。

2号掘立柱建物跡

A区東端に位置する南北棟の側柱建物で、南側は調査区外にかかる。主軸方位はN-1.5°-Wを示し、ほぼ真北を向いている。11号掘立柱建物跡、1号柱列、1～3号土坑、2号溝跡に切られる。桁行4間以上×梁行2間で、規模については、柱が抜き取られているため柱位置

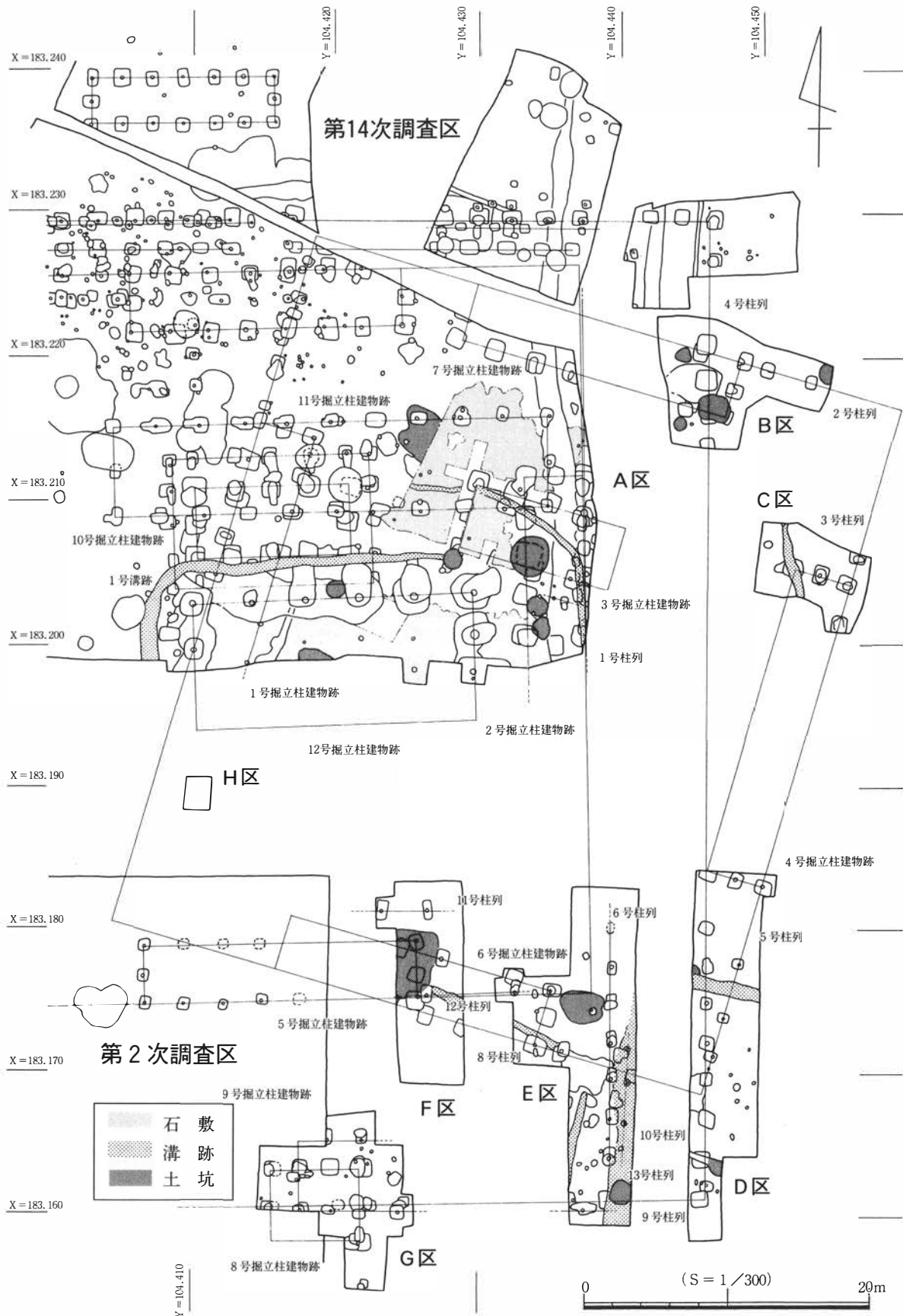


図12 第17次調査遺構配置図

は明確でないが、桁行総長10.8m以上（2.7m等間）、梁行総長4.2m（2.1m等間）と推定される。なお、掘方底面の標高を、北東隅柱とその南約5mほどのところに位置する西側桁柱列北第3柱とで比較すると、後者の方が約20cmほど低いことが判明した。従って、1号掘立柱建物跡と同様、当建物跡も傾斜地にそのまま建てられたものと考えられる。

当建物跡は、第14次調査8号掘立柱建物跡と北妻の柱筋が揃い、対面する位置にある。従って当建物跡は、第14次調査区8号掘立柱建物跡とともに、東西両脇殿として同時期に併存したものと考えられる。

3号掘立柱建物跡

A区東端に位置する東西棟の側柱建物で、主軸方位は $W-16.5^{\circ}-N$ を示す。石敷遺構の下層で確認した。2・11号掘立柱建物跡、1・5号土坑・2号溝跡に切られている。規模は桁行3間以上×2間で、柱が抜き取られているため柱位置は不明確だが、桁行総長8.1m以上（2.7m等間）、梁行総長4.8m（2.4m等間）と推定される。柱抜き取り痕跡には、後に敷設された石敷に伴う礫が多量に混入していた。なお、北側・西側には庇を伴わないが、南側柱列西第4柱の掘方の南約1.5mの位置にやや小型の掘方を確認しており、これを庇の柱穴と仮定すれば、南庇の建物に復元できる。ただし、他の部分では、後出の2号掘立柱建物跡や12号掘立柱建物跡と重なるため、柱穴の有無を明かにすることはできなかった。

4号掘立柱建物跡

C区で北側妻柱列を、D区で南側妻柱列を確認した南北棟の側柱建物で、主軸方位は $N-16.5^{\circ}-E$ を示す。3号溝跡に切られている。南・北両妻を確認したのみであり、また柱が一部抜き取られているため、間尺や平面形式については不明な点が残るが、桁行総長21.9mで、北東隅柱と東側柱列北第2柱との柱間が約2.7mを測ることから、2.7m等間の8間に復元することができる。梁行は2間で総長3.8m（1.9m）等間である。北東隅柱・南東隅柱には、それぞれ南北柵列が連結する（3・5号柱列）。なお、南東隅柱及び南妻中央柱の掘方では柱根が遺存していたが、現代の水田造成のための削平によって攪乱を受け、倒れた状態で出土している。柱の太さは30cmである。

5号掘立柱建物跡

当建物跡は、第2次調査区で西側4間分が既に確認されていた。今回の調査では、F区において東側妻柱列を確認し、桁行7間×梁行2間の東西棟側柱建物と判明した。主軸方位は $W-1.5^{\circ}-S$ を示す。6号掘立柱建物跡を切り、12号柱列、16号土坑に切られる。桁行総長18.9m（2.7m等間）、梁行総長4.2m（2.1m等間）を測る。北東隅柱と南東隅柱では柱根が遺存していた。柱の太さは30cmである。当建物は、北42.8mに位置する第14次調査5号掘立柱建物跡と同規模で、これと両妻柱筋を揃えて対面する位置にある。また、10号掘立柱建物跡と中軸線が揃う。

6号掘立柱建物跡

E区で東側妻柱列、F区で桁柱列の一部が確認された東西棟の側柱建物で、主軸方位は $W-16.5^{\circ}-N$ を示す。8号溝跡を切り、5号掘立柱建物跡、12号柱列、16号土坑に切られる。梁

行2間で総長3.8m（1.9m等間）を測る。桁行については、E・F区合わせて4間分（総長10.8m以上、2.7m等間）を確認しており、さらに調査区外へ延びる。F区の西側に位置する第2次調査区は削平が著しく、当建物跡に伴う掘方は確認されていないが、東妻は後述する7号掘立柱建物跡とほぼ揃い、7号掘立柱建物跡と対面する位置に配置されたものと考えられる。したがって、桁行は7号掘立柱建物跡と同様、7間である可能性が高い。なお、南東隅柱には東西柵列（10号柱列）が連結する。

7号掘立柱建物跡

A区北端からB区にかかる東西棟の側柱建物である。第14次調査において、西側妻の掘方2個が既に確認されていた。A区で西側3間分を、B区で東側1間分を確認している。主軸方位は $W-16.5^{\circ}-N$ を示す。4号柱列、8号土坑に切られている。桁行総長は19.2mを測り、2.74m等間で7間と推定されている。梁行は2間で総長4.0m（2.0m等間）を測る。柱は抜き取られている。北東隅柱には東西柵列（2号柱列）が連結する。

8号掘立柱建物跡

G区で確認した東西棟の総柱建物で、南西部は調査区外にかかる。主軸方位は $W-0^{\circ}$ を示す。9号掘立柱建物跡に切られている。桁行3間×梁行2間で、桁行総長6.3m（2.1m等間）、梁行総長4.8m（2.4m等間）を測る。柱は抜き取られている。東妻の中央柱に9号柱列が取り付くこと、総柱構造であることから、郡庁院の南門と考えられ、柱の配置から八脚門と推定される。

9号掘立柱建物跡

G区で確認した東西棟の側柱建物で、東半は調査区外にかかる。G区内で西妻、北側と南側の桁柱列の一部を確認したが、G区西半部の攪乱が著しく、詳細は明らかでない。桁行3間以上×梁行2間で、桁行総長6.6m以上（柱間は西から2.1m+2.1m+2.4m）、梁行総長4.8m（柱間は北から2.7m+2.1m）と推定される。

10号掘立柱建物跡

A区中央部で確認した東西棟の側柱建物で、四面に庇を伴う。第14次調査で北・西側の庇と身舎の一部が既に確認されていた。主軸方位は $W-1.5^{\circ}-S$ を示す。1号掘立柱建物跡を切り、11・12号掘立柱建物跡・1号溝跡、第14次調査14・15号土坑に切られる。建物の規模は、身舎は桁行4間×梁行2間で、桁行10.8m（2.7m等間）、梁行4.8m（2.4m等間）を測る。庇の出は北・南面庇が2.1m、東・西面庇が1.5mで、庇を含めた総長は桁行13.8m、梁行9.0mである。庇の掘方には重複が認められ、建て替えが行われていると推定される。北庇の東第3柱の掘方を半截したところ、柱根が遺存していた。柱の太さは22cmである。身舎の柱穴では柱抜き取り痕跡が確認されたが、建て替えによる掘方の重複は確認できなかった。しかし、庇の柱穴に建て替えが認められることから、当建物跡は同位置で建て替えられたものと推測される。

11号掘立柱建物跡

A区中央部で確認した東西棟の側柱建物跡である。第14次調査において、北側桁柱列7間分、

西妻、南側桁柱列2間分が既に確認されていた。主軸方位は $W-2^{\circ}-S$ を示す。1・2・3・10号掘立柱建物跡、7号土坑、石敷を切り、2号溝跡に切られる。桁行10間×梁行2間で、桁行総長30.2m(3.0m等間)、梁行総長6.0m(3.0m等間)を測る。建て替えは認められなかった。柱痕跡には一部、焼土・炭化物の混入がみられた。

12号掘立柱建物跡

A区南端で確認した東西棟の側柱建物で、南側は調査区外にかかる。第14次調査において、西妻の掘方2個が既に確認されていた。主軸方位は $W-2.5^{\circ}-S$ を示す。1・10号掘立柱建物跡、石敷を切り、4号土坑に切られる。当建物跡は、同位置での建て替えによる2時期の変遷が認められた。以下、古い順にa期・b期とする(図13)。a期建物の規模は、b期建物に切られているため柱位置を明確にし得なかったが、b期と同規模の建物と考えられる。b期建物の掘方には柱痕跡が認められ、これに基づいて計測すると、桁行5間で総長19.5m、柱間は西から4.2m+3.6m+3.9m+3.6m+4.2mを測り、中央間3間がやや狭く、両脇間が広い。梁行については、南側が調査区外にかかるため、調査区を一部南へ拡張し、3.0m等間の2間分を確認したが、南側柱列は確認されなかった。また、3.0m等間で4間を想定した位置にH区を設定したが、掘方は確認されなかった。従って、梁行は3.0m等間の3間で、総長9.0mである可能性が最も高い。a期建物の掘方は、北側柱列西第2・3・4柱の掘方が布掘り状に連結された特異なものである。また、北西隅柱と西側妻柱列北第2柱、東側妻柱列北第2柱と第3柱の掘方も連結されている。第14次調査においては、このa期掘方埋土を整地跡としたが、今回の調査でこの土層が建物の柱位置に沿って広がることが確認されたため、建物跡と判断した。サブトレンチの壁で土層断面を観察すると、埋土には黒色土やロームブロックを含む暗褐色土を3~20cmほどの厚さで互層に積み重ねた丁寧な版築が認められた。布掘り状に掘られた北側桁柱列西第2・3・4柱では、柱位置付近だけが深く掘り込まれ、中間は浅い。b期建物の掘方は、北側柱列西第3~5柱、北東隅柱、東側妻柱列北第2・3柱の掘方が長軸2.5~3mの細長い形状で、このうち、北側柱列西第4・5柱を断ち割ったところ、掘方底面に礎板として丸太材が筏状に敷き並べられていた。丸太材は長さ50~180cm、太さ5~25cmで、樹皮を剥いていないもの、半截されたものなどがある。b期の掘方が細長く掘られているのは、礎板としてこのような丸太材を埋設するためであったと考えられる。一方、北西隅柱・北側柱列西第2柱・西側妻柱列北第2柱の掘方は、平面が長軸0.8~1.5mの隅丸長方形を呈し、このうち北西隅柱を半截したところ、丸太材による礎板は認められず、拳大から人頭大の川原石が掘方底面に敷き詰められていた。柱穴によって工法は異なるが、いずれも建物の不同沈下に対応したものと推測される。また、北西隅柱には柱根が遺存していた。柱の径は50cmである。なお、当建物跡には雨落ち溝が伴う(1号溝跡)。北側桁柱列の柱位置と溝跡の距離は心心で2.7mを測り、当建物跡の軒の出は2.7mと推定される。また、当建物跡の位置は後述する石敷と重なり、建物は石敷の上に建設されたものと考えられるが、石敷直上の、建物の床面にあたる部分には厚さ5cmほどのロームを主体とする層が確認された。これは、建物の床面を化粧するための基壇と考えられる。

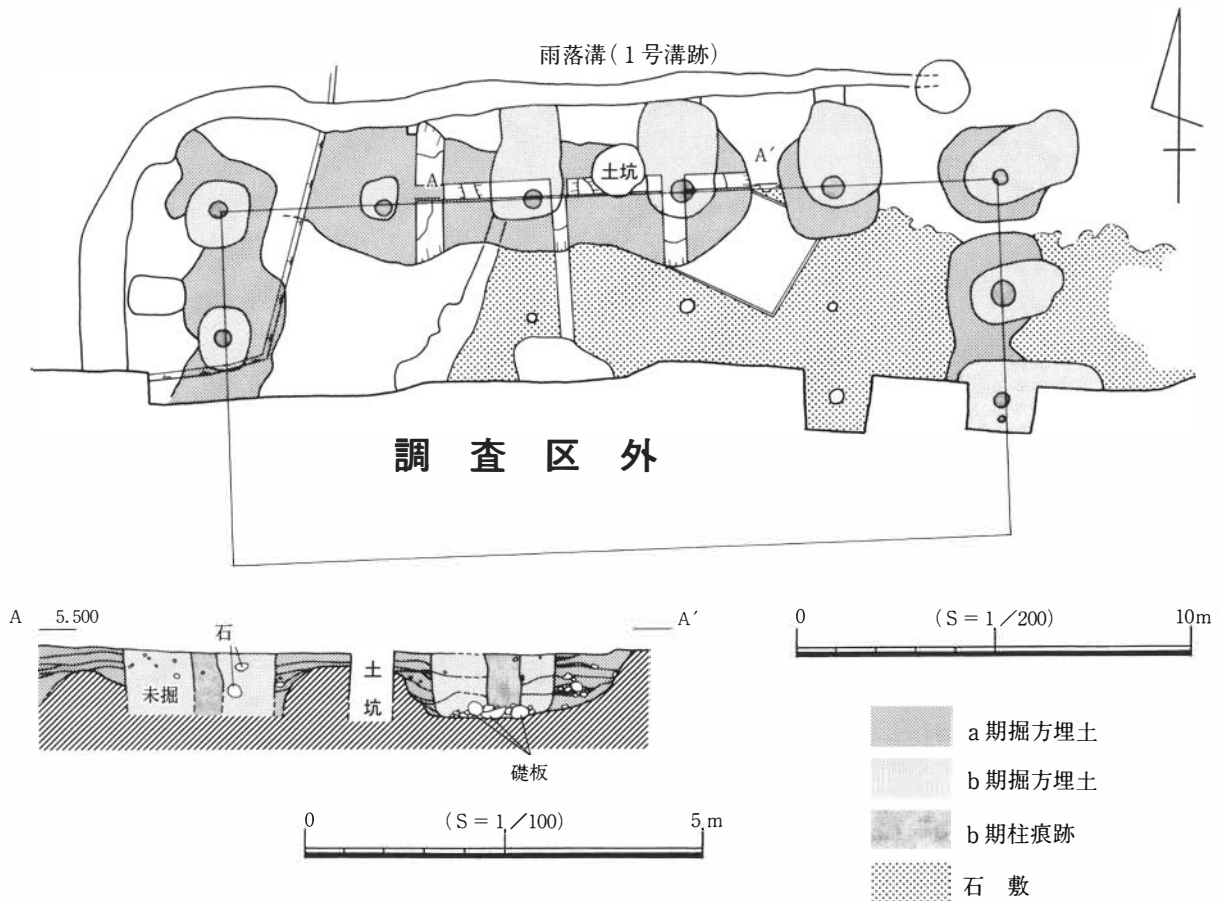


図13 12号掘立柱建物跡実測図

(2) 一本柱列

1号柱列

A区東端で4間分を確認した。主軸方位はN-1.5°-Wを示す。柱は抜き取られていたため柱位置は明確ではないが、柱間は北から2.1m+2.1m+3.0m+2.4mを測る。郡庁院の東辺を区画する南北柵列と考えられるが、南側に位置するE区では、この柱列の南側延長部分の確認されなかった。

2・3号柱列

2号柱列はB区で確認した東西柵列である。主軸方位はW-16.5°-Nを指す。調査区内で1間分(柱間3.0m)を確認した。2個検出した掘方のうち西側のものには柱抜き取り痕跡が認められた。3号柱列はC区において4号掘立柱建物跡の北東隅柱の北2.1mの位置で掘方1個を確認している。柱は2号柱列と同様に抜き取られている。2・3号柱列は郡庁院の北・東辺をそれぞれ区画する柵列であり、両者は一連のものである。2号柱列は7号掘立柱建物跡の北東隅柱に連結する。また、7号掘立柱建物跡の北東隅柱から東へ11.7m延びた地点で折れ曲がり、南へ12.7m延びて(3号柱列)4号掘立柱建物跡の北東隅柱に連結する。

4・9号柱列

4号柱列はB区およびD区で確認した南北柵列である。主軸方位は $N-0^{\circ}$ を指す。B区で3間分(2.4m等間)、D区で7間分(2.7m等間)を確認した。第14次調査ではB区の北側を発掘しており、当柵列が北端で西へ折れ曲がっている状況を確認している(第14次調査区3・7号柱列)。また、D区南端でも西へ折れ曲がる(9号柱列)。9号柱列はE区南端およびG区で確認した東西柵列である。主軸方位は $W-0^{\circ}$ を指す。E区南端で柱穴2個、G区で柱穴1個を確認した。4・9号柱列は、郡庁院の東・南辺をそれぞれ区画する柵列であり、両者は一連のものである。9号柱列の西端は郡庁院南門と推定される8号掘立柱建物跡の東妻の中央柱に取り付く。

5・10号柱列

5号柱列はD区で確認した南北柵列である。主軸方位は $N-16.5^{\circ}-E$ を指す。調査区内で柱穴3個を確認した。柱穴の間隔は北から4.0m+2.1mを測り、溝跡の下層に1個、削平が著しい4号掘立柱建物跡との間に1個の柱穴を想定することができる。柵列は北へ延びて、調査区北端に位置する4号掘立柱建物跡の南東隅柱に連結する。また、南端は西へ折れ曲がる(10号柱列)。10号柱列はD区で確認した東西柵列である。主軸方位は $W-16.5^{\circ}-N$ を指す。調査区内で柱穴2個を確認した。両者の間隔は5.4mを測り、間に柱穴をもう1個想定することができる。10号柱列は西側で6号掘立柱建物跡の南東隅柱に連結する。5・10号柱列は、郡庁院の東・南辺をそれぞれ区画する柵列であり、両者は一連のものである。

6号柱列

E区で確認した南北に延びる一本柱列である。主軸方位は $N-1^{\circ}-E$ を指す。調査区内で6間分を確認しているが、北側は削平が著しく、また南側は6号溝跡に切られているため、これ以上延びるかどうかは明らかにできなかった。柱間は2.7m等間である。掘方には2時期の重複が認められ、建て替えが行われている。また、北第4柱・第7柱を半截したところ、柱根が遺存していた。柱の太さは24.5~26cmである。妻側の柱穴を確認していないが、南北棟の建物跡である可能性がある。

11・12号柱列

E区およびF区で確認した東西柱列である。11号柱列はE区で柱穴2個を確認した。柱間は3.0mである。12号柱列はE区で1個、F区で1個の柱穴を確認した。5号掘立柱建物跡と重複し、これより新しい。2個確認した掘方の距離を計測すると6.0mを測り、調査区外に柱穴1個を想定すると3.0m等間となる。

(3) 溝跡

溝跡は8条を確認した。このうち官衙に関連すると考えられるのは1号溝跡である。

1号溝跡

12号掘立柱建物跡を囲むように巡る溝跡で、第14次調査区において西側部分が既に確認されていた。12号掘立柱建物跡に伴う雨落溝と考えられる。溝跡は12号掘立柱建物跡の北側桁柱列の北2.7mの位置を平行して走り、12号掘立柱建物跡の西端付近で緩やかなカーブを描きなが

ら南へ向かう。また東側は5号土坑に切られており、以東では確認できなかった。溝幅は北辺で30～60cm、西辺で60～110cmである。また、深さは確認面から10～30cmほどであるが、北辺部では溝底面が西へ向かって緩やかに標高を下げており、北西隅付近で急激に深くなって西辺部に至っている。12号掘立柱建物の北側の軒から落ちる雨水を西方向へ送り、さらに南方向へ排水するために溝底面に勾配がつけられたものと考えられる。

(4) 土坑

土坑は16基を確認した。1～6号土坑、8・10～16号土坑は出土遺物や覆土の特徴から官衙よりも新しい時期のものと推定される。7号土坑は郡庁院に伴う石敷よりも古い時期のものである。

(5) その他の遺構

石 敷

A区南端から東半部にかけて広がる礫層を検出した。第13・14次調査においても、礫層の広がり確認されていた。礫は径1～10cmほどの川原石で、層の厚さは3～10cm前後である。先述のように、A区は棚田状に造成された上下2枚の水田からなり、上・下とも北寄りの部分に特に削平を受けているため、礫層は一部が失われている。当初は、この礫層が人為的なものか、また郡庁院に伴うものなのか判然としなかったが、11・12号掘立柱建物跡に切られること、礫層の下層で3号掘立柱建物跡が検出されたことにより、郡庁院の存続期間内に形成されたものと判断した。また、礫層の分布をみると、正殿と推定される10号掘立柱建物跡の前面から東側にかけて広がり、東脇殿である2号掘立柱建物跡の付近で途切れている。また、礫層の直下には、部分的に厚さ1cmのローム粒子主体の層がみられた。このように、重複関係から礫層が形成された時期は郡庁院の存続期間内に収まること、建物跡との関係性が捉えられること、礫層の下層にみられたローム粒子主体の層は整地を目的とした人為的なものと考えられることから、礫層は郡庁院に伴う石敷と断定した。分布範囲や重複関係から10号掘立柱建物跡や2号掘立柱建物跡に伴うものと考えられる。なお、B～F区では石敷は確認されなかった。A区の東側に位置するB・C区は、この石敷を伴うと推定される時期の郡庁区画の外側にあたり、この部分までは石敷は広がっていなかったものと推定される。また、南側に位置するD～F区のうち、E・F・H区は区画の内側にあたるが、先述したように調査区北側部分の削平が著しく、石敷は失われたものと推測される。

泉廃寺跡郡庁院の構造と変遷

先に述べたように、郡庁院の発掘調査は、平成7年、11～13年の計4ヵ年にわたる発掘調査によって、その規模、建物配置構造、変遷過程のほぼ全貌を明らかにすることができた。ここでは、本年度の調査によって明らかになった事柄と、これまでの調査成果とを合わせ、郡庁院の構造と変遷についてまとめておきたい。

昨年度の報告では、主軸方位が東に振れる官衙施設をⅠ期、真北方位を向く官衙施設をⅡ期とした。郡庁院については、この真北方位を向く施設について、a～cの3小期に区分した。しかし、本年度の調査で、方位が東に振れる官衙創設期の郡庁院の存在が確定したこと、また

後述するように、12号掘立柱建物跡を正殿とする時期には郡庁院の規模が拡張され、郡庁構造の大規模な改変が行われていたことが明らかとなり、この時期も郡庁院の変遷における1つの画期と捉えられることから、郡庁院の変遷を大きくⅠ～Ⅲ期の3時期に区分することとする(図14)(註1)。

Ⅰ期

Ⅰ期は官衙施設の主軸方位が北より16.5°東に振れる時期で、重複関係では官衙関連遺構のなかで最も古い、行方郡家の創設期にあたる時期である。この時期に属すると考えられるのは、17-1・3・4・6・7号掘立、14-6、17-2・3・5・10号柱列である。建物配置は、方形の郡庁域の西・東辺に脇殿として17-1・4号掘立が、南・北辺に前殿・後殿として17-6・7号掘立が配置され、これらが柵列で連結されて院を形成している。区画の各辺に配置された東・西脇殿は桁行8間、前・後殿は7間の長舎構造の建物で、東・西脇殿、前・後殿それぞれが妻柱筋を揃えて対面する位置に配置されている。前・後殿は区画の中軸線に乗る。また、院の中央北寄りに正殿(17-3号掘立)が配置される。この時期の正殿と考えられる17-3号掘立はA区内で東西3間分が確認されているが、桁行4間に復元すると、やはり中軸線に一致する。郡庁院の規模は東西42.8m×南北49.8mである。

Ⅱ期

Ⅱ期以降、官衙施設の主軸方位が真北を向くようになる。Ⅱ期は四面庇の17-10号掘立を正殿とする時期で、重複関係や建物配置から、このほかⅡ期に属すると考えられるのは、14-5・8号掘立、17-1・5・10号掘立、14-2・4・5・8号柱列、17-1・12号柱列である。Ⅱ期の郡庁院には建て替えが認められ、a・bの2小期に細分できる。

Ⅱ-a期は、区画の東・西辺に東・西両脇殿として17-2号掘立と14-8号掘立が、南・北辺に前・後殿として17-5号掘立・14-5号掘立がそれぞれ配置され、これらが柵列(14-5・8号柱列)で連結されて院を形成している。また、院の南北中軸線上北寄りには正殿として四面庇付の17-10号掘立が配置される。区画の規模は東西44.3m×南北50.8mを測る。区画の各辺に配置された東西両脇殿、前・後殿はⅠ期のそれと同規模と推定され、またこの時期に属する四面庇付の正殿の身舎と、Ⅰ期正殿の規模も同一であると推定される。従ってⅡ-a期の郡庁院は、主軸方位を変えながらもⅠ期の規模や建物配置をほぼ正確に継承したものと考えられる。また先述したように、この時期の郡庁院には石敷が伴う。Ⅱ-a期に伴う建物の柱痕跡や柱抜き取り痕跡には石敷のものと推定される礫が混入しているが、掘方の埋土には礫は入っていない。従って、Ⅱ-a期の建物・柵列を建設した後、敷地内に石敷が敷設するという造営順序を推定することができる。

Ⅱ-b期は、Ⅱ-a期の区画をほぼ踏襲して建て替えが行われた段階である。すなわち、東・西辺はⅡ-a期のそれと同位置に重複する柵列(17-1号柱列・14-2号柱列)、北辺はⅡ-a期北辺の北1.6mの位置を通る柵列(14-4号柱列)によって区画される。西辺柵列は、調査区内で確認された脇殿相当の建物すべてと重複しており、これに伴う脇殿は確認されていないことから、東・西辺は柵列のみとなっていた可能性が高い。ただし、北辺柵列はa期に属

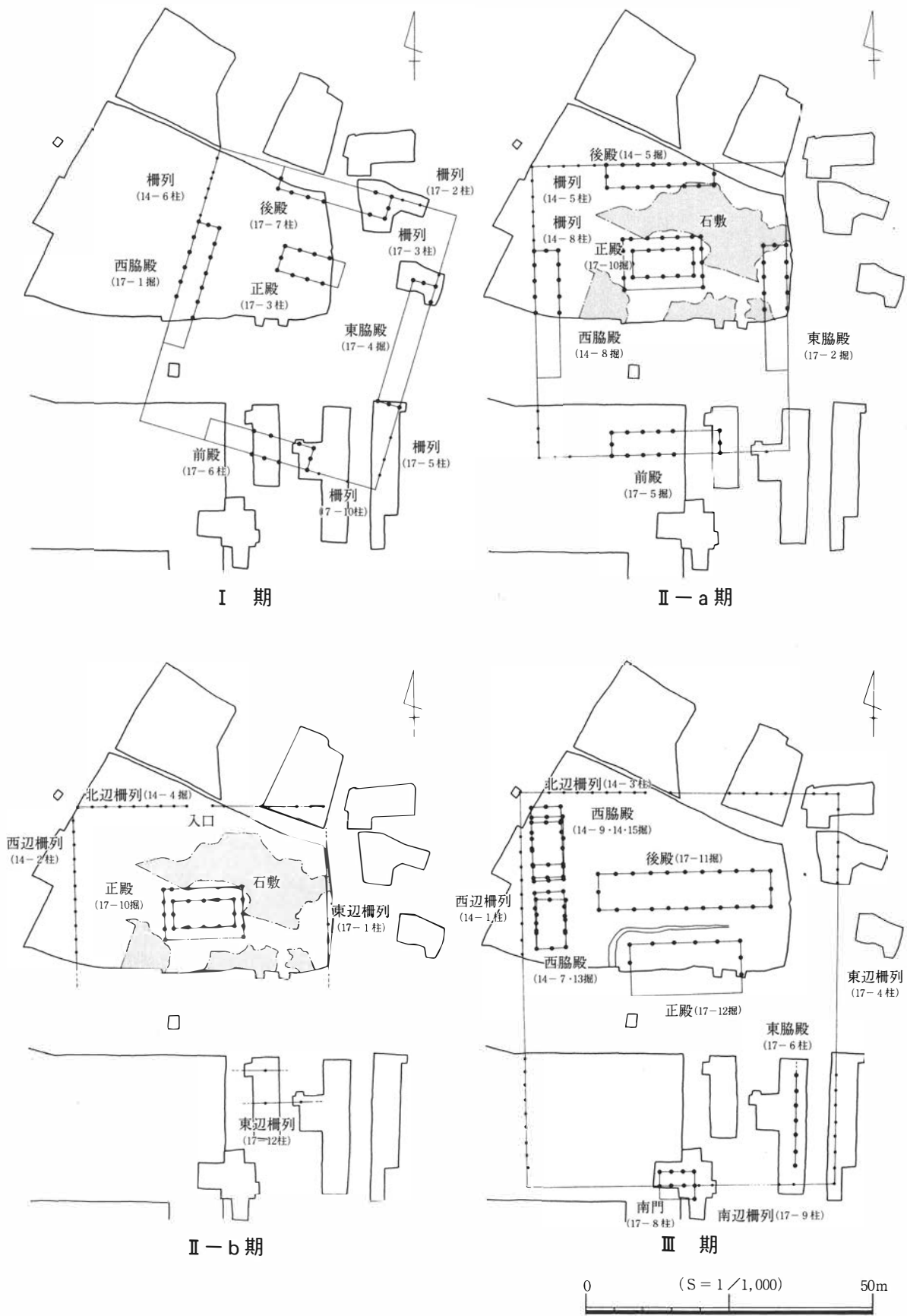


図14 郡庁院変遷図

表1 郡庁院掘立柱建物跡一覽

時期	建 物	遺 構	規 模			主軸方位
			平面形式	桁行総長 (m)	梁行総長 (m)	
I 期	正 殿	17-3号掘立	3以上(4)×2	8.1以上	4.8	W16.5N
	前 殿	17-6号掘立	4以上(7)×2	10.8以上	3.8	W16.5N
	後 殿	17-7号掘立	7×2	19.2	4.0	W16.5N
	西脇殿	17-1号掘立	6以上(8)×2	16.2以上	3.8	N16.5E
	東脇殿	17-4号掘立	8×2	21.9	3.8	N16.5E
II 期	正 殿	17-10号掘立	4×2(四面庇付)	13.8(身舎10.8)	9.0(身舎4.8)	N1.5S
	前 殿	17-5号掘立	7×2	18.9	4.2	W1.5S
	後 殿	14-5号掘立	7×2	18.9	4.2	W1.5S
	西脇殿	14-8号掘立	4以上(8)×2	10.8以上	4.2	N1.5W
	東脇殿	17-2号掘立	4以上(8)×2	10.8以上	4.2	N1.5W
III 期	正 殿	17-12号掘立	5×3	19.5	9.0	W2.5S
	後 殿	17-11号掘立	10×2	30.2	6.0	W2S
	西脇殿	14-7号掘立	4×2	9.6	5.1	N3W
	〃	14-9号掘立	3×2	8.1	5.1	N1.5W
	〃	14-13号掘立	(3)×2	8.1	4.8	N0
	〃	14-14号掘立	4×2	9.6	5.1	N1.5W
	〃	14-15号掘立	5×2	12.9	5.1	N3W
	東脇殿	17-6号柱列	6以上×?	16.2	?	N1E
南 門	17-8号掘立	3×2(総柱)	6.3	4.8	W0	

表1 郡庁院柵列一覽

時期	柵 列	遺構	全長 (m)	主軸方位	備考
I 期	東 辺 柵 列	17-3号柱列	推定12.6	N16.5E	17-4号掘立に連結。
	〃	17-5号柱列	推定15.3	N16.5E	17-4号掘立に連結。
	西 辺 柵 列	14-6号柱列	推定13.4	N16.5E	17-1号掘立に連結。
	南 辺 柵 列	17-10号柱列	推定11.8	W16.5N	17-6号掘立に連結。
	北 辺 柵 列	17-2号柱列	推定11.8	W16.5N	17-7号掘立に連結。
II 期	東辺柵列 (b期)	17-1号柱列	推定52.4	N1.5W	17-A区で4間分を確認。
	西辺柵列 (a期)	14-8号柱列	14.6	N1.5W	14-8号掘立に連結。
	〃	2-1号柱列	8.0以上	N1.5W	14-8号掘立に連結。
	西辺柵列 (b期)	14-2号柱列	推定52.4	N1.5W	14-A区で11間分を確認。
	南辺柵列 (b期)	17-12号柱列	推定	N1.5S	17-E・F区で2間分を確認。
	北辺柵列 (a期)	14-5号柱列	推定12.7	N1.5S	14-5号掘立に連結。
III 期	北辺柵列 (b期)	14-4号柱列	44.2	N1.5S	中央間に入口。
	東 辺 柵 列	14-7号柱列 17-4号柱列	68.1	N0	14-G区で1間、17-B区で3間・D区で7間を確認。
	西 辺 柵 列	2-2号柱列 14-1号柱列	65.3以上	N1W	2次・14-A・B区で確認。 2時期が重複。南端は不明確。
	南 辺 柵 列	17-9号柱列	24.0	W0	17-8号掘立(南門)に連結。
	北 辺 柵 列	14-3号柱列	54.9	W0	3時期重複。入口あり。

する後殿の北を通り重複しないことから、後殿はⅡ－b期にも存続した可能性がある。また、北辺柵列である14－4号柱列の東西中央の柱間は他に比してやや広く、この部分が北辺の出入口となっていたものと考えられる。17－10号掘立に建て替えの痕跡が認められ、Ⅱ－a期の正殿が同位置・同規模で建て替えられてb期にも存続したものと思われる。なお、南辺については、E区及びF区で確認された17－12号柱列がこれにあたと推定される。その場合、Ⅱ－b期郡庁院の規模は東西44.2m×南北52.4mとなる。

Ⅲ期

Ⅲ期は郡庁院の区画が大幅に拡張される時期であり、前段階の郡庁区画の一回り外側を通る14－1・3・7号柱列、17－4・9号柱列に区画される。区画の規模は東西54.9m×南北68.1mを測る。重複関係・建物配置から、この時期に属すると考えられる建物跡は14－7・9・13～15号掘立、17－8・11・12号掘立である。建物配置は、中央北寄りに5×3間の正殿（17－12号掘立）、その背後に10×2間の長大な後殿（17－11号掘立）、西側に脇殿を南北に2棟（14－7・9・13～15号掘立）配したコの字形の建物配置となる。区画の南辺中央には南門として八脚門が取り付く（17－8号掘立）。また、脇殿については、現在確認されている直列配置の西脇殿2棟がいずれも正殿の北西側に位置しており、正殿南側に前庭を設けたコの字形の建物配置を想定すれば、南側にもう1棟脇殿が配置されていた可能性がある。第17次調査F区で確認された6号柱列は、この時期の東脇殿の一部である可能性を考慮しておきたい。

正殿と後殿は互いに中軸線が揃うが、両者は区画の中軸線から1.5mほど東にずれている。この正殿・後殿の中軸線に合わせて折り返すと、東辺柵列は西脇殿の西側桁行のラインに乗る。西脇殿の西側桁行の通る位置は、前段階のⅡ－a・b期郡庁院の西辺とも重なるため、郡庁院のなかでも柱掘方の重複が最も激しい部分となっている。このことは、Ⅱ期からⅢ期に至る真北方位をとる郡庁院において、このラインが郡庁院造営計画におけるひとつの基準となっていたことを示すものと考えられ、Ⅲ期における郡庁院区画の拡張、建物配置計画の改変に際しても、この基準線が踏襲されたものと考えられる。

この時期には、正殿に1回・西脇殿に1ないし2回の建て替えが認められ、また柵列も西辺で1回、北辺で2回、同一線上での建て替えが行われている。なお、東辺では建て替えの痕跡は確認できなかった。

以上のように、泉廃寺跡の郡庁院は、2度の大規模な改変を経て、計3時期の変遷がみられることが明らかとなった。

I期からⅡ期への変遷は、主軸方位が変更されることで、郡庁院の造営計画が大きく改変されたことを示している。このことは、他の地区でも東へ振れる方位をとる官衙施設が確認されていることからわかるように、郡庁院だけでなく郡家全体に及ぶ画期であったと考えられる。先に述べたように、真北方位をとる郡庁院では、建物配置計画上の基準線が存在したと推測され、これはⅡ・Ⅲ期を通じて踏襲されたものと考えられる。従ってⅡ期は、以後長く踏襲される官衙施設の造営計画が成立した段階であると言える。ただし郡庁院については、Ⅱ－a期郡庁院が主軸方位を変えながらも建物配置計画においてはI期のそれが正確に踏襲されている点

は注目すべきであり、Ⅰ期からⅡ期への強い連続性もうかがうことができる。

Ⅱ-a期の郡庁院には石敷が伴う。国府クラスの官衙の政庁が前庭に石敷をもつ例は知られるが、石敷を伴う郡庁院は管見ではその類例を見出すことができず、当遺跡の郡庁院が石敷を伴うことをどのように評価することができるか、今後問題にしなければならない(註2)。

なお、郡庁院は南へ向かって傾斜する地形に立地するが、Ⅰ期西脇殿・Ⅱ期東脇殿について柱掘方の深さを調べた結果、掘方底面の標高差が傾斜面の標高差に対応している可能性が高いことが明らかとなった。従って、郡庁院造営に際して盛り土や切り土などのような自然地形に対する造作は行われず、傾斜地に直接建物を建設したと考えられる(註3)。

Ⅱ期からⅢ期への変遷もまた、郡庁院が整備・拡充された大きな画期といえる。Ⅲ期には区画の規模が拡張され、またその内部に配された建物も、特に正殿・後殿が著しく大型化している。Ⅲ期の正殿は、先に述べたように丸太を筏状に敷き並べて礎板とする特異な基礎構造をもち、また、桁行の間尺が10尺を超える、郡庁の正殿としては大型のものである。柱配置は桁行5間のうち中央間3間がやや狭く、両脇間がやや広くとられており、この点も郡庁の正殿としては特異なものと言える。また、この時期には八脚門を南門として備え、建物の内容も前段階に比べ全体として非常に充実したものとなっている。建物や柵列にみられるように、Ⅲ期の郡庁院は、同位置で建て替えられながら、この構造で最も長期間存続したのと考えられ、この時期を郡庁院の最盛期に位置付けることができる。なお、Ⅲ期建物跡の柱痕跡には焼土・炭化物が多量に混入しているのがみられる。また、石敷の上面やその直上に堆積した遺物包含層からは、多量の赤焼き土器とともに鉄滓が出土している。また、郡庁建物よりも新しい時期の土坑に、焼土・炭化物や鉄滓が多量に出土したものがあつた。これらは郡庁院廃絶直後の様相を示すものと考えられ、当地区周辺は、郡庁院廃絶後には鍛冶関連の生産が行われる場として利用されたと考えられる。

遺構期の年代について

泉廃寺跡から出土する遺物の年代幅は、古代では7世紀後半から上述した赤焼き土器を伴う時期までである。しかし、建物の掘方に伴う遺物がほとんどなく、設定した遺構期各期に実年代を与え得るだけの資料は得られていない。敢えてここで見通しを述べるのが許されるならば、郡庁院周辺では官衙施設に先行する造営集落のような遺構は確認されていないことから、官衙創設期であるⅠ期を遺物の示す上限である7世紀後半に遡らせてよいものと考えられる。また、先にみたように、郡庁院の建物配置計画の変遷にはⅠ期からⅡ期へ、そしてⅡ期からⅢ期への強い踏襲性・連続性をうかがうことができる。Ⅰ期施設は1時期のみであるが、Ⅱ期は2時期、Ⅲ期は3時期に細分することができることから、長期間にわたって存続したことは明らかであり、郡庁院は官衙の存続期間を通じて継続的にその機能を維持していたものと考えられる。従って、郡庁院の各時期を上記の土器の年代幅のなかに割り当て、Ⅰ期を7世紀後半、Ⅱ期を8世紀代、Ⅲ期を8世紀末～9世紀代に位置付けて大過ないものと思われる。そして、赤焼き土器を出土する10世紀前半頃には、郡庁院は確実に廃絶していたものと考えられる。

(藤木 海)

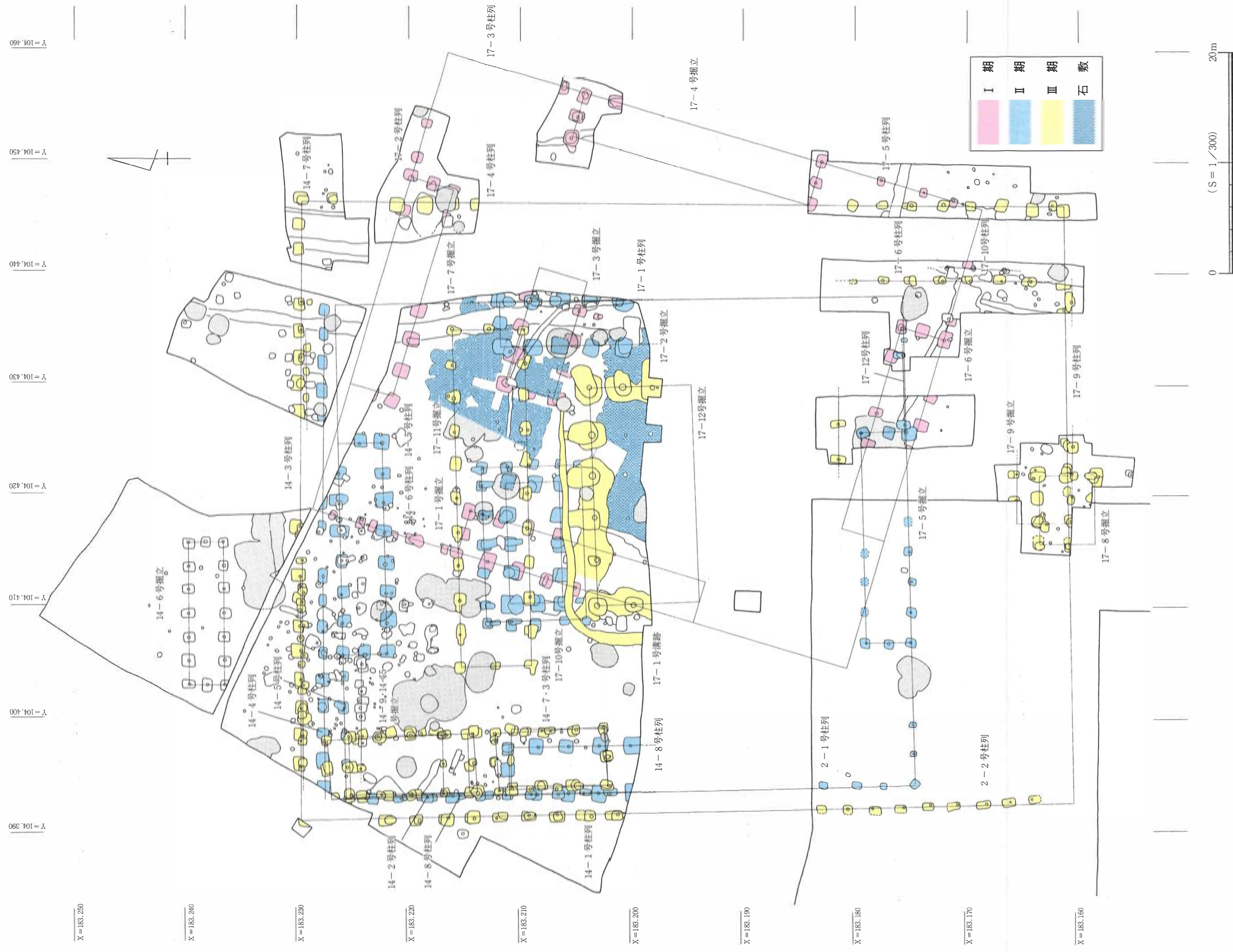


图15 郡宁院全体图



16 第17次調査区全景



17 郡庁院遺構配置 (A~C区全景、南上空から)



18 調査区近景（南から）



19 1・10～12号掘立柱建物跡（南上空から）



20 D～G区全景（北東から）



21 1・12号掘立柱建物跡（南から）



22 1・10・12号掘立柱建物跡（北から）



23 1号掘立柱建物跡・1号溝跡土層断面（西から）



24 2号掘立柱建物跡（南から）



25 3・7号掘立柱建物跡（南から）



26 3号掘立柱建物跡（西から）



27 7号掘立柱建物跡（西から）



28 10号掘立柱建物跡（西から）



29 10号掘立柱建物跡（北東から）



30 10号掘立柱建物跡身舎北西隅柱（西から）



31 10・12号掘立柱建物跡（北西から）



32 石敷（一部、北東から）



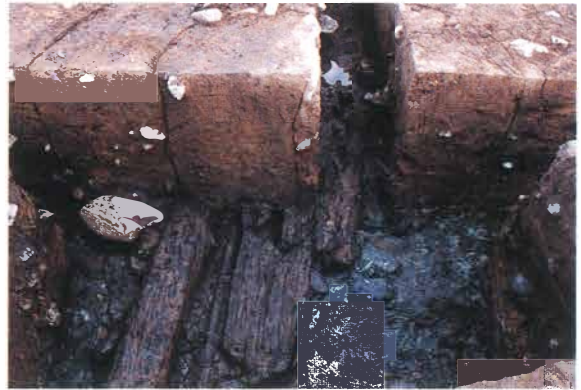
33 11号掘立柱建物跡
(西から)



35 12号掘立柱建物跡 (北西から)



34 12号掘立柱建物跡
(東から)



36 12号掘立柱建物跡土層断面 (北から)



37 12号掘立柱建物跡礎板出土状況 (南から)



38 12号掘立柱建物跡柱根出土状況 (東から)



39 12号掘立柱建物跡土層断面 (北東から)



40 B区全景、7号掘立柱建物跡東側（北から）



41 C区全景、4号掘立柱建物跡北妻（南から）



42 D区全景、4・5号柱列（北から）



43 4号掘立柱建物跡南妻（南から）



44 E・F区全景（北から）



45 5・6号掘立柱建物跡（南から）



46 G区全景（東から）



47 8・9号掘立柱建物跡（北から）

第3節 まとめ

第17次調査では郡庁院の全体規模がほぼ確定し、建物配置構造を解明することができた。また郡庁院は2度の大規模な改変を経て、Ⅰ期からⅢ期に至る3時期の変遷を辿ることが明らかとなった。遺構期の年代については今後課題を残すが、Ⅰ期を7世紀後半、Ⅱ期を8世紀代、Ⅲ期を8世紀末～9世紀代と大まかな見通しを示しておくこととし、今後、周辺の遺跡を含めた土器の編年観を検討するとともに、資料の増加を待ちたい。

一方、第16次調査では、真北方位をとる正倉区画溝が新旧2時期分確認されており、新しい時期の正倉区画は拡張されている可能性があることが明らかとなった。また、第2次調査や第13・14次調査では、郡庁院の西側で、方位が東に振れる掘立柱の総柱倉庫が確認されている。従って、正倉院においても、郡庁院と同様に東に振れる時期が1時期、真北方位を向く時期が2時期あることになり、こうした正倉院の変遷は、郡庁院のⅠ～Ⅲ期の変遷に対応するものと考えられる。また、正倉区画の内部では掘込地業がこれまでに3基確認されているが、これらはいずれも真北方位を向く正倉区画のうち新しい時期に伴う可能性が高く、東日本の郡家正倉において、相対的に新しい時期に礎石建物が導入されているといった傾向とも符合する。正倉・郡庁などの諸施設間における時期区分の対応関係が明らかになりつつあるという点が、本年度の発掘調査では最大の成果であるといえよう。その実年代については未だ不明確であり、今後課題を残す形となったが、郡家施設全体に及ぶこのような画期の背景には大規模な歴史の変動が控えているとみるべきであり、文献史料や周辺に展開する遺跡の動向も合わせて検討していく必要がある。

また、16次調査区では、当遺跡で初めて木簡が出土した。断片ではあるが、律令国家の政治を特徴づける文書行政が、泉廃寺跡においても行われていたことを示す貴重な発見といえる。

『続日本紀』神護景雲3年(769)3月13日条には、「行方郡人外正六位下大伴部三田等四人」が「大伴行方連」の姓を賜ったことが記されている。このような郡名を含む姓を賜った氏族は、郡の譜代郡領氏族であることを律令国家によって公的に認定された氏族であったとされる(註4)。16次調査区から出土した木簡に「大伴マ」の記載がみられることは、「大伴」を冠する氏族が行方郡家における実務に深く関与していたことを、出土文字資料から初めて傍証したという点で、非常に貴重なものである。泉廃寺跡は、平成6年からの継続的な発掘調査によって、その全体像が具体的に明らかになりつつあり、諸施設の構造と変遷だけでなく、その歴史的背景が議論されるべき段階に至ったといえよう。(藤木 海)

註

註1 以下、第2次調査区や14次調査区で確認された建物跡・柵列跡を含めて記述を進めることとする。遺構名が冗長になるのを避けるため、例えば第14次調査区5号掘立柱建物跡は、14-5号掘立と表記することとする。

なお、各建物跡・柵列跡の名称と若干の計測値を表1・2にまとめた。また、既調査部分を合わせた郡庁院の全体図を作成した(図15)。合わせて参照されたい。

第3節 まとめ

註2 他遺跡においても、もとは石敷の前庭を伴っていたが、後世の削平により失われてしまった場合もあり得る。いずれにしても、泉廃寺跡の郡庁院において石敷が確認されたことは、当遺跡の遺存状態が非常に良好であることを示している。なお、大阪府高槻市嶋上郡衙跡では、郡庁院に伴う参道と推定される石敷道路が確認されている（山中章ほか「近畿地方の概要」『第3回東日本埋蔵文化財研究会 古代官衙の終末をめぐる諸問題』—追加資料報告集— 1994年 東日本埋蔵文化財研究会）。

註3 埼玉県岡部町中宿遺跡では、正倉建物を傾斜地に建設するにあたり、大規模な自然地形の改変が行われていたことが明らかとなっている（鳥羽政之他『中宿遺跡』Ⅰ～Ⅲ、1995・97・99年、岡部町教育委員会）。

註4 熊谷公男「古代東北の豪族」『新版 古代の日本』第9巻 東北・北海道 1992年 角川書店。

第3章 原町南部地区ほ場整備

第1節 調査に至る経過と遺跡概要

第1項 調査に至る経過

原町南部地区ほ場整備の事業地は、原町市の中心部から南東へ約6kmに位置し、原町市南部を流れる二級河川太田川の南側、国道6号線の東側である。東西に3本の河川が流れており、傾斜が緩やかな平坦水田地帯である。該当する地区は米々沢・江井・下江井・小沢・堤谷と太田川河口の北岸に位置する小浜地区である。

原町南部地区は明治42年～43年頃にかけて10a区画で整理がなされているが、農道は幅員が狭く、用排水路は素掘りのため、施設の維持管理に多大な労力を費やし、農業基盤としてのほ場条件はきわめて低い状況である。

そこで、福島県相双農林事務所と原町南部地区ほ場整備施行委員会は、区画の整理（大型ほ場）とともに道路及び用排水路の整備、暗渠排水、客土により湿田対峙の高地の汎用化を図り高地の集団化を一体的に実施することにより耕地を将来の営農形態に適合した、機械の効率的な運行と生産性の高い条件に整備するため、担い手育成型・区画整理型基盤整備事業に取り組むこととなった。事業面積は234.1haである。

この区域及び隣接地には丸山館跡・米々沢館跡・田村館跡など中世城館跡などの遺跡が存在するため、平成10年1月以降、相双農林事務所・原町市農林整備課・原町市土地改良区と原町市教育委員会では原町南部地区に係る遺跡の有無と取り扱いについて調整を行ってきた。その結果、造成工事に先行して平成13年度と平成14年度の2か年で試掘調査を行うこととした。

（二本松文雄）

表1 原町南部地区ほ場整備事業関連遺跡一覧表

番号	遺跡名	所在地	種別	時期	遺跡面積 (㎡)	備考
1	一丁田条里跡	下江井字一丁田	条里跡	奈良・平安	95,000	
2	丸山館跡	小浜字丸山	城館跡	中世	36,400	丸山氏
3	米々沢館跡	米々沢字川畑	城館跡	中世	10,500	米々沢氏
4	田村館跡	堤谷字根田	城館跡	中世	28,700	田村御前
5	江井田の神塚	江井字九斗蒔	塚	近世	40	
合計	5遺跡				170,640	

第2項 遺跡概要

太田川下流域の沖積地に面した丘陵の縁辺部および太田川沿いには米々沢館跡・東約1kmに丸山館跡・北東約1kmに西内館跡・南西約0.5kmに田村館跡などの中世城館跡が分布している（図16）。

太田川北岸の自然堤防上には奈良・平安時代の集落跡である竹花A遺跡、中世～近世の集落・製鉄・墳墓である谷地畑遺跡、丘陵縁辺には弥生時代の遺物散布地である大光内遺跡、南西約1.5kmの丘陵縁辺には古墳時代の古墳である風目木横穴墓群が分布している。（二本松文雄）

第1節 調査に至る経過と遺跡概要



図16 原町南部地区遺跡位置図

第2節 調査成果

第1項 一丁田条里跡

調査要項

所在地	原町市下江井字一丁田86他
調査期間	平成13年4月27日～平成13年6月29日（調査） 平成13年11月15日～平成13年11月20日（埋め戻し）
対象面積	95,000m ²
調査面積	1,700m ²
調査担当	二本松文雄（鈴木）
発掘補助員	鈴木令子・門馬竹子・荒 洋子・鈴木時江・益山富士子・志賀愛子・ 大内スミ子・上野順子・山本勝利・大須賀良一・渡部正子

調査概要

原町市下江井字一丁田地区は、その地名から奈良・平安時代の律令制度のもとに条里跡による水田区画の跡ではないかという指摘があり（註1・2）、発掘調査の前に古絵図などから一丁田という地名の範囲、水路と道、その時期等について事前調査をおこなった結果、現在の小字一丁田は明治30年代の耕地整理後の区画であることが分かったが（図1～3）、それ以前から一丁田という地名があり、江戸時代まで遡ることができた（註3）。このような状況から、一丁田が条里跡の可能性があると判断されたため、試掘調査を実施することとした。

試掘調査は調査区内に合計27本のトレンチを設け、表土、水田耕作土を除去して遺構・遺物の検出につとめた。



図17 条里坪付図

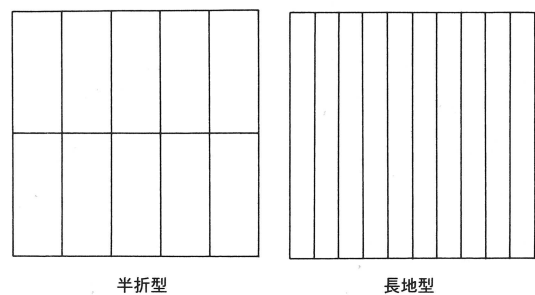


図18 条里制地割の2つの型

遺跡概要

一丁田条里跡は原町市南部を流れる太田川の河口から、南西約1kmに位置する。原町南部地区ほ場整備事業の対象となる水田地域は太田川下流域の東西約2km・南北約2kmの沖積地で、一丁田条里跡はその沖積地のほぼ中央に位置し、遺跡の北側には太田川の支流である鶴江川が流れている。遺跡の標高は1.2～2.4mを測る。

文献・絵図調査

奥相志

安政4年(1857)～明治4年(1871)にかけて斎藤完高により編纂された『奥相志』には、奥州中村藩領内の村々の地名・歴史・社寺などの地誌が詳細に記されている。その中ノ郷(現在の原町市)下江井村(現在の大字下江井)の頃には、既に一丁田の地名が記されている。これまでに確認されている条里遺構には条里あるいは坪に付けられた地割の名称が連続または断片的にいくつか残っている場合が多いが、ここでは一丁田以外に条里の坪付に関わるとみられる地名は確認できなかった。

なお、相馬中村藩では下江井村には天明の飢饉後、片付地とよばれる荒田が多くあり、これを除地と称して農家に無税で貸し与え田圃に復す政策をとっている。また、北陸地方から浄土真宗の移民を多く集めて水田や農村の復興を行っており、『奥相志』の下江井村の項にもこのような状況について記されている。

「(明治22年1月)磐城國行方郡下江井四番字壱町田」

福島県文化センター歴史資料館に保管されている資料で、一丁田を地番毎に細分した図である(図21)。

「相馬郡大甕村大字下江井字一丁田」地籍図(写真61)

原町市立博物館に保管されている資料である。年号が入っていないが、相馬郡は明治29年に宇多郡・行方郡を合併して相馬郡になったことと、図の地区割りが現在の地区割と同一であることから、明治30年代から大正時代初期に行われたほ場整備事業後の地籍図と考えられる。

「整地碑」

原町市江井字大代の国道6号線の西側に、石製の大きな整地碑がある。この整地碑は明治末期から大正初期に行われた、下江井地区を含む旧大甕村耕地整理の記念碑で、古代の条里とは直接関連はないが、近代におけるこの地域の耕地整理の資料として紹介したい。碑文の内容は以下のとおりである。

整地碑(表面)

磐城国相馬郡大甕村大字江井、下江井、堤谷、小浜、米米沢ハ俱ニ大甕村ニ属シ、田畝概ネ平坦部落相接シ、東ハ太平洋ニ濱シ往来潮水氾濫ノ患イアリ。而シテ溝渠屈折、道路紆曲、田圃区劃亦整済ナラズ灌溉及ビ排水未ダ其ノ宜シキヲ得ズ、甚ダ耕稼ニ不便ナルヲ以テ、今野重忠整地ノ必要ヲ感ジ、村長目黒長衛門、助役牛来吉太郎ト相俱ニ熟議シ、里民ノ賛成ヲ得テ、法規ニ準拠シ明治四十年、福島県知事ノ認可ヲ受ケ、十二月設計測量ニ着手シ、四十二年整地ノ工ヲ起シ、明年四月功ヲ竣ル。

其ノ工事ヲ起コスヤ、地勢ニ随イ灌溉排決ノ利ヲ謀リ、田ヲ畫スル縦横井然トシテ碁秤ノ如ク、道路迂曲ナル者、之ヲ直シク河川弯曲決壊スル者之ヲ修理シ、堤防ヲ築キテ潮水ノ進入ヲ防ギ、江堰ヲ設ケ水ヲ貯ヘ、橋梁ヲ架スル大小数十、其地土管掛ケ掛樋等枚挙ニ遑アラス。之ヲ以テ幹渠支溝整然トシテ工程宜キニ適シ、灌溉潤足交通亦便ヲ得タリ。之ニ加フルニ沮洳変シテ沃堰ト為リ、禾穀美ニシテ収穫豊カニ、労力省キテ利益多シ。凡ソ整地スル所ノ土地二百

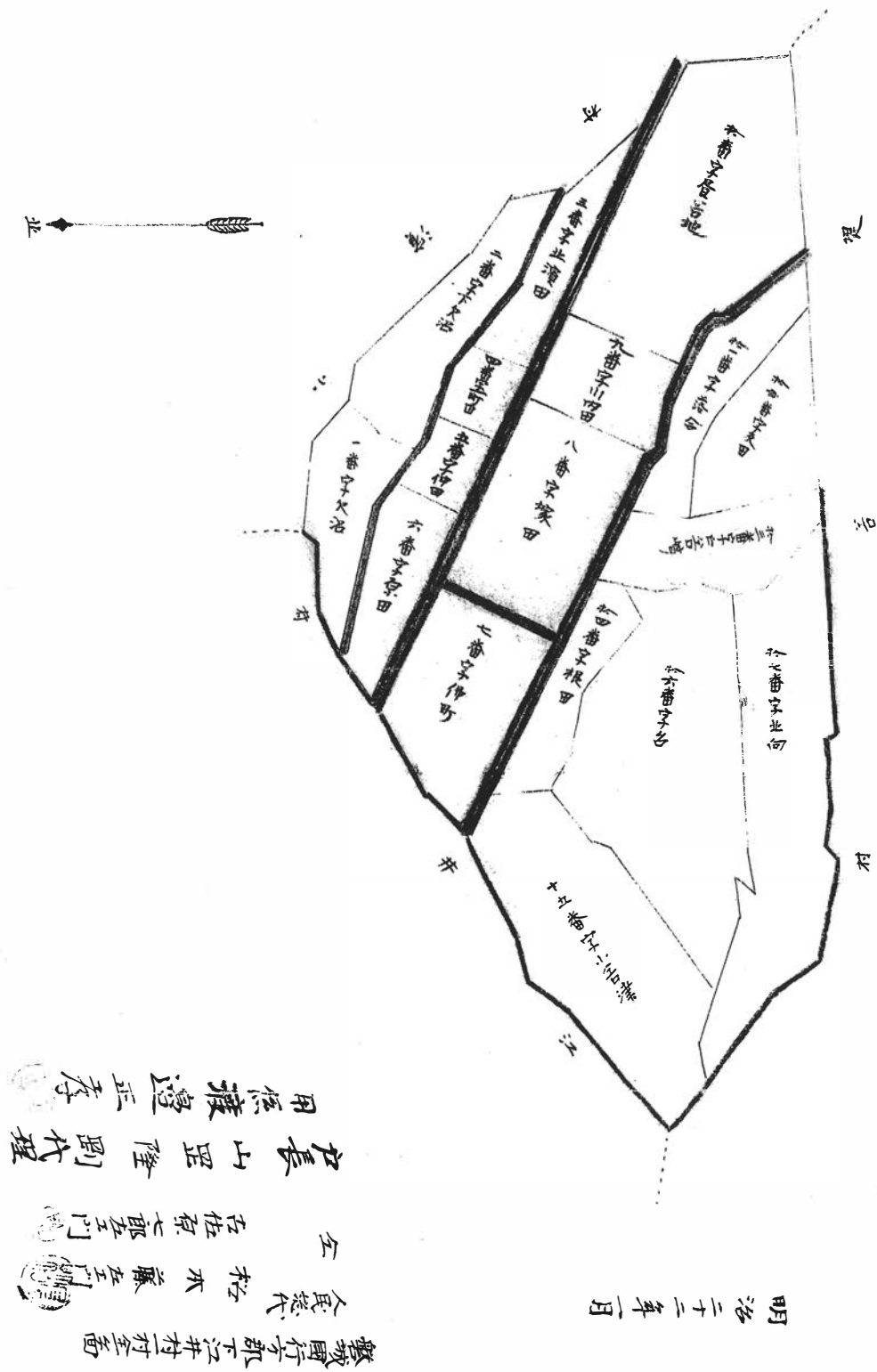


図19 『明治二十二年一月 磐城國行方郡下江井村一村全面』(福島県文化センター歴史資料館蔵) 約1/6,000×50%



図20 明治22年当時の下江井村小字割 (推定) S = 1 / 12,000

磐城國行方郡下江井村番字壹町田
 氏惣代 松本 藤五門
 全 古佐原 茂五門
 下長 山田 隆剛代理
 用係 渡邊 正久

● 耕地
 ● 空地
 ● 林地
 ⊖ 溝渠
 ⊖ 道

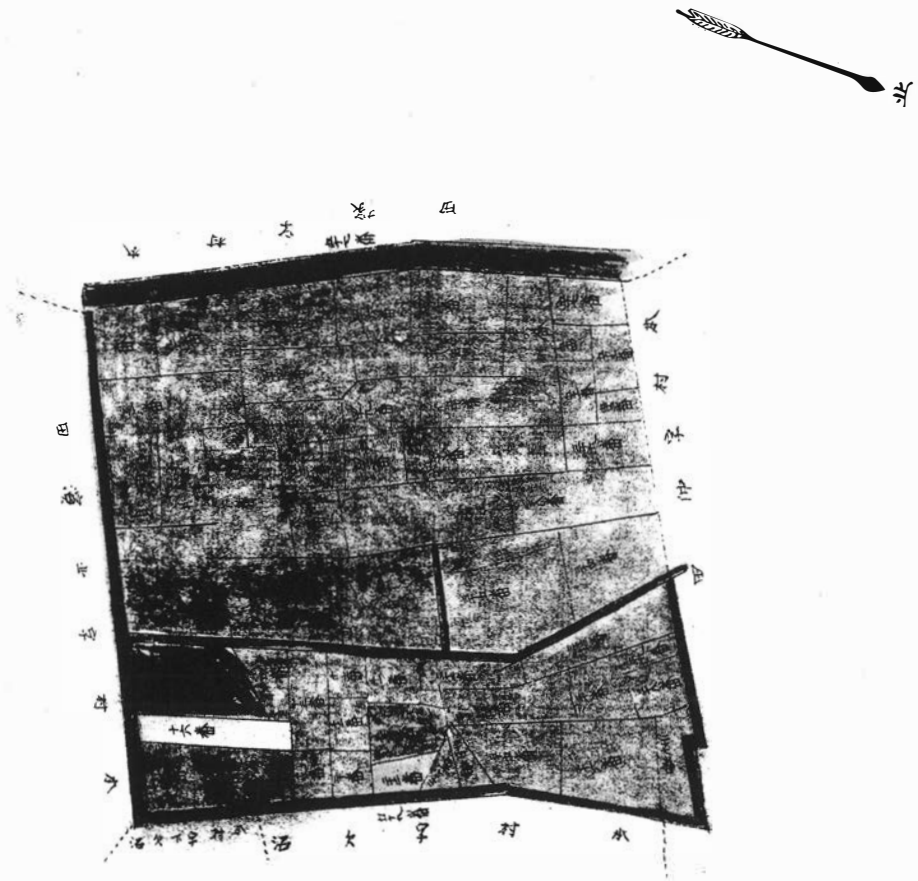


図21 『(明治22年1月) 磐城國行方郡下江井村四番字壹町田』(福島県文化センター歴史資料館蔵) 約1/908×50%

七十九町八反二畝二十六歩、之ヲ旧ニ比シ二十四町六反六畝二十歩ヲ増セリ。其起工ニ当リ金ヲ農工銀行ニ借り、四十二年八月年賦償還ヲ始メ、大正十二年八月ニ至リ完了ス。工費総額四万六千円、県補助金二千三百四十七円餘、初メ今野重忠ヲ以テ連合耕地整理委員長ト為シ、後組合長ト改称シ、大正六年四月病死セルヲ以テ、八月山口徳蔵ヲ選ビ其後ヲ継承シ百事ヲ処弁セリ。土地所有者凡三百八十五人、今茲癸亥相謀リ將サニ石ヲ建テ後昆ニ伝エントシ、文ヲ余ニ請ウ。蓋シ整地ノ業タル経営規畫勉メタリト謂フ可シ。後世子孫其功勞ヲ想イ益産ヲ殖シ、利ヲ興シ勤儉怠ラズンバ倉廩盈チ、衣食足り其恩澤將サニ無窮ニ流レントス。乃チ其梗概ヲ叙スル。此クノ如シ。

前通信属佐藤精明選兼書

鳥原佐津喜刻

(裏面)

省略。

調査成果

検出遺構 なし。

条里の坪(約109m四方=一町四方=60間四方)、および反(条里制における水田の最小単位)を区画する水路あるいは水路に沿った道路の検出を試みたが、これらの遺構を確認することはできなかった。

出土遺物

古墳時代後期の土師器高杯(20T出土)、奈良・平安時代の土師器片1点(19T出土)、奈良・平安時代の土師器片1点・須恵器片1点(21T出土)のみで、試掘面積の割には希薄な出土状況であった。

まとめ

「調査に至る経過」で述べたように、今回の調査の発端は一丁田という地名が律令時代の条里の跡に残されている例が多いことから、可能な限り古い絵図等から一丁田の位置を復元した。その結果、江戸時代末には一丁田という地名があり、明治19年の絵図には一丁田という地名で一辺約109m四方の区画があったため、条里の坪の区画と想定された。このため、現在の小字一丁田の範囲(明治30年代の土地改良後の地名で明治19年当時の範囲よりも南に広がっている)を対象に、一丁田及びその周辺の坪にあると予想される遺構(水路・道路)・遺物(水路土留めの杭等)を発見する事に努めた。

しかし、今回の試掘調査では、僅かに奈良・平安時代の土師器・須恵器の破片が出土したのみで、条里あるいはその当時の遺構を発見することはできなかった。

古絵図の調査からも、一丁田以外には条里に関連すると思われる地名は確認できなかったことから、今回の調査区では条里が存在した可能性は低いと判断された。

一方、原町市北新田には一ノ坪という地名があり、「明治十九年二月 磐城国行方郡北新田村地籍図」までその地名を遡ることができる(写真62)(註4)。今後、一ノ坪において条里に伴う溝・道などの遺構を確認する必要があるだろう。

なお、当初計画では条里の水田面の土壌からイネ科植物のプラントオパール分析を行うこと



図22 一丁田条里跡 トレンチ配置図

第2節 調査成果

調査区は太田川の河口から南西約1kmの太田川支流鶴江川の南岸の沖積地に位置する。調査区南端の標高は2.44mで、比高差1.17mを測り、鶴江川に向かってゆるやかに傾斜している。

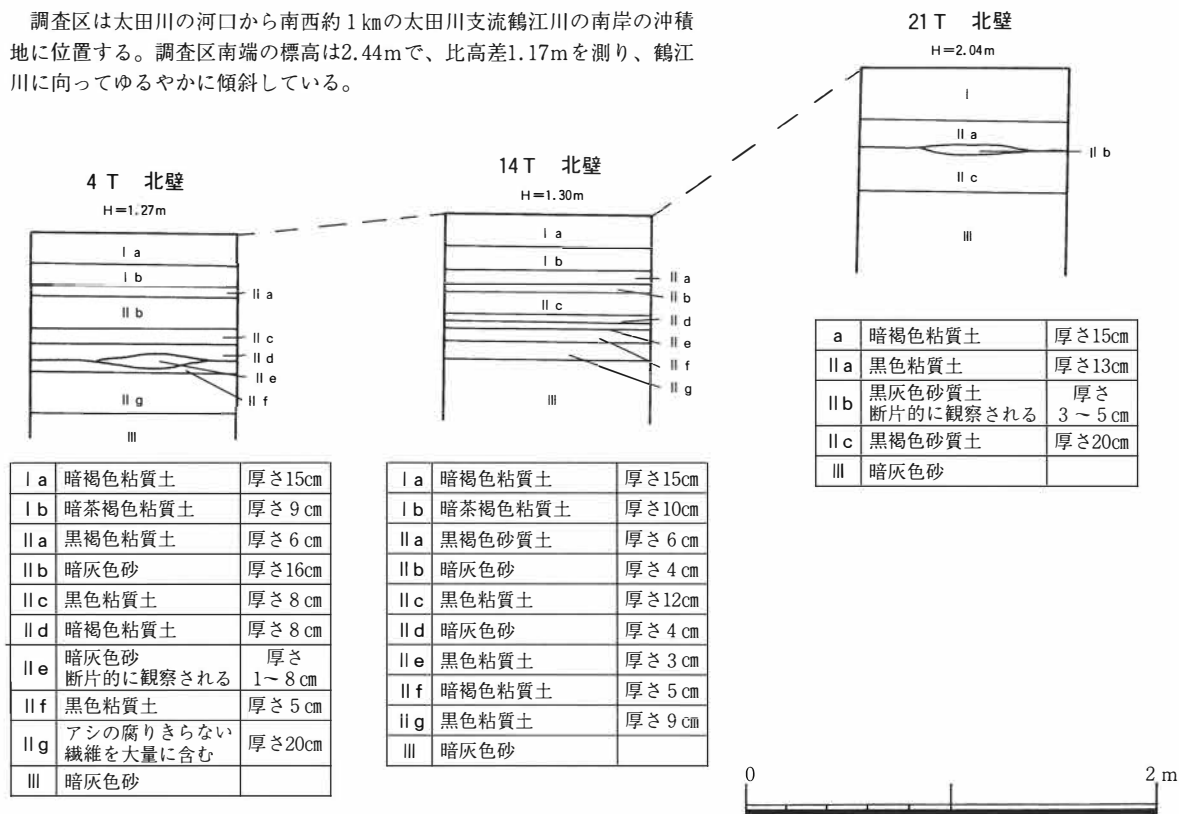


図23 一丁田条里跡 土層柱状図

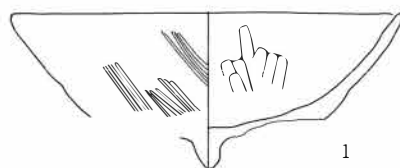


図24 20号トレンチ出土 土師器 高杯 (1/3)

を想定していたが、上記の理由から分析は実施しなかった。

所見

条里制に伴う溝や道跡等の遺構は確認されなかった。また、古墳時代後期の土師器高杯、奈良・平安時代の土師器・須恵器の細片が出土しているが、出土状況は希薄で単発的であることから、鶴江川の氾濫等による流れ込みと考えられる。以上のことから、条里の可能性は低く、本調査の必要はないと判断される。(二本松文雄)

註

註1 1995. 6 はらまち史談会 『原町市地名考』

- 註2 1996. 2 鈴木啓「陸奥国海道伝路の予察」『論集しのぶ考古』論集しのぶ考古刊行会
- 註3 1857（安政4）～1871（明治4） 斎藤完高 『奥相志』
1969 相馬市 『相馬市史』4資料編1（奥相志）P857
中郷、下江井村の頃に一丁田の地名が記されている。
- 註4 1990. 3 原町市教育委員会 『原町市内遺跡詳細分布調査報告書』I

その他の資料・参考文献

- 1886 「明治十九年二月 磐城国行方郡北新田村地籍図」 福島県文化センター歴史資料館蔵
1967. 11 落合重信 「条里制」『日本歴史叢書』17 吉川弘文館
1980. 3 菅原文也他 『熊川六丁目条里遺構発掘調査報告』 大熊町教育委員会
- 1981 長尾 修他 『尾野本条里遺構 発掘調査概報』西会津町教育委員会
1983. 9 西 徹雄 「古代篇」『相馬市史』1 相馬市
- 1989 平野幸伸 『門田条里制跡試掘調査報告書』会津若松市教育委員会
- 1989 大竹憲治 「東北地方の条里遺構」『月刊考古学ジャーナル』No.310
ニューサイエンス社
- 1990 平野幸伸 『門田条里制跡発掘調査報告書』会津若松市教育委員会
- 1991 平野幸伸他 『会津総合運動公園発掘調査概報』I 会津若松市教育委員会
1993. 3 近藤真佐夫 『門田条里制跡試掘調査報告書』II 会津若松市教育委員会
1993. 3 江花明久他 『門田条里制跡試掘調査報告書』III 会津若松市教育委員会
1993. 3 平野幸伸他 『会津総合運動公園発掘調査概報』II 会津若松市教育委員会
2000. 1 玉川一郎 「条里制の名残 相双地区の条里遺構」
『図説 相馬・双葉の歴史』 郷土出版社



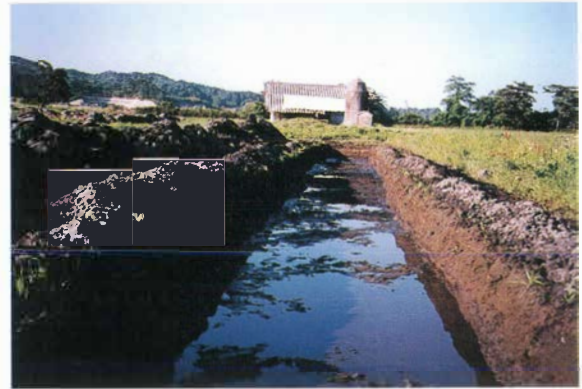
48 一丁田地区遠景（南から）



49 調査区近景（北から）



50 3号トレンチ（南から）



51 4号トレンチ（南から）



52 8号トレンチ 北壁セクション（南から）



53 14号トレンチ 作業風景（東から）



54 14号トレンチ 北壁セクション（南から）



55 16・18・20・22号トレンチ（南から）



56 15・17・19・21号トレンチ (南から)



57 16号トレンチ (南から)



58 19号トレンチ (南から)



59 21号トレンチ 北壁セクション (南から)



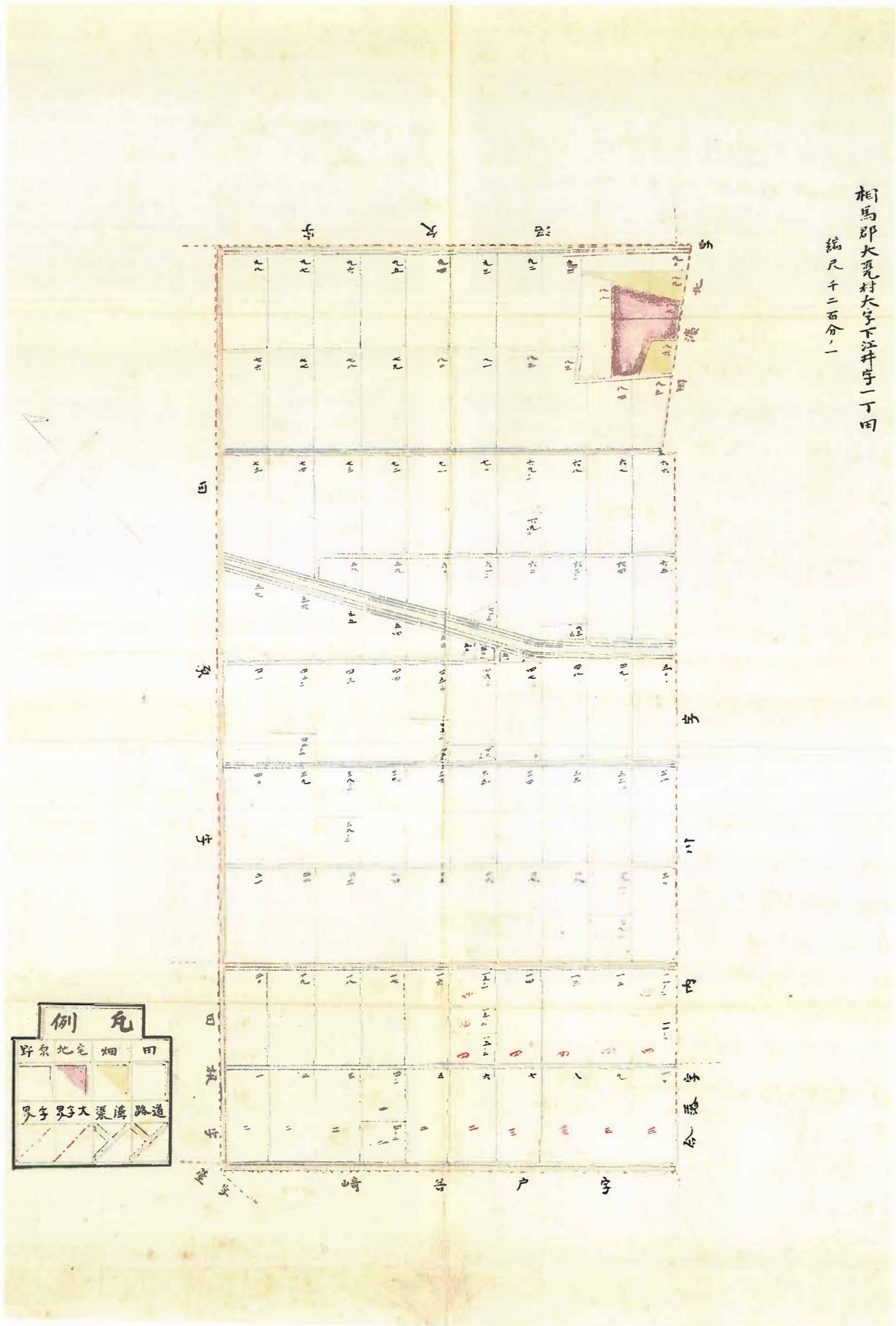
60 20号トレンチ 高杯出土状況 (南から)



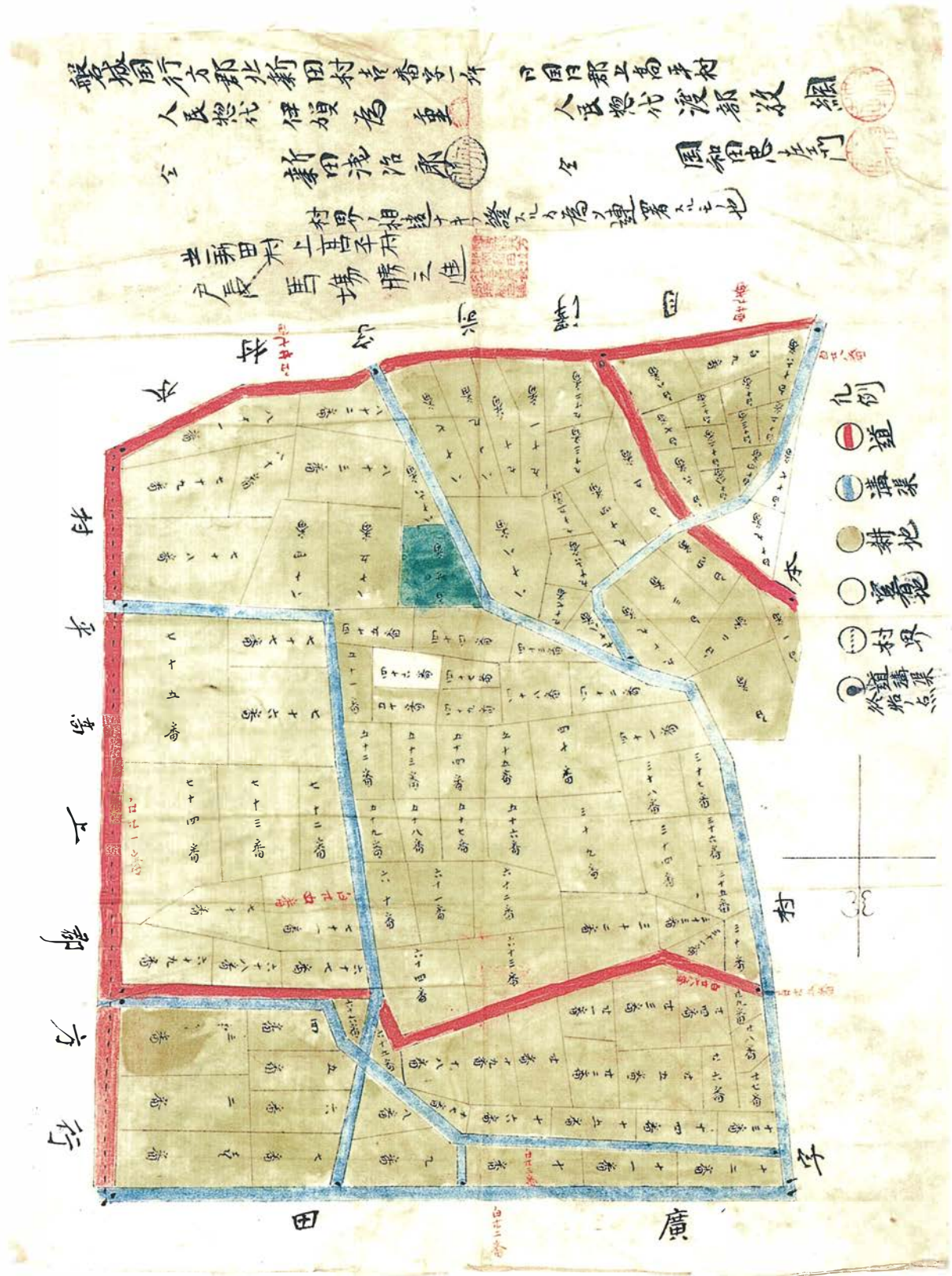
61 20号トレンチ出土 高杯



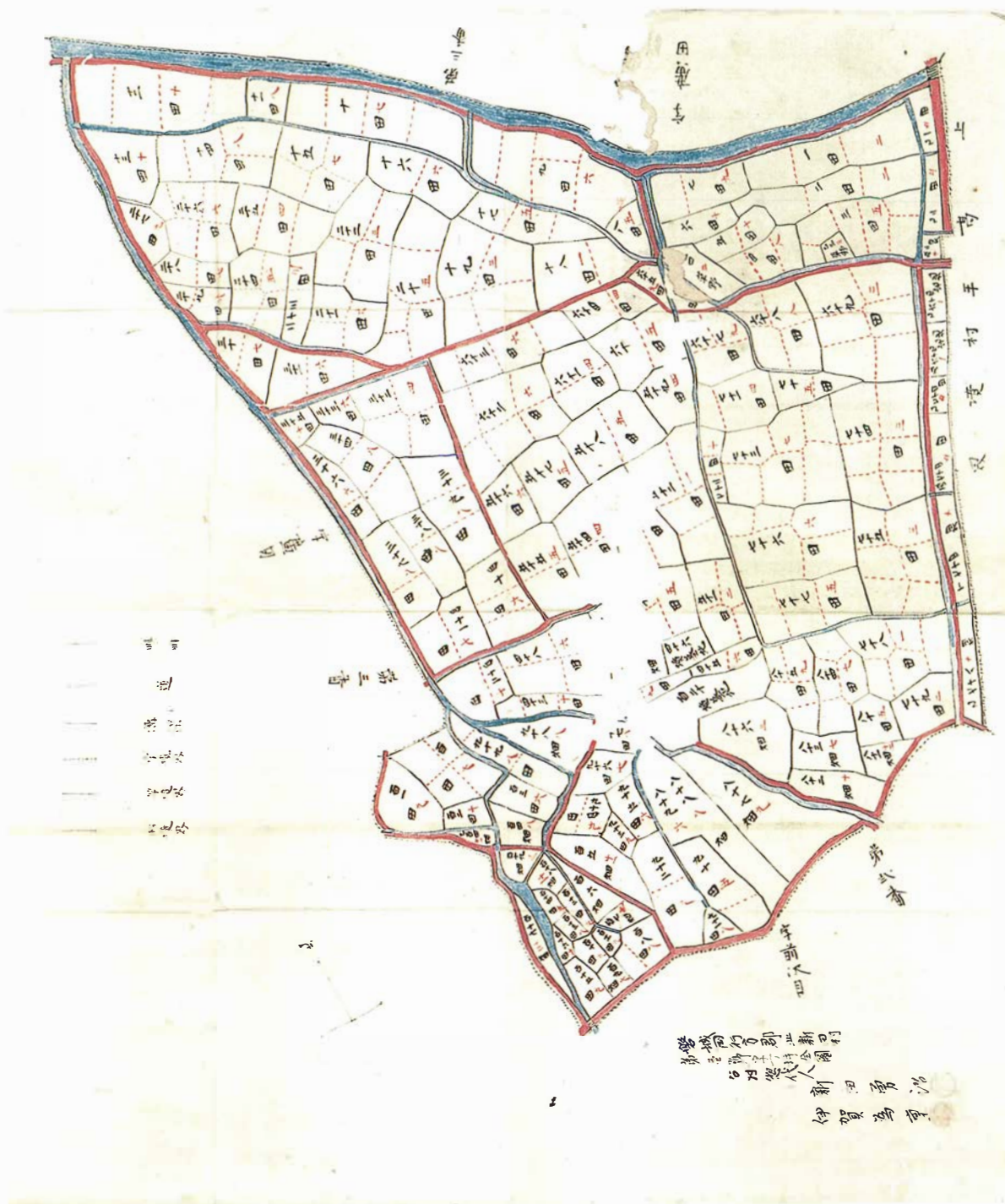
62 整地碑 (原町市江井字大代 所在)



63 『相馬郡大甕村大字下江井字一丁田』（原町市立博物館蔵） 1 / 1,200×39%



64 『磐城国行方郡北新田村壹番字一ノ坪』（原町市立博物館蔵）



65 『磐城国行方郡北新田村第壹号虎字一ノ坪全圖』(原町市立博物館蔵)

第2項 丸山館跡

調査要項

所在地	原町市小浜字丸山
調査期間	平成13年10月16日～平成13年10月18日
対象面積	27,400m ²
調査面積	150m ²
事業内容	原町南部地区ほ場整備事業にかかる保存協議の資料を得るための試掘調査
調査担当	藤木 海
発掘補助員	大内 武・大須賀良一・北原 洋・志賀昭二・清水信子・鈴木良子・ 西内ヨシ子・西 民男・本間正一

遺跡概要

丸山館跡は、幕末から明治初期に編纂された奥州中村藩領内の地誌である『奥相志』中郷小浜村の項に、「古第 丸山にあり。遠古丸山左近なるもの之に居り、江井氏江井寨主に討たるといふ。その故詳らかならず。」との記述が見られ、丸山の地に丸山左近と呼ばれる人物が屋敷を構えていたことが伝えられている。

原町市小浜字丸山の地形は、太田川左岸の河口近くに発達した河岸段丘と、枝分かれした丘陵の間に形成された狭小な沖積低地であり、館跡が立地すると推定されるのは、東へ向かって張り出した丘陵の裾部と、県道を挟んで南東に位置する島状に孤立した山（地元では船山と呼ぶ）である（図25）。なお、現在、当館跡の位置を示す標柱は、県道に面した丘陵南側裾に立てられているが、館跡はこの船山およびその北側一帯に存在していたものと思われる。

調査概要

館跡が立地すると推定される丘陵の北に接する水田に、2×5mのトレンチを設定し、堀跡等の遺構検出に努めた（図26）。状況に応じ、適宜調査区を拡張した。

調査成果

遺構 なし

遺物 土師器1点・須恵器1点・陶器1点が出土したが、いずれも小片で、表土からの出土である。

地表下30cm～1mほどまで掘り下げると、各トレンチで黒色の泥炭層が確認された。3T～6T・9Tでは、この泥炭層中に河砂層が挟み状に堆積しているのが確認された。今回の対象範囲には太田川が氾濫を繰り返して形成された低湿地が広がっていたとみられる。

所 見

調査の結果、遺構は確認されず、また出土したごく少量の遺物も表土からの出土であり、後世に混入したものである可能性が高い。従って、今回の調査対象範囲内においては、本調査は不要と判断される。
(藤木 海)

第2節 調査成果

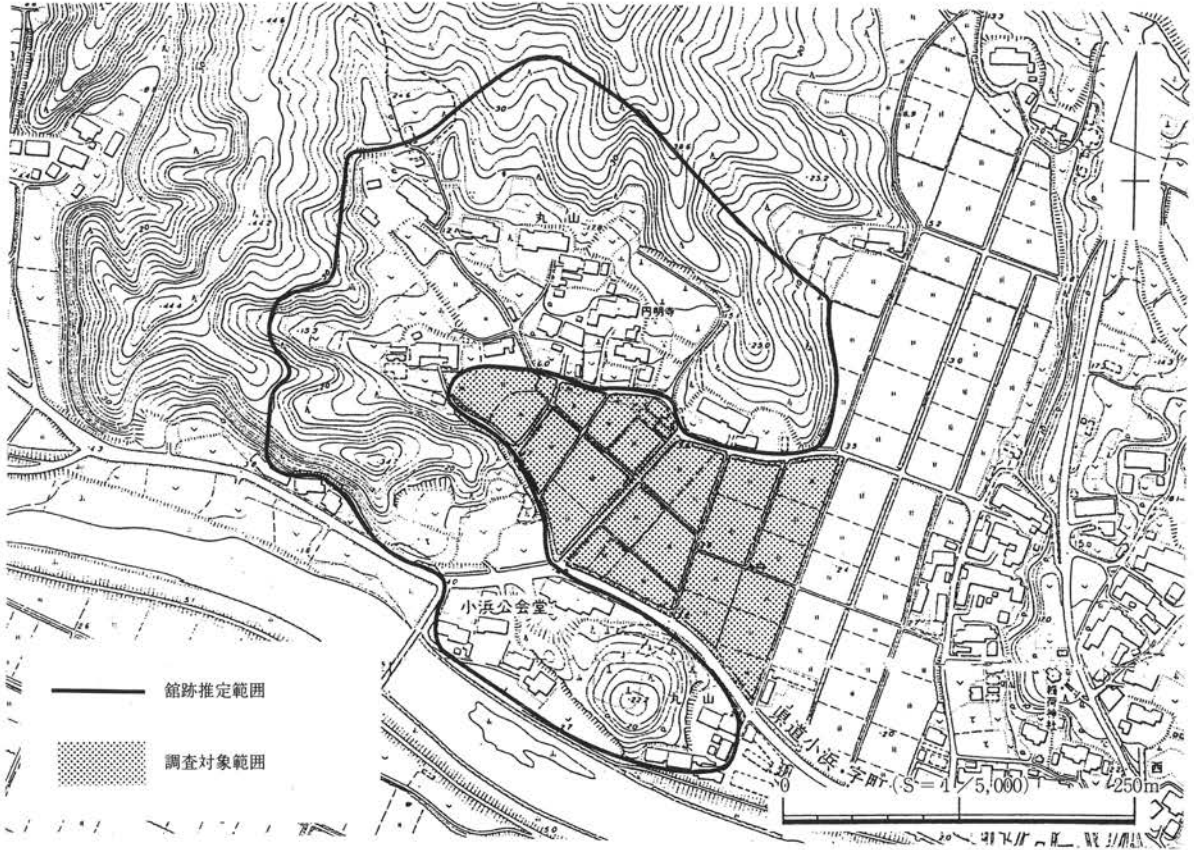


図25 遺跡範囲図

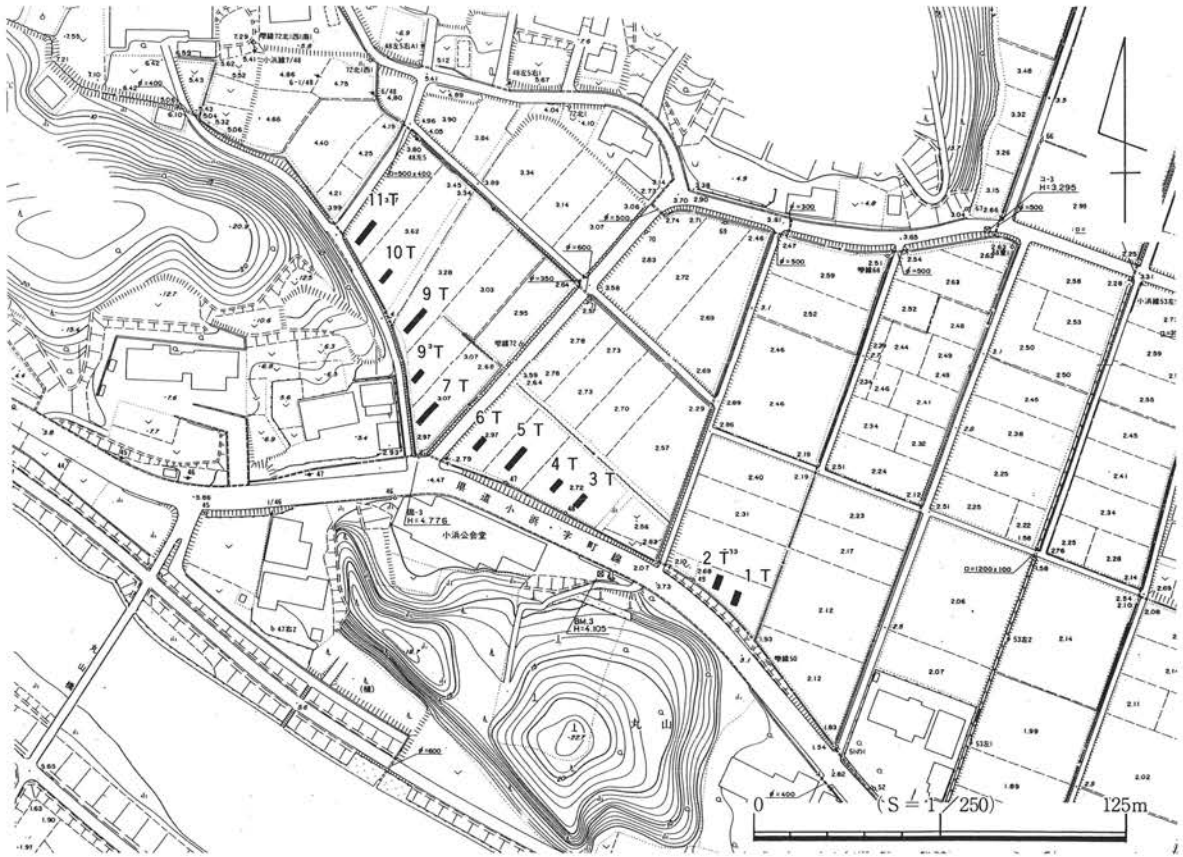


図26 トレンチ配置図



66 遺跡近景 (南東から)



67 遺跡近景 (南西から)



68 3～6号トレンチ (南東から)



69 1・2号トレンチ (南西から)



70 7～11号トレンチ (南東から)



71 5号トレンチ (南西から)



72 5号トレンチ南西壁土層断面 (北東から)



73 10号トレンチ (南西から)

第4章 原町市工業団地造成

第1節 調査に至る経過と遺跡概要

第1項 調査に至る経過

原町市工業団地造成事業は原町市下北高平字北山・広平地内に計画された事業面積約10haにおよぶ開発事業である。開発予定地内には周知の遺跡である広平遺跡が所在し、また現地踏査と地域住民からの情報により、北山地区の丘陵尾根上に5基の塚状遺構と既に開口している横穴墓3基、天井が崩落して未開口の横穴墓と予想される窪地5箇所を発見し、前者を北山古墳群、後者を北山横穴墓群と判断した。

工業団地造成は北山横穴墓群、北山古墳群が所在する下北高平字北山地区から計画されていることを考慮して、北山横穴墓群並びに北山古墳群からの試掘調査を開始した。

第2項 遺跡概要

遺跡は原町市北部を東流する新田川北岸の丘陵部に所在している。遺跡の所在する丘陵は標高45m前後の低位丘陵で、阿武隈高地から派生しており最終的には太平洋に至る。

(周辺の遺跡) 弥生時代の遺跡では、北山遺跡・荷渡B遺跡・荷渡遺跡・広平遺跡・堤下A遺跡・道金沢遺跡があるが、発掘調査の例は少なく遺跡の詳細は不明である。古墳時代の遺跡では、荷渡古墳群がある。この古墳群は北山古墳群と同丘陵上に所在していた古墳時代後期の群集墳である。奈良・平安時代の遺跡では、堤下A遺跡・道金沢遺跡・法幢寺跡がある。法幢寺跡の発掘調査では竪穴住居跡が発見されている。中世の遺跡では、下北高平館跡がある。発掘調査では館の周囲にめぐらされた堀が検出されている。近世の遺跡では、法幢寺跡があり、墓域部分の発掘調査の結果、多数の土坑墓が検出されている。

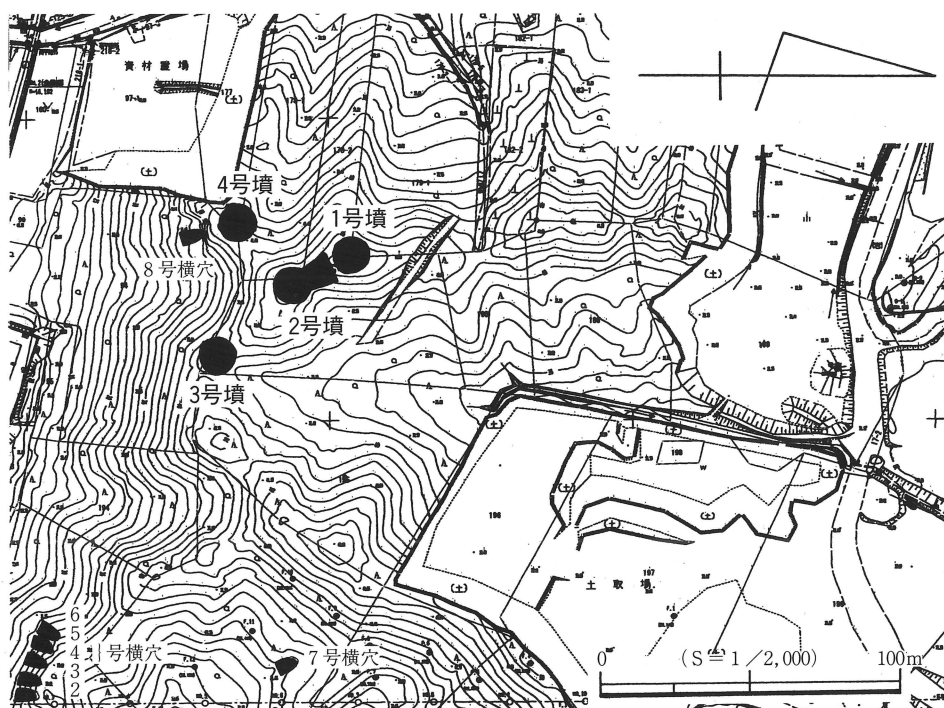


図27 墳丘位置図



図28 遺跡位置図

第2節 調査成果

第1項 北山横穴墓群

調査要項

所在地	原町市下北高平字北山205
調査期間	平成13年7月9日～平成13年10月15日
対象面積	500m ²
調査面積	500m ²
事業内容	原町市工業団地造成事業にかかる保存協議の資料を得るための試掘調査
調査担当	二本松（鈴木）文雄
発掘補助員	鈴木令子・門馬竹子・荒 洋子・鈴木時江・益山富士子・志賀愛子・ 大内スミ子・上野順子・山本勝利・金沢杏子・北内富美恵・上野謙一・ 櫻井 操・馬場君子・木野孝治

遺跡概要

北山横穴墓群は原町市のほぼ中央を流れる新田川下流北岸の低位丘陵に位置する。この丘陵は原町市と鹿島町の間阿武隈山地から太平洋まで東西に続き、標高は45m前後である。北山横穴墓群はその低位丘陵の標高35m前後の南斜面に群集している。この横穴墓群からは新田川下流の水田地帯が良く見渡せる。北山横穴墓群は3つの地点に分けられる。1つ目は1～6号墳の南斜面東側グループ。2つ目は7号墳の小支谷東斜面地点。3つ目は8号墳の南斜面西側地点である。

市内では古墳時代の横穴墓群あるいは横穴墓が22箇所確認されているが、新田川北岸の丘陵南斜面（上北高平・下北高平・泉）に最も多く分布し、次いで太田川北岸の丘陵南斜面（中太田・下太田・大甕・高）、太田川支流の牛来川北岸の丘陵南斜面などに分布している。周辺の横穴墓としては、同じ丘陵の京塚沢横穴墓群・新山前横穴墓群・町池横穴墓が分布する。

新田川北岸の丘陵と南斜面では、上北高平から新田川河口近くの泉まで連続的に7箇所横穴墓が確認されているが、西の新山前横穴墓群・東の町池横穴墓の間約2.7kmはこれまで空白域であったが、北山横穴墓群の発見はこの空白を埋めるものとなった。

調査経過

北山横穴墓群が所在する山林には篠竹や雑草が生い茂り、非常に見通しの悪い場所であったが、現地踏査と地元住民からの情報提供により、事業地内に開口した横穴を3基確認した（後の1号横穴墓・7号横穴墓・8号横穴墓）。また、そのうちの1基（後の7号横穴墓）は、第2次大戦中に地権者宅で防空壕として利用したことを確認した。これらの横穴はいずれも入口に土砂が厚く堆積しているため、土砂を取り除いて横穴墓（古墳）としての玄門部や羨道部を持つ横穴かどうか、また古墳時代の遺物があるかどうかを調査し、後世の防空壕や岩屋の物置でないことを確認することが必要となった。さらに現地を精査したところ、1号横穴墓の西側に埋没した横穴古墳らしき窪みを確認した（2～6号横穴墓）。

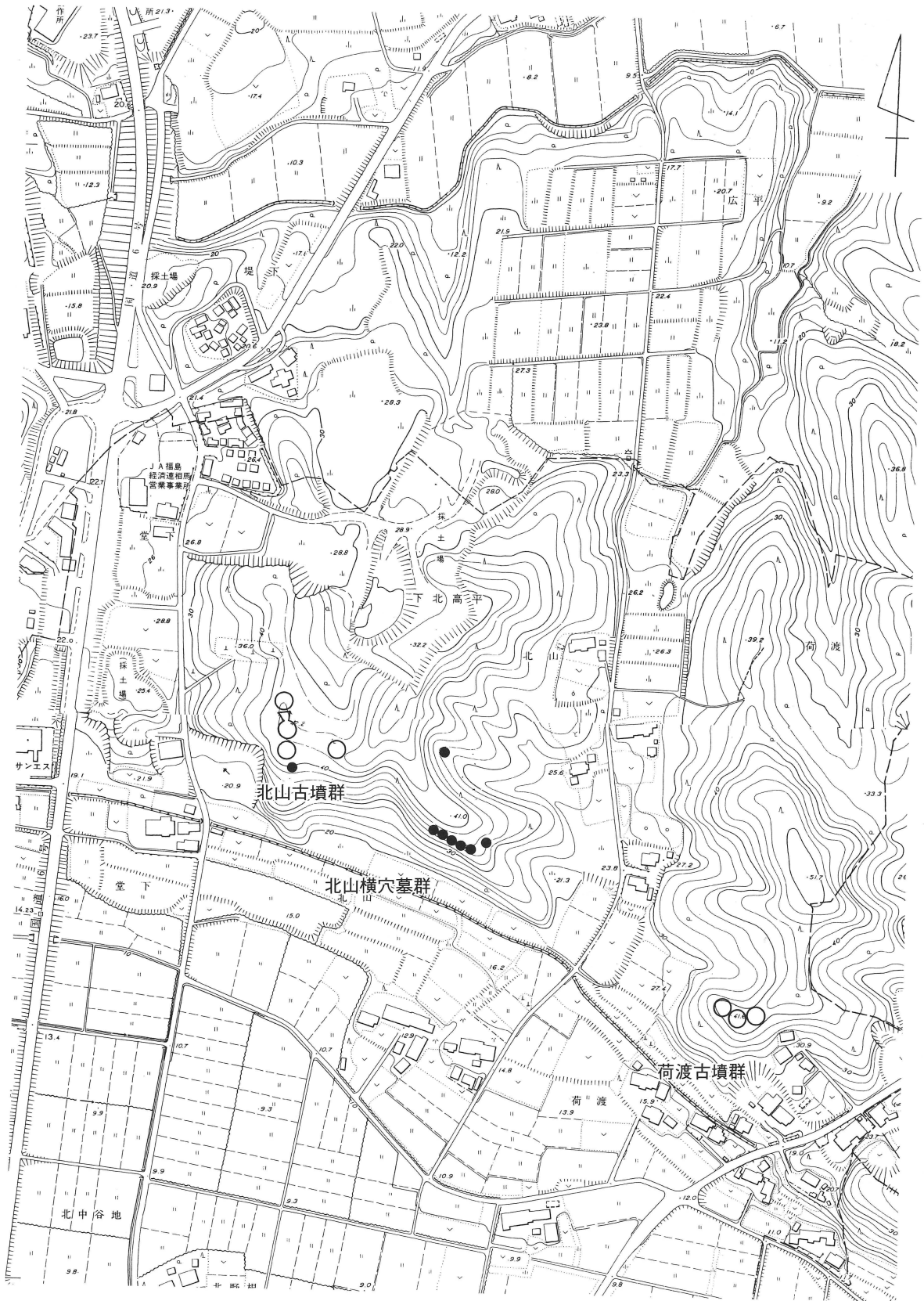


図29 北山横穴墓群 地形図

検出遺構と出土遺物

1号横穴墓

保存状況 玄門部は開口していた。玄室の奥壁には後世のものと思われる線刻がある。

羨道部 長さ約13m（推定）・幅約2.8m。

羨道部中央に、玄室から前庭部に向かって排水溝が掘られている。

副室 玄門部左側近くの羨道部斜面に縦0.60m・横0.50m・最大深さ0.80mのほぼ方形の副室が上から掘り込まれている。

玄門部 縦1.3m・幅1.3m（盗掘時に幅が広げられている）。盗掘のため本来の形状は不明。玄門部入口付近には長さ30～40cmの大きな石が散乱しており、玄門部に積まれていた閉塞石が盗掘時に破壊されている。

玄門部から羨道部に向かって緩やかに傾斜している。

出土遺物 須恵器壺破片（羨道部）・閉塞石（玄門部）

2号横穴墓

保存状況 玄門部は未開口であった。

羨道部 長さ約9.2m・幅約1.2m。

副室 向かって左側の羨道部斜面に奥行0.57m・幅0.50m・最大高0.35mの三角形の副室が横から掘り込まれている。

玄門部 縦1.0m・幅0.9m。かまぼこ形。

玄門部入口付近には玄室床面の敷石と同じこぶし大の平滑なが散乱しており、玄室内の敷石がかき出されたものと考えられる。玄門部を閉塞していた石積が盗掘時に破壊されている。

玄門部と羨道部の間には高さ約60cmの段を有する。

出土遺物 木炭粒（羨道部の堆積土）

2号横穴墓と3号横穴墓の間の副室

副室 2号横穴墓と3号横穴墓の間の舌状に突出した岩盤の先端に位置する。奥行1.70m・幅0.60m・最大高0.70mの副室が横から掘り込まれている。

3号横穴墓

保存状況 玄門部は未開口であった。

羨道部 長さ約7.6・幅約1.3m。玄室の排水溝から続く、長さ約2.2mの排水溝が掘られている。

副室 向かって左側の羨道部斜面に上下2段の副室がある。上段の副室は1.10×0.50m×最大高0.80mの楕円形、下段の副室は0.6×0.5mの楕円形で、ともに上から掘り込まれている。

玄門部 縦不明・幅1.0m。崩落のため、形状は不明。

玄門部から羨道部に向かって緩やかに傾斜している。

出土遺物 須恵器埴瓶1点（羨道部）



図30 北山横穴墓群 遺構配置図

3号横穴墓と4号横穴墓の間の副室

副室 2号横穴墓と3号横穴墓の間の舌状に突出した岩盤の先端に位置する。奥行1.00m・幅0.30m・最大高0.70mの副室が横から掘り込まれている。

4号横穴墓

保存状況 玄門部は未開口であった。

羨道部 長さ約7.5m以上・幅約0.8m。

玄門部 縦約0.7m・横約1.2m・厚さ約0.2mの長方形の板状に加工した岩で玄門を閉塞している。この閉塞石（岩）の下には長さ約0.3mの岩3個を並べて土台にしているが、この土台石は玄門部の床面から0.3m浮いた状態にあることから、この閉塞石は最初の埋葬後に玄門部がある程度埋まり、追葬が行われた段階で置かれたと考えられる。

出土遺物 須恵器埴瓶1点・土師器鉢1点・石製紡錘車1点・閉塞石1点（玄門部）。

5号横穴墓

保存状況 玄門部は未開口であった。

羨道部 長さ約7.0m・幅約1.5m。羨道部の入口が細くなり、それに直行する形で溝が掘られている。溝の規模は長さ0.85cm×幅0.30cm×最大高0.60cmを測り、この溝によって羨道部の内外が区切られている。この部分が前室を意識した仕切り溝であったと考えられる。

玄門部 羨道部の奥の下部に小さな掘り込みがあり、縦約0.7m・横約0.5mを測る。掘り込みは奥まで続いている。

出土遺物 閉塞石（羨道部・前庭部）。羨道部のほぼ中央と前庭部に長さ約0.4mの焼けた石が単発的に出土しており、閉塞石が移動されて、何らかの理由で火を受けたものと考えられる。

6号横穴墓

保存状況 玄門部は未開口であった。

羨道部 長さ9.0m・幅2.0m。

1号副室 玄室の西側側壁に、奥行0.45m・幅0.26m・最大高0.21mの副室が横から掘り込まれ、縦0.21m横0.24m厚さ0.08mの円形の岩で入口を塞いでいる。中は空洞で、遺物はなかった。

2号副室 向かって左側の羨道部斜面に奥行0.55m・幅0.30m・最大高0.35mの副室が横から掘り込まれている。

3号副室 向かって右側の玄門部東角に奥行1.50m以上・幅1.20m・最大高1.10mの大きな横穴が掘り込まれている。天井部が崩落の恐れがあるため、これ以上奥に掘り進めることができなかった。

4号副室 向かって右側の羨道部斜面に奥行2.50m・幅0.40m・最大高1.70mの深い溝状の穴が掘り込まれている。覆土の上層から箱形炉の羽口が2点出土した。周辺から

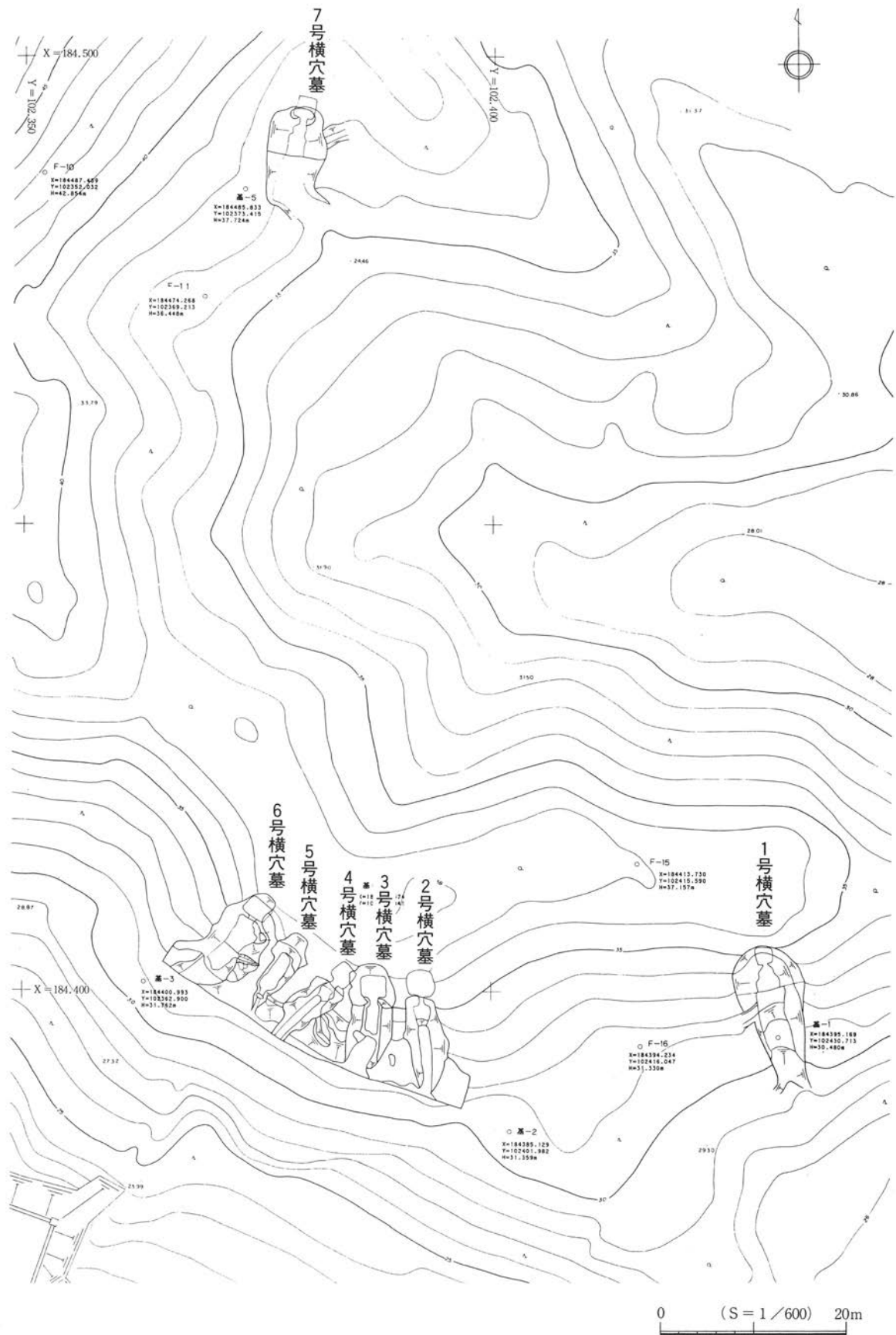


图31 北山横穴墓群 遺構配置图(1)

は鉄滓等の製鉄に関連する遺物は出土しておらず、意図的に別の場所からこの穴に持ち込まれたものと考えられる。

5号副室 向かって右側の羨道部斜面、4号副室の南側に奥行0.95m・幅0.70m・最大高0.40mの穴が掘り込まれている。

玄門部 泥岩を板状に加工し、下部にアーチ状の切込みを入れて玄門にしている。

出土遺物 閉塞石（玄門部）・羽口2点（4号副室）

7号横穴墓

保存状況 玄門部は開口していた。第2次大戦中は地権者が防空壕に転用していた。

羨道部 長さ約8m（推定）・幅約2.2m。

羨道部側面の壁に沿って、左右に排水溝が掘られている。

玄門部 縦1.5m・幅1.5m。転用時に一部上部の幅が広げられているが、形状はアーチ形。玄門部入口付近には長さ30～40cmの大きな石が散乱しており、玄門部を閉塞していた石積が転用時に破壊されている。

底面は玄門部から羨道部に向かって緩やかに傾斜している。

出土遺物 閉塞石（玄門部）

8号横穴墓

保存状況 玄門部は開口していた。

羨道部 羨道部の中央に排水溝を1条掘っているが、長さ約0.3mの岩を並べてせき止め、北側の壁沿いに排水溝を掘りなおしている。

玄門部 縦1.1m・幅1.3m（盗掘時に幅が広げられている）。盗掘のため本来の形状は不明。

出土遺物 文久永宝5枚（羨道部）

8号横穴墓西側の洞穴

8号横穴墓西側に斜面が大きくえぐれて、地面が窪んでいる箇所があった。外観上はこれまで本遺跡で検出した横穴墓と同様だったため、試掘調査を行った結果、入口が3.8mの土砂で埋没した、入口の高さ1.6m・入口の幅5.0m・奥行6m以上の自然の洞穴を検出した。人為的な痕跡や遺物は見当たらず、崩落の危険もあるため、内部の調査は行なわなかった。

まとめ

これまでに原町市内で横穴墓（横穴古墳）の発掘調査が行われたのは、高林1号横穴墳（註1）と彩色壁画と金銅装大刀などの副葬品で知られる国指定史跡羽山横穴（第1号横穴）と第2号横穴（註2）の3基のみで、いずれも太田川北岸に分布する。今回調査を行った北山横穴墓群は新田川流域の横穴墓としては初の調査例となる。

（北山横穴墓群の構成）検出した計8基の横穴墓は市内下北高平から金沢にまたがる低位丘陵上に分布しており、それらは大きく3つの地点に分けられる。1つ目は1～6号墳の南斜面東側グループ。2つ目は7号墳の小支谷東斜面地点。3つ目は8号墳の南斜面西側地点である。

北山横穴墓群と同じ丘陵の西約1.4kmには京塚沢横穴墓群・西約1.3kmに新山前横穴墓群・東約1.4kmに町池横穴墓が分布するが、相双地方の横穴墓群には数十基の横穴群を主群に、周辺

に2～5基程度でまとまった支群と考えられる横穴群が多数所在しているが、北山横穴墓群を含むこの丘陵でも同様の傾向がみられる。

(横穴の年代) 3号横穴墓と4号横穴墓から須恵器提瓶が完形で出土しており、2点とも把手が形骸化してボタン状のつまみになっている。これらの提瓶は相馬市の善光寺遺跡(窯跡)の須恵器編年では、7世紀前半といわれる善光寺I型式に相当すると考えられる。また、福島県内でボタン状把手をもつ提瓶の類列としては、成田陣ヶ岡遺跡出土の例が挙げられる。土師器では6号横穴から栗罎式の杯が出土している。これらのことから、北山横穴墓群の8基の横穴は総じて7世紀代の築造と考えられる。今後、本調査での玄室内出土遺物・玄室の形状等もふまえて、築造時期ならびに同一丘陵上にある北山古墳群との歴史的な関係についても検討する必要がある。

所 見

検出した8基の横穴墓はすべて本調査を必要とする。ただし、羨道部・玄門部は試掘調査時に検出しているため、本調査の対象は玄室のみとなる。(二本松文雄)

参考文献

- 1965 竹島国基 『原町市高林古墳群調査報告書』原町市教育委員会
1974. 3 渡辺一雄他 『羽山装飾横穴発掘調査概報』原町市教育委員会
1980. 3 菅原文也・大竹憲治 『糠塚横穴墓群調査報告』鹿島町教育委員会
1984. 3 大竹憲治・山田 廣 『標葉における横穴墓群の研究』双葉町教育委員会
- 1984 双葉町史編さん委員会『双葉町史』第二巻 原始・古代・中世資料 双葉町
1991. 5 渡邊泰伸 「須恵器の編年 東北」『古墳時代の研究』第6巻
1995. 3 玉川一郎他 『中谷地横穴墓群発掘調査報告書』鹿島町教育委員会
1999. 3 鹿島町史編纂委員会「原始・古代・中世資料」『鹿島町史』鹿島町教育委員会
1998. 3 大木元治・福島雅儀・中山正彦「善光寺遺跡」『国道113号バイパス遺跡調査報告』I V
福島県教育委員会・(財)福島県文化センター

第2節 調査成果

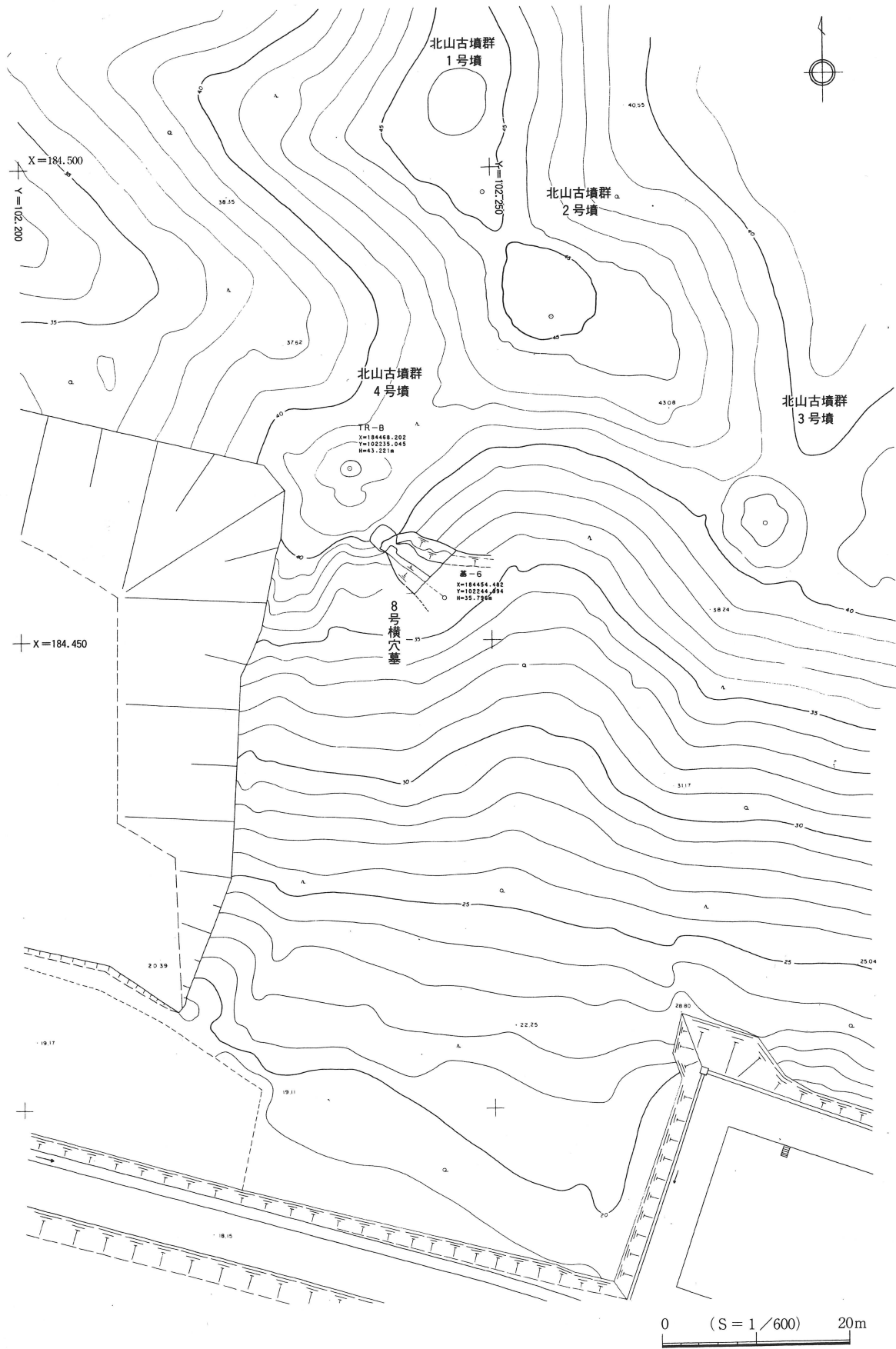


図32 北山横穴墓群 遺構配置図(2)



74 1号横穴墓 調査前（南から）



75 1号横穴墓 作業風景（南西から）



76 1号横穴墓 伐木・刈払後（南から）



77 1号横穴墓 玄門部（南から）



78 1号横穴墓 玄室（南から）



79 1号横穴墓 玄室、西側壁 後世の小穴（東から）



80 1号横穴墓 羨道部セクション（北から）



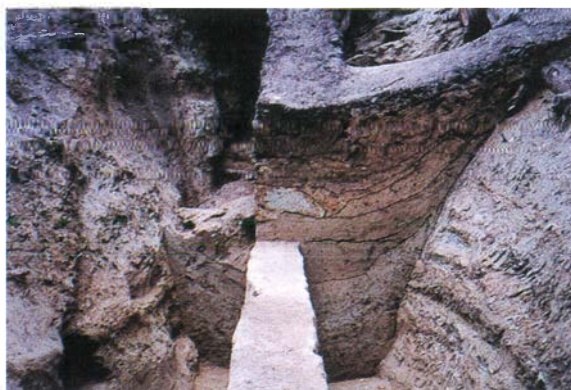
81 1号横穴墓 副室（南から）



82 2号横穴墓 伐木・刈払後（南から）



83 2号横穴墓 羨道部セクション（南西から）



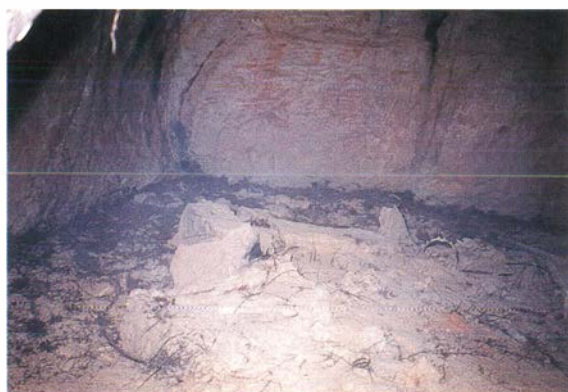
84 2号横穴墓 羨道部セクション（南から）



85 2号横穴墓 前庭部セクション（北から）



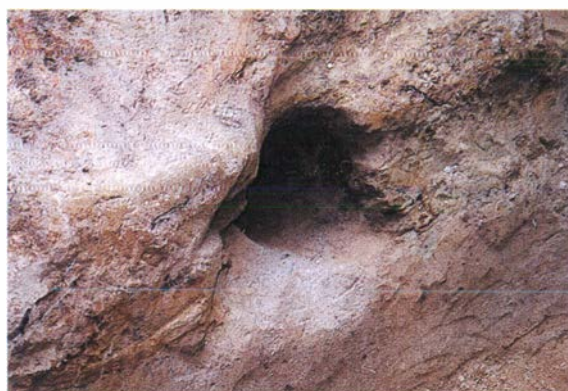
86 2号横穴墓 玄門部検出状況（南から）



87 2号横穴墓 玄室（南東から）



88 2号横穴墓 全景（南東から）



89 2号横穴墓 副室（南東から）



90 3号横穴墓 伐木・刈払後（南から）



91 3号横穴墓 作業風景（南東から）



92 3号横穴墓 羨道部セクション（南から）



93 3号横穴墓 提瓶出土状況（南西から）



94 3号横穴墓 副室 木炭出土状況（南から）



95 3号横穴墓 焼土出土状況（南西から）



96 3号横穴墓 全景（南から）



97 3号横穴墓 羨道部～前庭部（北から）



98 4号横穴墓 伐木・刈払後（南東から）



99 4号横穴墓 岩盤検出状況（南東から）



100 4号横穴墓 玄門部検出状況（南東から）



101 4号横穴墓 羨道部セクション（北から）



102 4号横穴墓 副室（南東から）



103 4号横穴墓 提瓶出土状況（南東から）



104 4号横穴墓 鉢出土状況（南東から）



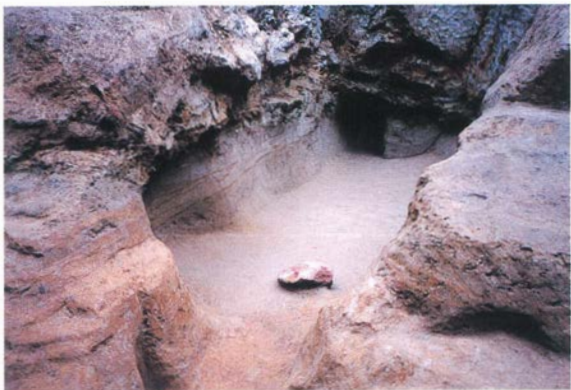
105 4号横穴墓 紡垂車出土状況（南東から）



106 5号横穴墓 岩盤検出状況（南西から）



107 5号横穴墓 全景（南西から）



108 5号横穴墓 羨道部（南から）



109 5号横穴墓 羨道部・副室（西から）



110 5号横穴墓 羨道部（北東から）



111 5号横穴墓 羨道部セクション（北東から）



112 5号横穴墓 羨道部入口の溝（南西から）



113 5号横穴墓 羨道部入口の溝（南東から）



114 6号横穴墓 伐木・刈払後（南から）



115 6号横穴墓 岩盤検出状況（南から）



116 6号横穴墓 全景（南東から）



117 6号横穴墓 玄門部（南から）



118 6号横穴墓 副室・焼土と木炭出土状況（南東から）



119 6号横穴墓 杯出土状況（南西から）



120 6号横穴墓 羽口出土状況（西から）



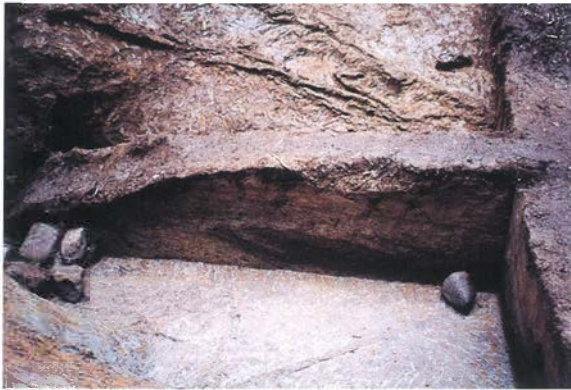
121 6号横穴墓 羨道部セクション（北から）



122 7号横穴墓 調査前 (南から)



123 7号横穴墓 玄門部検出状況 (南から)



124 7号横穴墓 羨道部セクション (西から)



125 7号横穴墓 羨道部セクション (北から)



126 7号横穴墓 玄門部～羨道部 (西から)



127 7号横穴墓 玄門部～羨道部 (東から)



128 7号横穴墓 全景 (南から)



129 7号横穴墓 玄室 (南から)



130 8号横穴墓 伐木・刈払後（南東から）



131 8号横穴墓 玄門部検出状況（南東から）



132 8号横穴墓 羨道部セクション（南から）



133 8号横穴墓 古銭出土状況（南東から）



134 8号横穴墓 石棒出土状況（南東から）



135 8号横穴墓 玄門部（南東から）



136 8号横穴墓 全景（南東から）



137 8号横穴墓 玄室（南東から）



138 2～3号横穴墓（東から）



139 3～4号横穴墓（東から）



140 4～5号横穴墓（南から）



141 5～6号横穴墓（南西から）



142 8号横穴墓西側の洞穴 伐採・刈払後（南から）



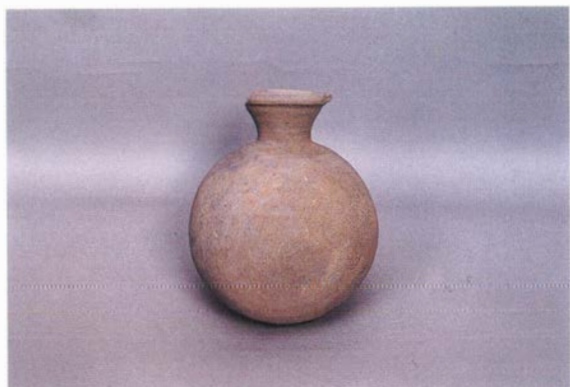
143 8号横穴墓西側の洞穴 検出作業（南東から）



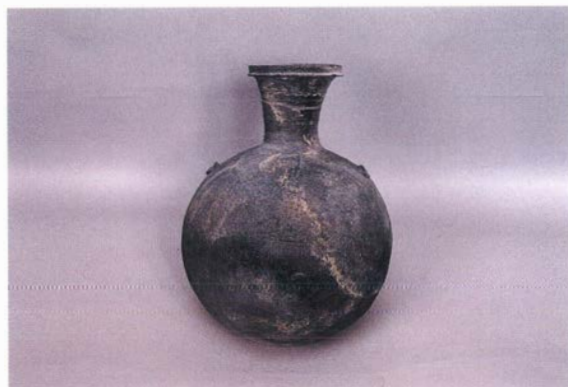
144 8号横穴墓西側の洞穴 入口検出状況（南西から）



145 8号横穴墓西側の洞穴 内部（南から）



146 3号横穴墓出土 須恵器 提瓶



147 4号横穴墓出土 須恵器 提瓶



148 4号横穴墓出土 土師器 鉢



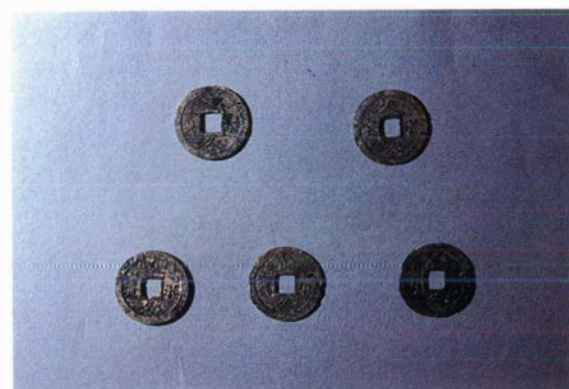
149 4号横穴墓出土 石製 紡垂車



150 6号横穴墓出土 土師器 杯



151 6号横穴墓出土 羽口



152 8号横穴墓出土 古銭 文久永宝



153 8号横穴墓出土 石棒

第2項 北山古墳群

調査要項

所在地	原町市下北高平字北山
調査期間	平成13年7月5日～平成13年9月28日
調査面積	2,353m ²
対象面積	3,125m ²
事業種別	原町市工業団地造成事業に係る保存協議の資料を得るための試掘調査
調査担当	荒 淑人
発掘補助員	青田翠・遠藤紀子・小川美紀子・高力長子・木幡一征・木幡利子・木幡春江 斎藤 勲・斎藤俊信・佐藤民子・佐藤フクイ・佐藤正三・新開光子・ 但野好子・豊野直樹・新妻孝子・西野光男・番場秀秋

遺跡概要

当古墳群は、原町市工業団地造成事業にかかる造成予定地内において実施された現地踏査の際に、地元住民からの聞き取り調査で新たに発見された古墳群である（註1）。

古墳群は阿武隈高地から太平洋に向かって派生する標高40m前後の低位丘陵の頂部に所在し、丘陵の南側には原町市内北部を流れる新田川と、新田川によって形成された沖積平野が広がる。

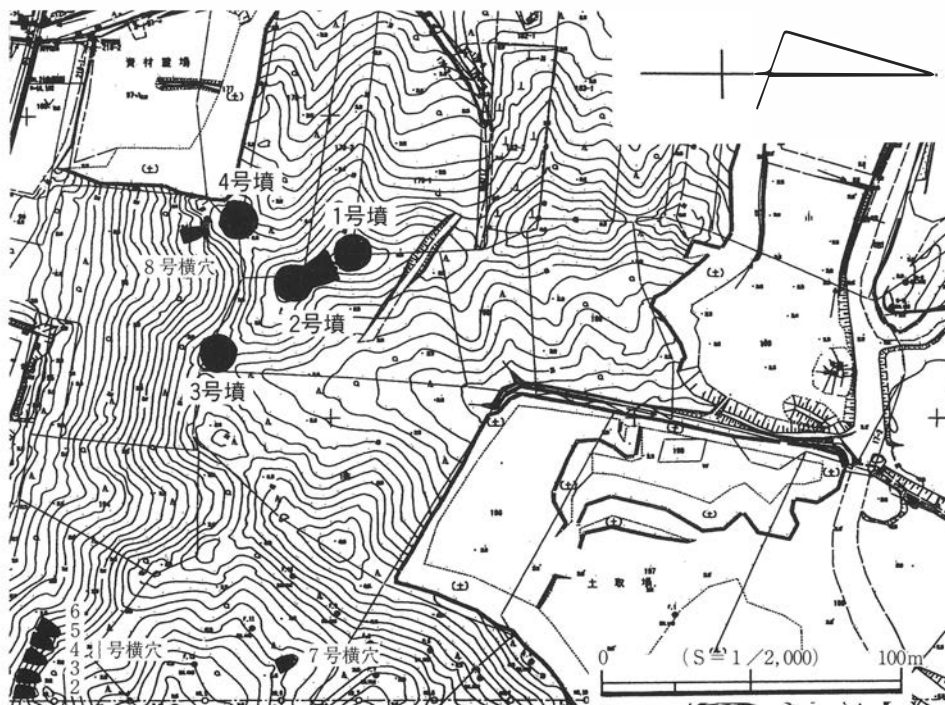


図33 墳丘位置図

第2節 調査成果

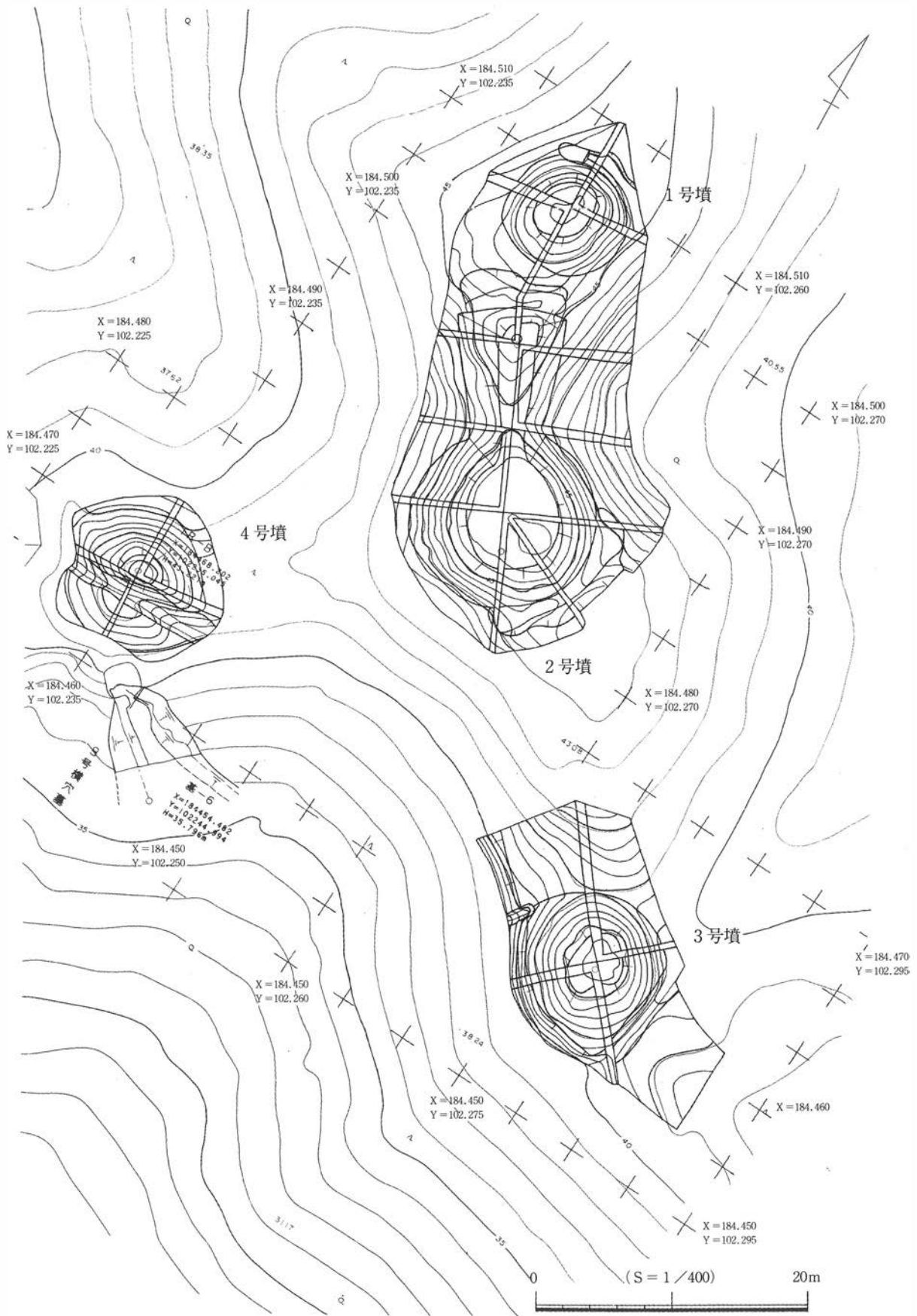


图34 北山古墳群全体図

調査概要

現地踏査では、北山地区の丘陵の尾根に沿うように5箇所塚状の盛土が確認されたことから古墳群と判断し、北山古墳群として登録をした。しかし、発見された5基の古墳は雑木林の中に点在しており、古墳群の詳細については不明な点が多いことから、開発事業に対する保存協議の資料を得ることを目的に試掘調査を実施した。

発見された古墳は、丘陵の尾根上に位置しており、最も北側に位置する古墳から1号墳、2号墳、3号墳、2号墳の西側に4号墳、南東に離れたところに5号墳が位置しており、墳丘面の確認調査を開始した。

調査は表土並びに流出土を除去し、墳丘面の確認を行った。

調査成果

1号墳

1号墳は丘陵の尾根上に位置し当古墳群では最も北側に位置する。墳丘は標高45m付近に位置し、本古墳の南側には2号墳が隣接する。調査以前の墳丘の理解は、墳丘は円形を呈しており、築造当時の形状を大きく損なうような掘削は認められず、墳丘は良好に遺存しているものと判断された。

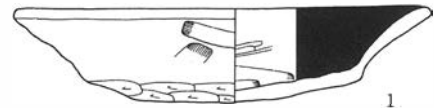
調査は、墳丘にL字の土層観察用ベルトを背中合わせに設定し、人力作業で表土ならびに堆積土を除去し墳丘面の確認を行った。

知見

1号墳は、直径10m、高さ1.5mの円墳である。墳丘の北側から東側にかけて幅1.7mの周溝が確認されたが、墳丘の南側ならびに西側では確認されない。墳丘には段築や葺石などは存在しない。

表土ならびに堆積土を除去した時点では、埋葬施設の存在が示唆されるような知見は得られていないことから、現段階では埋葬施設の内容については不明である。

遺物は土師器の破片が墳丘東斜面から出土している。出土した土師器は、内面に黒色処理が施された杯であり、外面に段が形成される。このように有段で内面に黒色処理を施した杯は、東北地方土師器編年では栗罎式古段階に相当するものと考えられるが、この杯は厳密な意味で当古墳に伴う遺物であるかは不明である。当古墳に伴うものであるとすれば、1号墳の築造年代は栗罎式期、前方後円墳集成編年10期の6世紀後半段階に位置付けられよう。



2号墳

2号墳は丘陵のやや北側に位置する前方後円墳である。墳丘は標高45m付近に位置し、北側には1号墳が、南方約30mの地点には3号墳が位置する。また南西方向28mの地点には4号墳が位置する。

調査以前の墳丘の理解は、墳丘の形状を著しく損なうような掘削は受けていなく、非常に残存状況が良好な円墳であると判断されたが、立木を伐採した時点で、円墳とした墳丘部から北側に向う前方部を確認したため、前方後円墳であることが確認された。

図35 1号墳出土土器

調査は、1号墳から2号墳の主軸を通るラインに土層観察ベルトを設定し、前方部前端付近、くびれ部付近、後円部に墳丘主軸線に直交する土層観察ベルトを設けた。更に後円部には墳頂平坦面の中心から北東方向に補足的な土層観察ベルトを設けている。土層観察用のベルトはいずれもL字の背中あわせに設定し、人力作業で表土・堆積土の除去を行った。

調査の結果、2号墳は墳長23mを測る前方後円墳であることが確認された。

知見

2号墳は、丘陵の尾根上に位置する前方後円墳である。墳丘は尾根に沿って築造されており、墳丘の主軸は南北方向を向き、前方部は北側に位置する。墳丘規模は墳長23m、前方部長9m、前方部高1.25m、前方幅8m、後円部径24m、後円部高2.25mを測る。周溝は後円部東側から南側にかけての範囲、前方部北側を巡る範囲で、尾根に直交するように確認され、墳丘の周囲を全周するものではない。周溝は幅1.7m、深さ50cmで断面形は半円形を呈する。

墳丘には段築や葺石は見られない。また、後方部墳頂平坦面上には、埋葬施設の存在を示唆するような知見を得ることはできなかったことから、埋葬施設の詳細については不明である。

前方部前端の西側で土師器甕

が出土している。出土した甕

は1/2が欠損しているもの

の口縁部から底部までが残存

していることから、概ねの形

状は判断できる資料である。

出土した甕は器高26cm・口縁

部12cm（推定）を測る。平底

の底部から緩やかに立ち上がる

体部は口縁部付近で、やや

内側に内湾するが、すぐに外

反して口唇部に至る。底部底

面には木葉痕が確認される。

外面調整は体部上半にはハケ

調整が施され、体部下半には

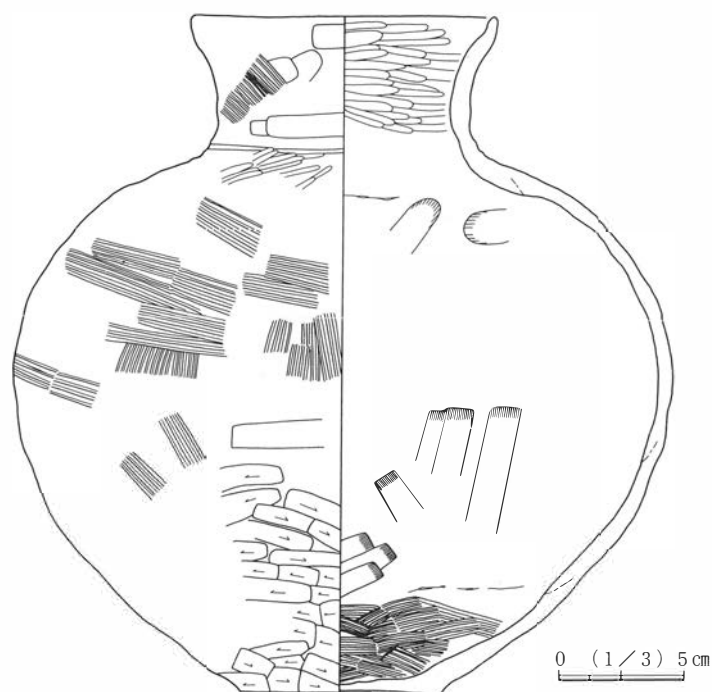
ケズリ調整が施される。内面

調整はナナメ方向のヘラナデ

が顕著である。口縁部はミガ

キによって整えられる。この

図36 2号墳出土土器



ような器形・調整を有する土器は、東北地方土師器編年では栗罎式古段階に相当するものである。ただし、この土器が墳丘に伴う遺物と判断するには確実性に乏しく、当古墳に伴う遺物と判断するには問題が残るが、本古墳に伴う遺物であると考えれば、当古墳の築造年代は前方後円墳集成編年10期に相当すると判断される。

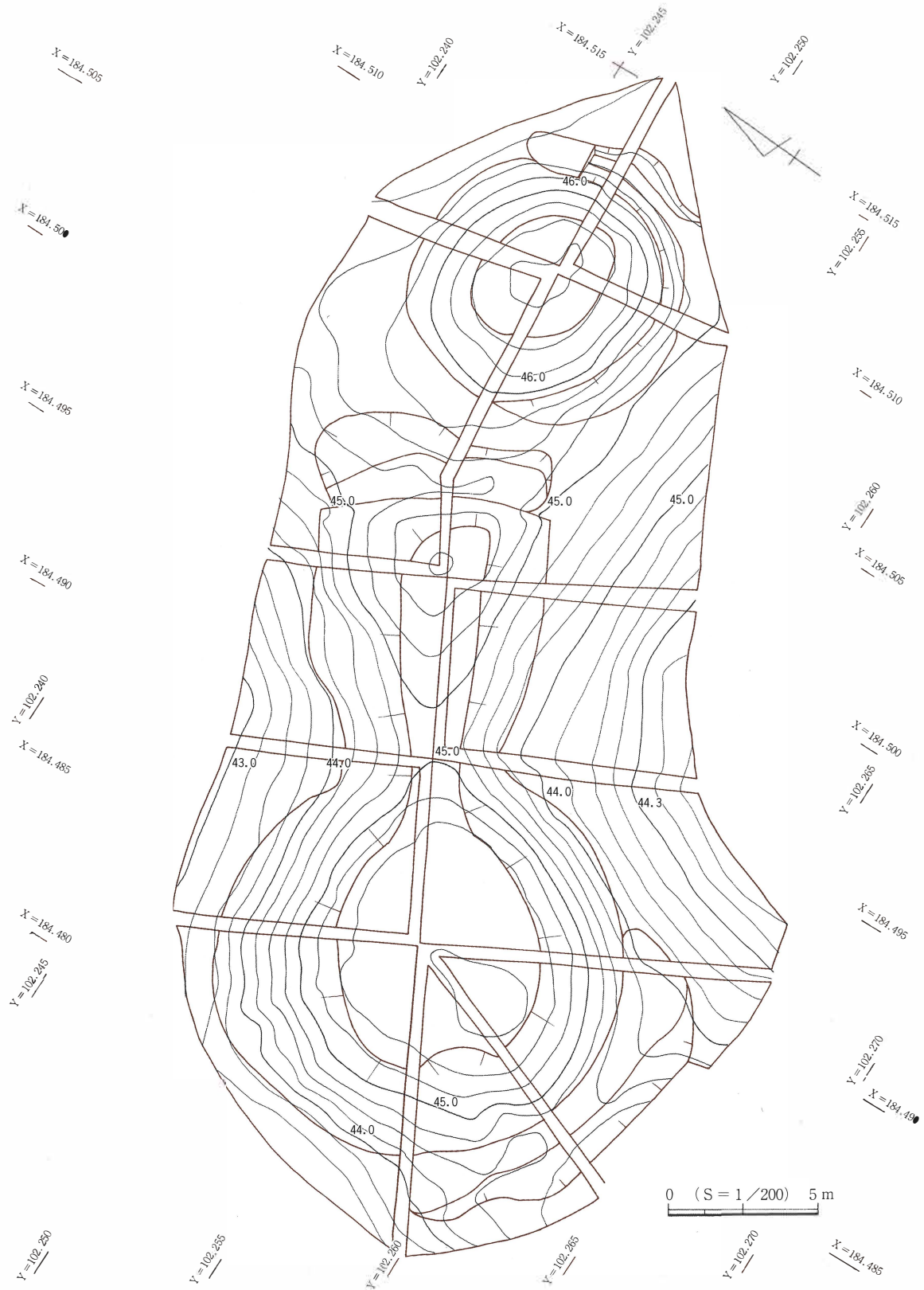


図37 1号・2号墳平面図

3号墳

3号墳は、2号墳の南方約30mに位置し、本古墳群では最も南に位置し、墳丘が所在する。標高は約40m付近に位置しており、最も低い場所に位置する。

調査前の墳丘の理解としては、墳丘の南側、東側裾部において掘削が確認されるが、墳丘の形状を大きく改変するほどの掘削ではないことから、概ねの墳丘形状は遺存しているものと判断された。

調査は、墳丘に土層観察用のベルトをし字の背中合わせに設定し、表土ならびに堆積土の除去を行い、墳丘面の確認を行った。

知見

3号墳は推定直径11m、高さ1.25mを測る円墳である。墳丘には段築や葺石などの施設はなく、また周溝も確認されなかった。墳丘面を確認した段階では、墳頂平坦面には埋葬施設の存在を示すような痕跡は確認されなかったことから、埋葬施設については不明である。

また、当古墳からは墳丘の築造年代を示す土器資料は出土しなかったことから、築造年代については不明である。

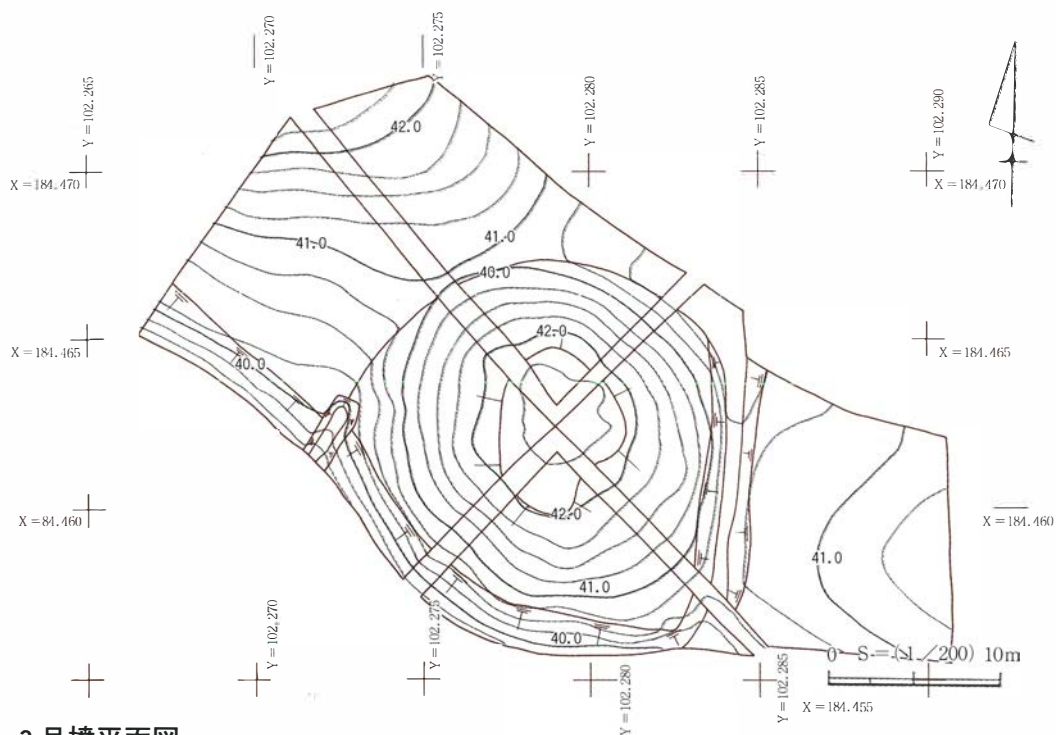


図38 3号墳平面図

4号墳

4号墳は2号墳の南西方向約25mに位置し、墳丘は標高42m付近に位置している。当古墳の西側は後世の土取により約30mほどの崖になっている。また南側も、約10mほどの崖になっているが、この崖面には北山横穴墓群8号横穴が所在している。

調査前の墳丘の理解としては、墳丘のほぼ中央付近を東西方向に後世の溝状の掘削が横断しており、墳丘は著しく改変を受けていると判断された。また、掘削部には拳大の川原石が露出しており、墳丘面を覆う葺石、若しくは川原石を利用した埋葬施設の存在が想定された。

調査は墳丘に土層観察用のベルトをL字の背中合わせに設定し、表土、堆積土を除去し墳丘面の確認を行った。

知 見

調査の結果、当古墳は円墳であることが確認された。墳丘は直径11m・高さ2mで墳丘が位置する標高は41mを測る。墳丘は大きな掘削を受けており、築造当時の姿は留めていないことが明らかとなった。掘削は幅2m、深さ1m規模で墳丘を東西方向に横断している。墳丘には、段築や葺石は存在しない。また周溝も確認されていない。

表土ならびに堆積土の除去をおこない、墳丘面を確認した時点で墳丘並びに掘削部に拳大の川原石が出土した。川原石は墳丘の西側で多く出土しているが、墳丘部の東側ではほとんど出土していない。よって、これらの川原石は墳丘面を覆う葺石と判断するよりは、埋葬施設を構築していた川原石と判断するのが妥当であると考えられ、4号墳の埋葬施設は、礫槨もしくは横穴式石室の可能性が考えられる。川原石の分布状況を考慮すると、横穴式石室の可能性が強いと判断される。

調査では墳丘の築造年代を示すような土器は出土しなかったため、墳丘の築造年代は不明であるが、当古墳の埋葬施設が横穴式石室であれば、当地方における横穴式石室の導入は、前方後円墳集成10期の6世紀後半の特徴である。よって4号

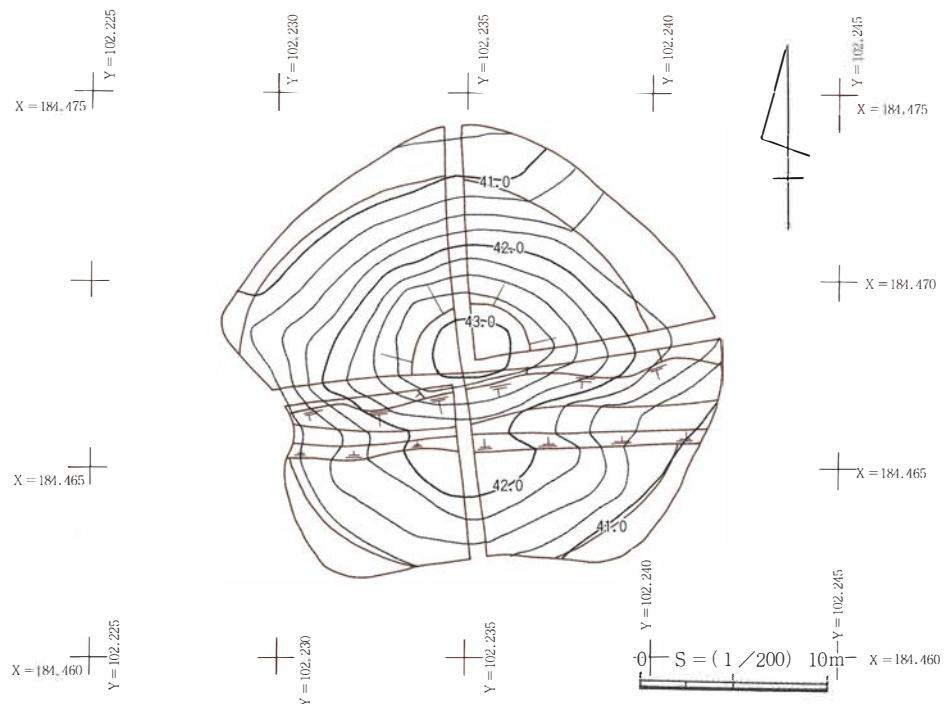


図39 4号墳平面図

墳の築造年代は集成編年10期としておきたい。

5号墳

5号墳は、当古墳群で最も南に位置しており、現地踏査では塚状の高まりが観察されたことにより5号墳とし調査を進めたが、調査の結果塚状の高まりは自然地形によるもので古墳ではないことが確認された。

まとめ

北山古墳群は、原町市北部を流れる新田川の北側に派生する低位丘陵の尾根部に営まれた古墳群である。古墳群は墳長23mを測る小型の前方後円墳と、墳丘直径10m前後の小規模な円墳

で構成されている。2号墳は当古墳群で唯一の前方後円墳であり、墳形並びに規模から首長墓的な役割を担う墳墓であると考えられる。円墳である1号・3号・4号は古墳群が尾根の頂部という非常に制限された中で、自然地形を巧みに利用しながら主墳である2号墳を囲むように築造されていることは、墳墓の築造に際しては首長墓である2号墳を意識した墳墓造営が行われたものと評価しておきたい。

これらの古墳の中で、ある程度埋葬施設の内容が推測することができる古墳は4号墳のみである。4号墳からは多量の川原石が出土している。これらの川原石は墳丘面を覆うような出土状況にないことから墳丘の葺石とは考え難く、埋葬施設を構築していた可能性が高いと判断している。4号墳の埋葬施設が川原石を用いたものであるとすれば、礫榔若しくは横穴式石室の可能性が考えられるが、川原石の分布が墳丘西部から墳丘中心付近に限られていることから、古墳西部に羨道部を設けた横穴式石室の可能性が高く、原町市内で唯一横穴式石室を有する古墳である可能性が高い。

残る3基の墳墓については、墳丘面を確認した時点では埋葬施設を確認することはできていない。このことから、1号・2号・3号墳の埋葬施設は、墳丘の築造以前に旧地表面を掘り込み竪穴状の墓壇を構築し、墳丘は棺の埋葬後に築造しているものと想定している。このような墳丘の築造方法は、同丘陵上に所在する荷渡古墳群で確認されている。荷渡古墳群は3基の円墳で構成される古墳群で、埋葬施設は墳丘盛土の下から検出されている。埋葬施設は旧表土から竪穴状の墓壇を構築し、墳丘は棺の埋葬後に構築されていることから、墳丘面を確認した時点では埋葬施設の痕跡を確認することはできなかつた(註2)。北山古墳群の墳丘のあり方は、荷渡古墳群と類似しており、現段階では北山古墳群の1号・2号・3号墳の埋葬施設は、墳丘築造以前に構築された竪穴式墓壇に割竹形木棺を直葬するものと考えておきたい。

さて、これら4基の古墳が築造年代については、1号墳・2号墳・4号墳で築造年代を推定できる知見が得られている。1号墳と2号墳から土師器が出土した。1号墳から出土した土師器は内黒処理が施された有段杯で、2号墳から出土した土師器は甕である。この2点の土師器は東北地方土師器編年では古墳時代後期の栗圀式に相当するものと考えられる。この2点の土師器は墳丘に伴う遺物と判断するには確実性に乏しいが、ここではあえてこの2点の土器をもって1号墳と2号墳の年代を東北地方土師器編年栗圀式期であるとし、前方後円墳集成10期の6世紀後半に築造されたと考えておきたい。また3号墳からは良好な土器資料は出土しなかったが、埋葬施設が横穴式石室である可能性が高く、陸奥南部における横穴式石室の導入は前方後円墳集成10期の6世紀後半の特徴であることから、3号墳の築造年代は1号墳・2号墳同様に前方後円墳集成編年10期の6世紀後半に築造された墳墓であると考えておく(註3)。

このように、北山古墳群は前方後円墳集成編年10期という非常に短い時間の中で、連続的に墳墓が造営されたと考えることができる。墳墓の造営は首長墓である2号墳の存在を強く意識している可能性が指摘されることは興味深い。

また、新田川の南岸には4世紀から6世紀にかけて墳墓の造営を行っている桜井古墳群があり、河岸段丘の縁辺に総数25基の墳墓が確認されている。桜井古墳群を築いた集団は北山古墳

群のように丘陵の山頂に墳墓を造営した人々とは異なる存在であると思われ、今後、桜井古墳群を築いた集団と、その周辺に墳墓を築いた集団の関係を明らかにしていく必要がある。

調査所見

今回の試掘調査では、丘陵の尾根部に所在する古墳群が確認された。古墳群は前方後円墳1基、円墳3基で構成されており、古墳時代後期の所産である。よって、開発事業に際しては事業計画の見直しによる遺跡の保存が望ましいが、事業計画の変更が困難な場合には発掘調査が必要である。

註

註1 高平孝太郎氏のご教示による。

註2 2000 荒 淑人 『荷渡古墳群』原町市教育委員会

註3 1994 藤沢 敦・辻 秀人「陸奥」『前方後円墳集成 関東・東北』山川出版



154 1号墳 (南から)



155 1号墳 (南東から)



156 2号墳 (北から)



157 2号墳 (南から)



158 2号墳 (北から)



159 3号墳 (東から)



160 2号墳 (北から)



161 1号墳 (北東から)



162 2号墳 (南から)



163 2号墳 (北から)



164 2号墳 (前方部から)



165 2号墳 (後円部から)



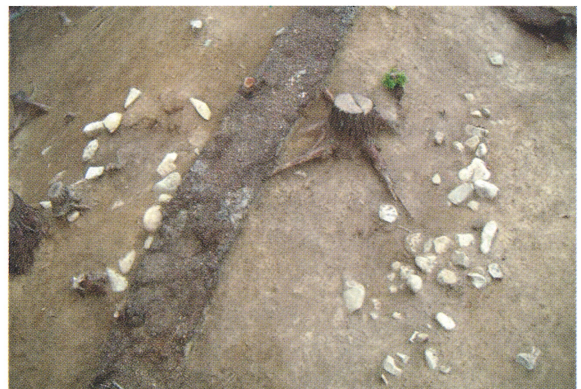
166 3号墳 (東から)



167 3号墳 (北から)



168 4号墳 (東から)



169 4号墳礫出土状況 (西から)

第5章 無線塔跡

第1節 調査に至る経過と遺跡概要

第1項 調査に至る経過

無線塔は、大正10年（1921）から昭和6年（1931）まで使用された磐城無線電信局原町送信所の主塔の通称で、コンクリート製であったが、老朽化により昭和56年から57年（1982）にかけて取り壊された遺跡である。無線塔は、永らく原町市のシンボルとして親しまれていたもので、今日でも多くの市民の胸にその姿が深く刻み込まれている。

建っていた場所は、現在はゲートボール場として利用されているが、具体的な位置については、現地で特定することができない状況にあり、市民からは場所が不明であるとの声も聞かれている。

教育委員会では、無線塔を近代遺跡として位置付け、遺跡を保存するため、位置の確認と遺存状況の把握を目的とした試掘調査を実施することとした。

第2項 遺跡概要

前項で述べたように、無線塔は、原町送信所の主塔であり、高さは約200mあり、当初は主塔を中心として半径約97mの円周上に、杉材5段継ぎの高さ約61mの支柱が18本設置された。

当時東洋一の機能を誇る送信所の完成によって、無線電話の利用はアメリカ全域に広がった。また、大正12年には関東大震災をいち早くアメリカに打電し、その名を知らしめることとなった。

しかし、技術の進歩はめざましく、新式の無線局が開局するに及び、無線塔はその役割を失うこととなり、昭和56年、コンクリートの老朽化により解体されたのであった。

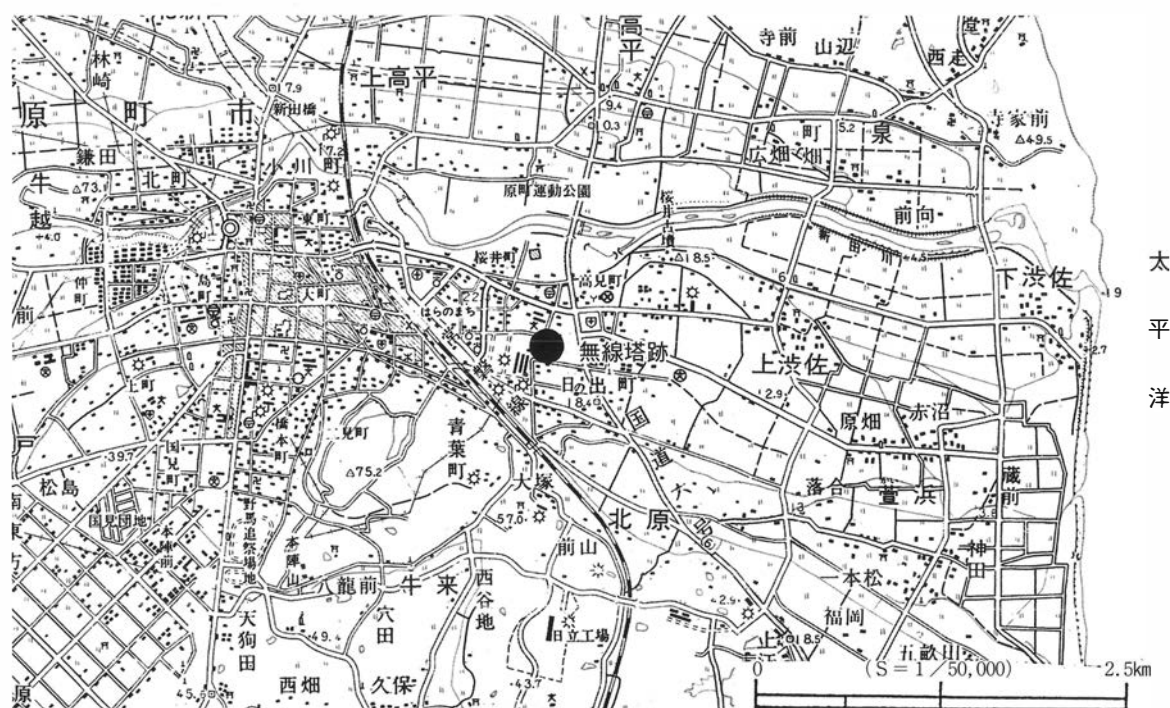


図40 無線塔跡位置図 (1)

なお、地上200mにあった無線塔の鉄製頭部は、現在、野馬追の里原町市立博物館の前庭に展示されている。

参考文献

- 1968 『原町市史』原町市
 1977 二上英朗 『原町無線塔物語』福島中央テレビ
 2000 佐藤祐子 「無線塔の建設」『図説
 相馬・双葉の歴史』郷土出版社

第2節 調査成果

調査要項

- 所在地** 原町市高見町二丁目23-1
調査期間 平成13年11月5日～11月22日
対象面積 2,800㎡
調査面積 235㎡
事業内容 保存整備のための試掘調査
調査担当 堀 耕平
発掘補助員 大内スミ子・鈴木時江・鈴木令子
 ・佐藤正三・番場秀秋・高井孝子

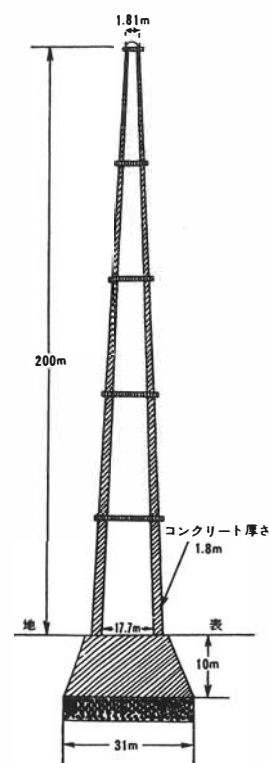


図41 主塔略図（原町市史より）

調査概要

解体前の写真及び解体時の図面を基に、事前に位置を想定しトレンチを設定した。トレンチの表土剥ぎは重機で行い、遺構の検出後は補助員による精査を行った。

現状はゲートボール場になっているが、想定位置の南東から掘りはじめたところ直ぐに、深さ20cmでコンクリートの大きな塊を検出したので、その延長を追いかけて表土を取り除いた。

測量後、基底部の位置を示すため、クリンカアッシュ（石炭灰）を充填して埋め戻しを行った。

調査成果

調査の結果、内径約14m、外径約19m、上面平坦幅約2mの円形のコンクリートの塊を検出し、無線塔の基底部と判断した。上面の平坦部には、所々に15cm間隔の鉄筋が塔の中心に向かって放射状に残っていた。

『原町市史』掲載の主塔略図では、基礎の深さが約10mとなっているので、検出した基底部の南西外側を約3.7mの深さに掘り下げたところ、コンクリートは裾広がりとなって下に延びていることを確認した。

第3節 まとめ

今回の調査で無線塔の基底部が良好に残っていることを確認した。今後は、原町市の発展の足跡と市民のシンボルの証左としてその保護保存を検討する必要がある。（堀 耕平）

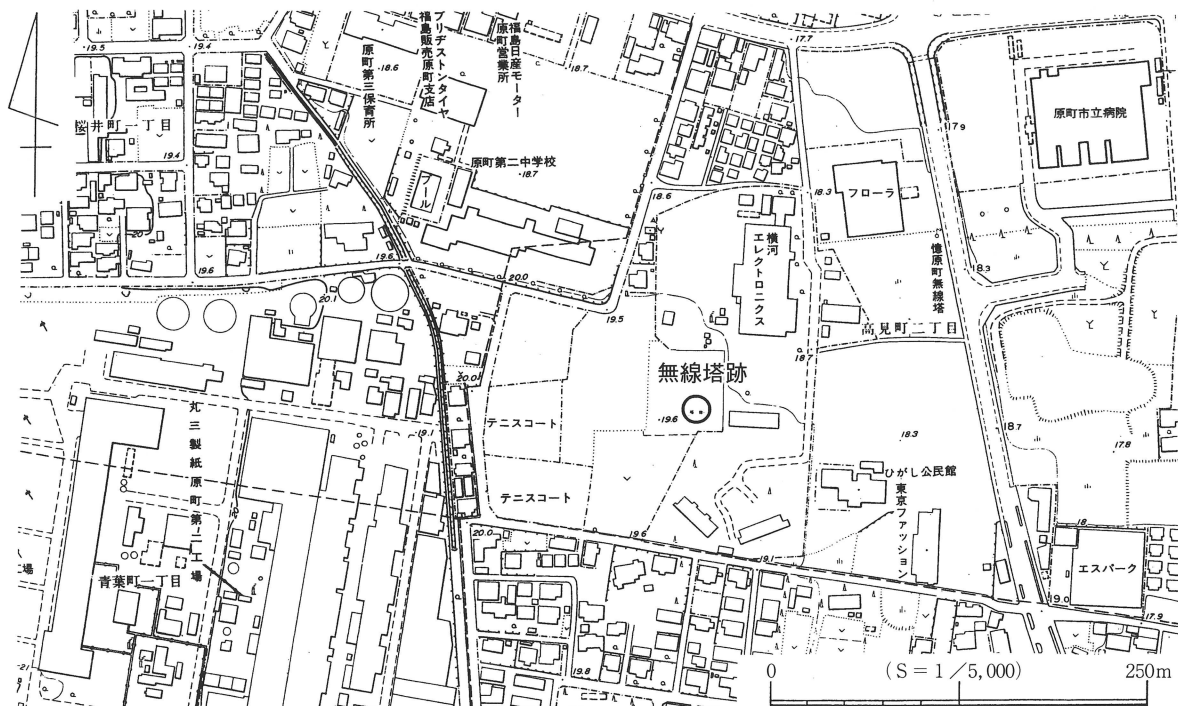


図42 無線塔跡位置図 (2)

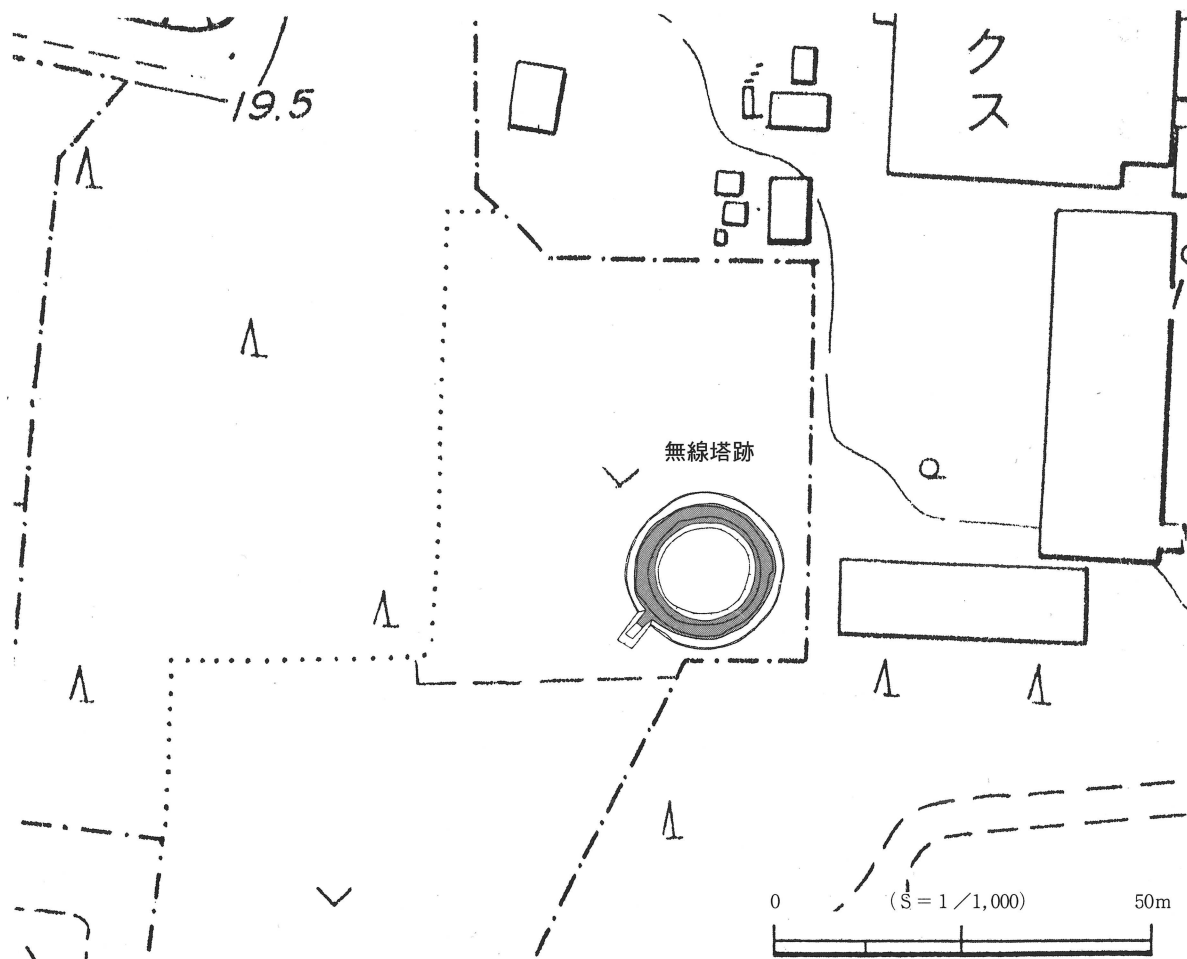


図43 無線塔跡位置図 (3)

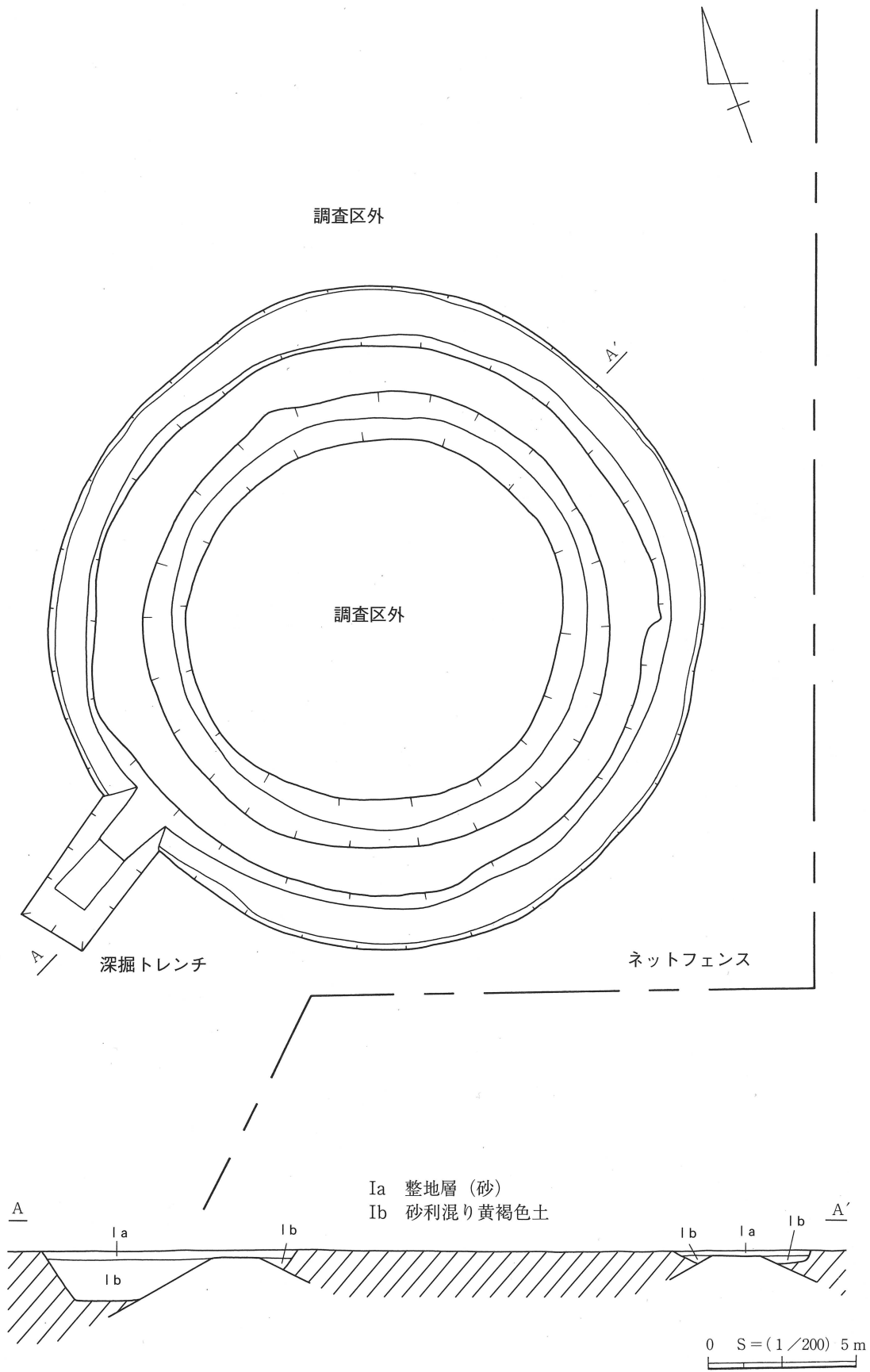


図44 無線塔基底部



170 無線塔のある風景（解体前）



171 基底部検出状況



172 鉄筋検出状況



173 埋め戻し後



174 無線塔頭部（野馬追の里原町市立博物館前庭）

報 告 書 抄 録

ふりがな	はらまちしないいせきはくつちようさほうこくしょ						
書名	原町市内遺跡発掘調査報告書7						
副書名	平成13年度試掘調査 泉廃寺跡（第16・17次調査）・一丁田条里跡・丸山館跡・北山横穴墓群 北山古墳群・無線塔跡						
シリーズ名	原町市埋蔵文化財調査報告書						
シリーズ番号	第28集						
編著者名	堀 耕平・二本松文雄・荒 淑人・藤木 海						
編集機関	福島県原町市教育委員会文化財課						
所在地	〒975-0012 福島県原町市三島町二丁目45番地 TEL 0244-24-5284						
発行年月日	西暦2002(平成14)年3月29日						
所収遺跡	所在地	コード 市町村 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
泉廃寺跡 (第16次)	原町市泉字 宮前	07206 00097	37° 39′ 50″	141° 00′ 50″	20010507 ～ 20011129	1,920	保存整備
泉廃寺跡 (第17次)	原町市泉字 寺家前	07206 00097	37° 39′ 50″	141° 00′ 50″	20010426 ～ 20011218	1,775	保存整備
一丁田 条里跡	原町市下江井 字一丁田	07206 00286	37° 35′ 10″	141° 00′ 50″	20010427 ～ 20011120	1,700	ほ場整備業
丸山館跡	原町市小浜字 丸山	07206 00165	37° 35′ 40″	141° 10′ 20″	20011016 ～ 20011018	150	ほ場整備業
北山 横穴墓群	原町市下北高 平字北山	07206 00301	37° 39′ 20″	140° 59′ 40″	20010709 ～ 20011015	500	工業団地成
北山古墳群	原町市下北高 平字北山	07206 00300	37° 39′ 20″	140° 59′ 30″	20010705 ～ 20010928	2,353	工業団地成
無線塔跡	原町市高見町 二丁目		37° 38′ 00″	140° 59′ 10″	20011105 ～ 20011122	235	保存整備

所収遺跡名	種 別	主な時代	主 な 遺 構	主 な 遺 物	特記事項
泉 廃 寺 跡 (第16次)	官 衙 跡	奈良・平安	正倉院区画溝 掘込地業	土師器・須恵器・瓦 木簡2点・種子	正倉院
泉 廃 寺 跡 (第17次)	官 衙 跡	奈良・平安	掘立柱建物跡 石敷遺構	土師器・須恵器	郡庁院
一 丁 田 条 里 跡	条 里 跡	奈良・平安	なし	土師器	
丸 山 館 跡	館 跡	中 世	なし	陶器	
北 山 横 穴 墓 群	横 穴	古 墳	横穴墓8基	土師器・須恵器・羽 口・紡錘車・刀子	
北山古墳群	古 墳	古 墳	前方後円墳1基 円墳3基	土師器	
無 線 塔 跡	通信施設	近 代	基底部	なし	

原町市埋蔵文化財調査報告書第28集

原町市内遺跡発掘調査報告書7

平成14年3月29日 発行

発行 福島県原町市教育委員会
〒975-8686 福島県原町市本町二丁目27番地
TEL (0244) 24-5284

印刷 株式会社鹿島印刷所
〒979-0023 福島県相馬郡鹿島町鹿島字町159番地
TEL (0244) 46-5555



環境を考慮した大豆インクを使用しています



古紙配合率100%再生紙を使用しています